

# 第9回佐用町議会〔定例〕会議録（第2日）

平成18年9月13日（水曜日）

出席議員 (22名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛	16番	川 田 真 悟
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (0名)				
遅刻議員 (0名)				
早退議員 (1名)	7番	松 尾 文 雄	午後3時から早退	

事務局出席 職員職氏名	事務局 長	岡 本 一 良	事務局 副 局 長	谷 村 忠 則
	書 記			
説明のため 出席した者 の職氏名 (29名)	町 長	庵 途 典 章	助 役	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天文台公園長	黒 田 武 彦
	総 務 課 長	小 林 隆 俊	財 政 課 長	小 河 正 文
	まちづくり課長	南 上 透	生涯学習課長	岸 井 春 乗
	出 納 室 長	小 笹 和 則	税 務 課 長	大 橋 正 毅
	住 民 課 長	山 口 良 一	健 康 課 長	達 見 一 夫
	福 祉 課 長	内 山 導 男	スポーツ振興課長	井 村 均
	農林振興課長	大 久 保 八 郎	建 設 課 長	野 村 正 明
	住 宅 管 理 課 長	田 村 章 憲	地 籍 調 査 課 長	清 水 好 一
	商工観光課長	芳 原 廣 史	農 業 共 済 課 長	城 内 哲 久
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター 所 長	森 脇 正 洋	教 育 委 員 会 長 教 総 務 課 長	山 口 清
	消 防 長	加 藤 隆 久	天文台業務課長	杉 本 幸 六
	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫	南 光 支 所 長	森 崎 文 和
	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴		
欠席者 (0名)				
遅刻者 (0名)				
早退者 (0名)				
議事日程	別 紙 の と お り			

---

## 【本日の会議に付した案件】

### 日程第 1 . 一般質問

---

午前 10 時 00 分 開会

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。昨日に引き続きまして、早朝よりお揃い頂きまして、誠にありがとうございます。本日は、一般質問が中心になるかと思います。なお、本日 4 名の傍聴の申し込みがありましたので、これを許可をいたしております。傍聴を頂きましたみなさん方、大変、お足元の悪い中ありがとうございます。町民の方、お一人お一人が行政に感心をお持ちいただくことは、町発展のために、大変、大事なことと思います。今後ともよろしく願いいたします。

ただ今の出席議員数は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。直ちに日程に入ります。

---

### 日程第 1 . 一般質問

議長（西岡 正君） 日程第 1 は、一般質問であります。17 名の議員から、質問の通告を受けておりますので、通告に基づき、順次、議長より指名をいたします。9 番、敏森正勝君。

〔 9 番 敏森正勝君 登壇 〕

9 番（敏森正勝君） おはようございます。9 番議席の敏森でございます。質問事項につきましては、県との調整機能を果たしているか、ということで質問をしますが、少し脱線し、関連項目を含めますので、よろしく願いいたします。

広い視野に立って新しいものを見つけるよりも、現在の状況を見直し、重要な課題が山積していることを、見逃してはなりません。最近、気象条件は、毎年変わってきているように思われます。時には、思いもよらない災害はもとより、助け合う心の行き違いが多分にあり、土木・農政・教育関係に至るまで全てが、国・県との連携プレーで成り立っております。課題解決に向けて、どのような取り組みをされているか、お聞かせ願いたいと思います。土木関係では、国道・県道の早期開通を目指しての対応、農政関係では、国が言っている農政改革を、町長の立場でどう見るか、県との係わりを含めてお願いをしたいと思います。また、教育関係では、現在の教育は焦点があるように思えないと。夢ある教育はどこにいったかという事で、お願いをしたいなと思っております。土木と農政との関連、農政と教育との関係、全て住民のための、道づくりは、行政にあります。以上、3 点について、この場での質問といたします。

議長（西岡 正君） 答弁願います。

〔 町長 庵途典章君 登壇 〕

町長（庵途典章君） 皆さん、改めましておはようございます。秋雨前線が停滞をして、今日もぐずついた天気になっております。午後からは雨足も強くなるという予報もでとり

ますけれども、台風も発生して、また、いろいろと災害について心配をしなきゃいけないというような状況でございます。そういう中にありまして、今日から一般質問をお受けいたします。ひとつよろしく願いいたします。

本議会には、17名の皆さん方から多岐にわたる質問を受けております。非常に大きな課題また非常に難しい、中々、お答えをしにくいような課題も、問題もたくさんございます。十分なお答えができるかどうか分かりませんが、精一杯答弁させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それではまず、最初に敏森議員からのご質問、県との調整機能を果たしているかとのことで、国・県道の早期開通を目指しての対応についてのご質問にまず、お答えをさせていただきます。ご承知のように、行政は、総合行政の中で、市町村また、県・国との役割分担の上に成り立っております。

私たち、町の行政は、県との強い連携、また支援のもとに行っていかなければならない仕組みになっております。そういう中で、やはり、県との調整を十分に行うことは、町行政の上においての当然のことであり、私もそのように努めているつもりであります。特に、国県道、道路の改善、改良につきまして、合併後のまちづくりにおきましても、国・県道また道路の改良は、非常に大きな基盤として重要な課題でございます。しかし、まだまだたくさんの改良が必要な箇所が残っております。そういうなかで、合併に対しまして、県といたしましても、合併支援の事業としてとりあげていただいて、それぞれ現在まあ、鋭意取り組んで頂いてるところでございます。今後とも、より一層強く、要請をしながら、また、県と協力をともにしながらですね、早期に事業が円滑に進めるように努めて参りたいというふうに考えております。またあの、この土木行政につきましては、県においては、佐用土木出張所、また、県民局、また、県の本庁のそれぞれの担当課がございます。それぞれに対しましてですね、町の状況というものを、十分に伝えながら、より一層早く、強力に進めていただけるように、お願いをしていきたいというふうに考えております。しかしまあ、国における地方歳出削減を含む歳入・歳出一体改革論というものが議論されてありまして、道路財源に対しまして、厳しい状況でございます。そういうなかでありますので、逆により一層、強力に要請をし、また、県との連絡をより一層深めながらですね、事業の推進に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、国の農政改革ということで、農政改革につきましては、平成17年10月に取りまとめられました経営所得安定対策等大綱は、品目横断的経営安定対策の内容のみならず、これと表裏一体をなす米政策改革推進対策の見直し内容と、さらに品目横断的経営安定対策との車の両輪をなすものと言える資源・環境対策の内容を、相互の関連にも留意いたしまして取りまとめられたものです。

今年6月には、担い手経営安定新法が成立し、農政は一律価格政策から品目横断的な経営安定対策で、担い手への所得政策に移ろうとしています。

これらは、小規模農家の切捨てとも一部では言われておりますが、国の政策として決定をしていることでもありますので、町といたしましては、農業者の立場に立って如何に有利に対応できるかを検討し、県、また農協との協力を受けながら推進を図っているところでございます。

具体的には、制度改正に伴う各種の研修会への参加や、農業改良普及センター・農協の担当者との推進会議、集落説明会の開催ということを行っております。今後も県の指導や連携を保ち、事業推進に努めてまいります。

次に、教育関係における県との調整機能についてお答えします。合併における行政機構の変更によって、社会教育、ユネスコ、スポーツに関することを教育委員会から町長部局に事務委任をしていることから、県教育委員会をはじめとする県行

政との調整を危惧されてのご質問というふうに存じます。

確かに合併当初は文書の送付経路や社会教育にかかる委員会、審議会などの上部とのつながりなど、若干の戸惑いがあったことは、承知をいたしております。しかし、それぞれ同じ行政機関としての理解、また調整を図るなかで、事業の推進はかっているところです。

教育委員会をはじめ、生涯学習課、スポーツ振興課、まちづくり課において、事業の調整と職員の意思疎通を図るため、例月の調整会議と重要事項につきましては、町長、教育長を含めた会議において調整を図るなど、新体制を十分に機能させるよう部局を超え、連携を深めるための体制づくりを進めているところです。

さらに、今後は町長部局と教育委員会部局との人事交流はもとより、教員においては、県教育委員会との人事交流など積極的に取り組めるよう支援をしていくことにより、相互の連絡調整の向上が図られるものと考えております。

また、具体的な内容については教育長の方から補足、答弁をさせていただけたらというふうに、考えております。

以上、この場での私からの答弁とさせていただきます。あと、教育長あればよろしくお願ひします。

議長（西岡 正君）                      教育長。

〔教育長 挙手〕

教育長（勝山 剛君）                      おはようございます。敏森議員の質問に対してお答えさせていただきまます。まず、教育の焦点が見えないということではありますが、非常に教育改革が行われる中で、多くの施策がでてきております。私も3ヶ月前まで、学校現場にいましたけれども、多くの事、目先の事、また、将来のこと、これを十分検討して何をこの学校に、何をこの町に必要なのか、このことが非常に見えにくい部分があることを、お伝えしておきたいと思ひます。その中で、自然や、地域、この恵まれた佐用の中で、何を、この学校には必要なのか、将来的にどういう子供を育てていくのか、このことは、学校現場でも多くの時間を使って議論をしているところであります。特に社会性の問題また批判意識の問題、思いやりに欠ける等々の問題、そういうことは、学校現場と社会と、また、家庭も含めてですけども。十分検討していかなければならないだろうと、私も考えています。ということは、焦点が見えないとおっしゃいましたけれども、いろんな多方面から、何を中心にしていくか、このことを1日1日、考えていく、いっていると。そういう実情であることを、知っていただきたいなと思ひます。

それから、夢ある教育であります。昭和41年に佐用郡の教育委員会が、発足して以来、脈々と40年、続いてきました。本年の佐用郡の一般方針のなかにも、夢ある教育、この言葉は、今もあります。それを、私たちがどう、意識するかであります。私は、夢ある教育とは、簡単にいえば、子供たちが、1日が学校へきて、何を学んで納得して帰るか、思ったことをやり遂げられるか、このことを夢ある教育と、私は認識しております。例えば、郡の陸上競技大会がありました。頑張ろうという気持ち。去年より1センチメートルでも多く投げようと、これをクリアする。これは、夢を実現したことになります。そういう意味で、学校でも夢ある教育は、今後も進めていく。こういう思いを強くしているところであります。将来的には、この佐用町を担う人材を育成したい。この思いも強く持っているところであります。先般も、校長会、教頭会がありまして、その旨を伝えながら、1日1日、最善を尽くしてほしい。そう申したところであります。以上です。

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君） まず、住民からみて、一番行政がよくやっていると。認めてもらえるのが、ハード事業であります。国や県とのパイプがどのような状態で繋がっているか、事業の拡大、事業の進め方、事業の取り組み、そして、住民に、地権者に納得のいく施工であります。合併後もう1年がきます。地理的な条件、施工中の条件、内容も様々であって、いかにして完成を早くみるか。行政の手腕がかかっております。新町になり、まだまだ、旧町意識の塊が、県との調整のなかでありはしないか、非常にそこらへんが心配であります。徳久バイパス問題にしても、促進協議会が出来てから、20年が越えます。新町になり、計画も早くできるものと住民は期待しています。調査費も付いたと聞いたが、選挙対策だけの話だったのかと。不満を漏らす人もおります。調査費が付いたとはいえ、すぐに発表できるものでもない。行政には行政の事情がある。十分、検討した結果でないと、発表は出来ません。こうしたことは、住民には分かりません。しかし、できるだけ早く、調整し方向を出すべきだと思いますが、この点についてはどうでしょうか。

議長（西岡 正君） 町長、答弁願います。

〔町長 挙手〕

町長（庵途典章君） 非常にまあ、新佐用町としての、大きな道路の課題の一つであります、いわゆる徳久バイパス問題、これは度々ですね、ご質問を受け、私もお話をさせて頂いておるところです。地域の人のみならず、全町民が非常に強い関心をもってですね、完成を待ち望まれているというふうに理解しております。そういう意味でも、県に対しましてですね、早くその方向性をきちっと出してですね、明確なこれからの予定を、スケジュール等も立ててほしいという要請をしているところです。旧南光町時代からですね、いろいろと取り組まれてきた経緯というものがあるわけですが、県といたしましても、これは合併後のこの新町に対する、支援事業の大きな柱として、位置付けはして頂いてる訳です。そういう中にありまして、やはり、現在の財政事情、道路を取り巻く環境の中でですね、長い懸案の事項であってもですね、きちっとやっぱしその、道路の計画そのものについて、いろいろと調査も再度行いながらですね、ルート決定等というルートで、どういう改良方法を行うかということもですね、再度やはり県としてはそれを調査して検討しなきゃいけないということで、調査費がついて、昨年から今、鋭意調査を行っているところです。そういうふうに報告を聞いております。いろいろと改良方法は、案が何通りか出ているようにですけども、それを1つに絞り込むという点についてですね、完全に絞り込む前にですね、当然町の意向、これまでの経緯から、住民の皆さん方の要望等も、聞いていただいて、盛り込んでほしいということも伝えておりますのでね、やはり約1年間かけて、調査についてもかなり進んでいるというふうな状況にあるとおもいます。近々にですね、そういう状況を聞かしていただきながら、町として県との調整を行って、住民の皆さん、また、皆さん方にお伝えができるように努めてまいりたいというふうに考えております。聞いてるところによりまして、着工についての目標が、平成24年ぐらいを1つの県の目標とされてたようですけども、それも、いろいろと要請をするなかで、もっと早く着手ができるように考えるということがですね、県の上層部からも指示があったと、聞いております。そういうふうに県の担当者だけでなくですね、幹部の皆さんにも常にお願いを、要請をしておりますのでね、そういうことも含めて、早く着工できるように努めて参りたいと思っております。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 関係住民の長年の夢でありますので、よろしくお願いをしたいなというふうに思います。この件につきましても、再三今までにも、一般質問に上がっておりますが、三河バイパスにしても、上三河の旧道との接点、舗装が済めば、使用可能状態であり、下三河地内の現道拡幅に変更のために接点の取り合わせ工事が必要だから、工区内の計画が完成しなければ、開通できないのか、この道路も圃場整備と一体的に出来た道路であります。これも15年以上になります。なぜ、調整が出来ないのか、非常にこう、不思議である。県の言い訳だけなのか、どうなのか。いうふうにも思いますが、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） お答え願います。

〔町長 挙手〕

町長（庵逄典章君） 上三河のバイパスにつきましては、今、敏森議員お話のように、もう着工して一部完成してですね、相当の年数が経っております。私も、町長としてですね、就任させて頂いて、あの現地を改めてみてですね、これだけの道路が完成してるのに、供用開始が全く出来てないと。このまま放置している状況というのは、非常に、異常な状態であると。いうように感じました。そういうことで全体ですね、完成は当然ですけども。現在、完成してるところだけでもですね、供用開始すればですね、それだけ安全な道路として、使用ができるわけなんで、それをまず、優先的にですね、やってほしいということも、お願いをしたところですよ。で、上三河の千種より、奥のほうについてはもう、去年の事業でですね、そこも大体、取り付けが出来たわけです。そうしますと、南側のほうですね、取り付け、この部分から一部まだルートについてですね、変更ということが、県のほうからあって、それを旧町の中ですね、十分に、住民の皆さん方に協議をしてなかった。理解が得られてなかった。ということで、ルートの決定というものがですね、変更後のルートの決定ということが、まだできてなかった状況があった訳ですね。それに対して、現実に合わせてたルートということですね、考えて早く完成をして頂かなきゃいけないという話で、地域の皆さんとの話し合いを何回ももって、調整をさせていただきました。まだ、完成してない部分につきましては、現道拡幅するということで、皆さん方の一応の地域の了解を得たというふうに考えております。しかしこれには、家を7軒くらいの移転をして頂かなきゃいけないというような、大工事が待っております。そういうことで、移転先もですね、町としては、県と一緒に、協力しないとですね、中々移転先さえも十分ないと、というような現状のなかでですね、全ての完成には相当まだ時間がかかると、いうふうに思っております。そういう中で、一応現在の出来ている完成部分の供用開始に必要な取り付けの工事ですね、現道拡幅ということが決定しましたのでね、これに沿った二重工事にならないようにですね、形で現道に取り付けを早くしていただくということで、県としても今年の計画をして頂いて、来年くらいにはですね、の事業としては、取り組んでいただけるんじゃないかと、私は思っておりますけれど。今、強くそのことを要望している状況です。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔敏森君 挙手〕

9番（敏森正勝君） 地元との調整の問題だけというふうには考えられないと思っていたんですが、現道は非常に狭くて、坂井モーターズから駐在所までカーブが非常に多く、事故もあります。通学路としても非常に危険でありますので、なるべく早くこれも進めていただきたいなというふうに思っております。それから、先般の6月の定例会の一般質問の時にも問いかけましたけれども、山崎断層、つまり、土万断層が三河を通り、大原にぬけております。この周辺には地すべり地帯が点在しており、その一角が寺坂峠だと思えます。通行可能になるまで約1年かかるだろうと言われておりますけれど、迂回路が必要なのは、言うまでもありません。そこで、県道中三河佐用線が必要でございます。町長、1期在職中に、何としても方向を出すべきだと思います。確かに、バイパスが完成しないのに、他のところを手がけることは出来ないというのは、一理あります。利便性を考えると、是非、必要な道路といえます。県道とはいえ、町民のためのもの。主導権は、町民にあります。昔から川沿いに道はついているが、しかし、横に走る道路は進んでいないのが、現状であります。地球の変動による地震の恐ろしさは、体験していないだけに重要視されていないが、被害が起きてからでは遅いと。県への働きかけが要望されるが、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） 町長。

〔町長 挙手〕

町長（庵逄典章君） 道路につきましては、毎日の生活に欠かせない施設です。そういう中で、旧南光地区の南光の地形、状況を見ますとですね、千種川のこの本流に沿ってですね、谷がずっと深い谷になっております。いわば1本の道路が、幹線道路が走っているという形で中々それからの横に連絡する道路というのはね、これがまあ、それと比べると非常に弱いというのが、今現在の状況だというのが認識をしております。この7月の集中豪雨によってですね、寺坂のところでは地すべりが起きてですね、不通になったと。そのことによって、全くまあ、その横への連絡道路というのが、1本だけであったということですね、通行止めになり、毎日の生活にも非常に大きな不便をかけているということで、そのことについての状況は、十分に認識をしているところです。そういう意味からもですね、今、敏森議員がお話のように、いろいろな災害とか、状況から想定して、少しでもたくさんのルートを持つということはね、安全を確保する上でも、重要なことだという認識はもっております。ただまあ、まず、現道であります、寺坂のですね、工事復旧について、場合によっては1年くらい、不通になるんじゃないかということでしたけども、できるだけそれを早く開通していただくということが、まず専決です。これは、近々のですね。県の方で、地すべりの危険があるということで、調査を行った結果ですね、当初、危惧していたかなり、そこからの地すべりは起きていないと。表層の地すべりであるということですね、大体の状況の把握が出来て、この件につきましては、地権者の了解を得るために努力していただいておりますけれども、迂回路的な工事をすることによってですね、10月末までには、何とかできるんじゃないかということで、今努力をいただいております。その迂回路もですね、将来的にも、そういう崩壊があった時には、使えるようにということで、2車線にそこは広くですね。もう将来的にも道路を使うというような形に残していくというような考え方で、この復旧に当たっていただいておりますのでね、この点については、ある程度、



見通しが立てたのではないかなというふうに思っております。ただ、もう一方の根本的なその中三河佐用線、これは非常に前からいろいろと、地域の皆さん方の強い要望なり、また取り組みもあったというふうに聞いておりますし、私もそのことには認識をしておりますけれども、県にもこの件については、非公式にはいろいろと話はさしていただいております。今、敏森議員もお話のようにですね、県といたしましても、そういう三河バイパスそのものですね、本線の工事もまだ途中で止まって、全て出来てないと。というような状況のなかでですね。新たな事業にすぐ取り組んでいくというのは、非常に難しいのが現実だということも、実際のところは聞いております。これは、ある意味では長期的にですね、捉え方、運動で取り組んでいかないとですね、実現はしないと思う訳なんですけれども、長期的な今言う、話さしていただきました、地域の状況からみてですね、道路の確保していくと。いうことにつきましてはですね。非常に大事なことはないかと。必要なルートではないかなという考え方をしておりますので、この点については、地域の皆さんも、先般いろいろと、また、集まってですね、お話になったということも聞いておりますのでね、地域の皆さん方とともに、県との連携をとって、どのようにこれから進めていくか、それによって1歩1歩前へ進めて行く方法にですね、考えていきたい。そういう取り組みをしていきたいなというふうに考えております。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） なるべく早く、県との調整を、お願いをしたいと思います。次に、国道373号線の下上月から円光寺に至るトンネルはいつ始まり、いつ完成なのか、これらにしても段取りがあり、ルート案がでてから、何年もかかっているように思います。このように県にしても、中々進めようとしなないし、理由は予算がないと、それが口癖のようにしか、聞こえないように思います。このようなところにも、県の谷間がある。協力している地元にもいつまでも、迷惑をかけるのではないかと。少しでも明るい兆しを見せるよう、県に働きかけていただきたいと思います。次に9月8日の神戸新聞に県は急傾斜地の崩壊などが発生した場合、住民の生命身体に危害が生じる恐れがある。土砂災害警戒区域に、佐用町が指定されました。今回、指定されたのは、奥海、若州、上石井、水根、下石井、海内、桑野、庵、延吉の北部9地域で、対象戸数が440戸、各区域の実情を踏まえた情報伝達方法、避難場所や避難ルートなどをまとめたハザードマップを作成し、住民が早期に非難し、被害を未然に防げるよう、必要な情報を周知徹底させることが、義務づけられるとなっております。防災マップもでき、崖崩れ、危険箇所、山腹崩壊危険箇所、地すべり危険箇所など、全ての地域に思わぬ危険箇所が点在しておりますが、県では、2009年度以降、警戒区域のなかから開発などの規制がかけられる、特別警戒区域の指定と進めて行く方針ということですが、そうすると、県の許可がないと、この区域内での事業、工事等は出来ないのか、それとも、県が全て、崩壊等の危険な場所によっては、早急に対応し、砂防堰堤、河川整備など、県事業でもしてもらえるのかどうか、誓約だけされて、町の負担が増えるのではないかなという心配もございします。そういったことにつきまして、1つ、お願いしたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵逄典章君） 災害に対してですね、いろいろと県もその対策に今鋭意をそれぞれの担当、部署で取り組んでおられます。その一環として、特にまあ、生命に危険のある土砂災害ですね、これについて、県としてもですね、そういう情報伝達をし、まずは、生命の安全を確保を図るということに、力を入れておられるんだということで、この土砂災害の急傾斜地の指定、これについては、今回、佐用町に置いては、町内に置いてはですね、今お話の個所が指定ということになりましたけれども、まだ、順次ですね、全町に当たって調査をされて、数年かけて、それぞれ指定をされるというふうにも聞いております。今回、ハザードマップ、現在の段階におけるですね、そういう情報のもとに、昨日お話しさせていただきましてハザードマップを今、作成をしているところですが、それにもですね、そういう土砂災害、地すべり、一部ですね、大体のこの辺が危険であるという指定表示もしている訳です。そういう指定を受けますとね、開発とかいろんな事業についても、規制も当然、法的な規制もでてくるんじゃないかというふうに思います。ただ、その指定を県がしたからといって、その辺り全てその急傾斜地なり、土砂崩壊地域に対してですね、そういう防災工事、治山工事等をやってももらえるかどうか、これは、やはりまあ中々財政的に考えてもそんなに、急に財源が確保できるというふうには思わないと。そういうふうには、あんまり予想は出来ないんですけどね。しかし、そういう指定が受けるということは、危険度が高いということですから、それに対してはですね、他の地域よりかは、そこを重点的にその対策をしていくと。いうふうな方向は当然、出てくると思います。ただ、それをほなら、町行政が、町が指定したから、あとは、町がやれというようなこと、言われてもですね、これはやはり、先ほど話も出ました町と県、国、それぞれの役割分担のなかですね、取り組んでいかないとですね、町行政だけで、それが達成できるものではないというふうには考えております。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） 敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 次に、農政関係であります。高齢化が進むに連れ、米政策が大きく変わろうとしています。米は日本という国家の成立に深く関わった作物で、栄養価、食味、貯蔵性で非常に優れ、さらに人口支持力は、他の作物より高い。米は歴史を動かす原動力だとも言われております。しかし、米の消費減や後継者不足等で稲作の将来を危ぶむ見方がありますが、日本人は米を食べなくなるかといえば、それはない。食文化の中核としての米の位置は、そう簡単には変わりません。国の農政改革によって、小規模農家は益々苦しくなり、佐用町にあう地域づくりが必要であるが、農業は欠かせない産業の1つであります。生き残りをかけた唯一の考えはあるかということでございますけれど、先ほど、町長のほうから、話がありましたように、来年度からの問題もございまして、けれども、そういった状況のなかで、1つひとつ町としても考えていただきたいなというふうにも思います。国家的な農業政策の立場と地域の総合的な経営に当たる町長では、視点が違いがあります。政策支援の対象にならない小規模農家をどうするのか、町長はこの問題とむかいあわなければならないと思います。地方自治体は、農山村小規模集落の生活歴史・文化を擁護する立場にあります。担い手農家の育成集落営農の組織化に取り組む指導的立場にあり、基本的な農政改革を全うするのでなく、その地域、その地域に応じた活動ができるような行政を望みます。そのためには県との連携プレーが必要であり、県職員を引き寄せるだけのパワーがほしいと思います。この点についてはどうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） 答弁願います。町長。

町長（庵逄典章君） これまでもいろいろな、農業政策が打ち出されてきた訳ですけども、中々その農業のこの問題に十分に機能するような政策がこれまで実際、実行にあるものがなかったというのも事実ではないかと思えます。そういうなかで、国としてもですね、これまでの農業米政策、特に米政策の点、大きな転換という形で、一律にですね、全体を保護していくという考え方ではなくて、その担い手、集団営農、やはり効率的な農業生産に向けて動き出してるような感じがする訳です。ただそれが、その非常に地域の佐用町のような実態にはあわない部分、たくさんあります。やはり、国も一律にですね、農業政策として、捉えられてもですね、そういう政策に合う地域とまた合わない地域、この辺を分けて考えていただかなければ、それぞれの地域においては、その対応が非常に難しいと思う訳ですけども。しかし、一方では国がその政策を打ち出した以上ですね、それにのっかっていかないとですね、敏森議員言われますように、地域の状況に合わせて、地域を守っていくというのが、当然その町の役割、大きな役割なんですけども。そのそれを行っていくための力というものは、その地域に十分な力がない訳ですね。だから、大部分は国・県との政策のなかでですね、いかに地域の实情に合わせた形で、それに取り組んでいくかという形にひとつは努力しなければならないということです。ですからこの担い手の育成、また、集団営農こういう営農組合、こういう形ですね、農業営農ができるような、やっぱり努力というのは当然していかなきゃいけませんし、職員としてもですね、まだ、県普及所、農協との連携のなかでですね、それが可能なところについては、そういう政策を少しでも有利な形で受け入れられるような取り組みを、まずはしていきたい。言うふうには思います。しかし、それがですね、実際にはもう、そういう組織が出来ない。そういう営農方法が出来ないという所に対してですね、じゃ、どうするか、極端に言えば、農業そのもの自体が、続けることが出来ない土地、そういう農地がたくさん生まれてきてる訳です。これに対して、行政としてもですね、これまで、一部グリーン佐用というような組織を作って、町行政が応援をしながらですね、そういう対応をしてきた訳ですけど。これも中々実際のところ、うまくいかなかったという現状がございます。しかしまあ、それをですね、ほっておけば、実際に荒廃する農地がどんどん増えていくという。そういうことも目に見えてる訳です。少しでも、その農地を活用し、また皆さんが少しでも意欲を持って農業にも取り組んでいただけるような環境作り、これは今、また普及所にも、いろいろと指導を受けながらですね、地域の特産品の開発、また桃を植えたり、果樹をやったりですね、自然薯とかそういうものの生産、栽培もしていただくようになってきておりますし、また、ハウス園芸とかですね、そういう小規模でもあってもですね、収益も上げながら、取り組んでいけるような、そういう体制を作りたい。それには農業だけではなくて、それを販売していく、地域で販売していけるような、そういうその取り組みも必要だという事で、農産物の販売所、そしてそれを、それに対する供給をしていく栽培、いろいろな新しい作物の栽培、そういうものと連携してですね、取り組んでいく必要があるというふうに、考えております。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） 敏森正勝君。

9番(敏森 正勝君) 農は国の元という言葉があります。戦争で都市部が空襲にあい、人を吸収した場所が農村であります。国民生存の最後の駆け込み寺といえます。今回の農政改革で、国は丁寧に地域づくりの視点から検証し、施策を進める一方、柔軟な対応が望まれております。特色ある地域農業の将来をどのようにとらえていくか、これも国から県へ、県から町へ、末端行政の手腕の見せどころかと思えます。佐用町全体からみて、一部地域だけを支援の対象にせず、それぞれの地域に光を当てられるように公平な立場で、みてほしいと思えます。そして、高齢化に伴う重労働は出来ない状態は目に見えております。弱者協力型で常に、進歩ある農政に心がけていただきたいと思えます。国の根幹は、農であります。農業が元気で健全でなければ国が揺らぐということ、県や町が先導者として、地域づくりに全うし、高齢化農業の見直しを議論する場を設けてほしいと思えます。他産業との格差に悩まされ、農家は誇りを失っております。改革とは農家にとって何なのか、高齢化に伴う豊かさはとは、何なのか。佐用が起点になり、新しい農業施策を考案できるよう、議論すべきではないかと思えます。役場普及センター、農協が一带となり、地域を盛り上げる指導者であってほしいと思えます。また、地域づくりの本体が、農であることを忘れてはならないと思えます。考え方をより鮮明に映すことを、お願いをしたいと思います。次に、教育関係では、現在の教育は焦点があるように思えないということで、学校教員研修でコーチングと呼ばれる技術を教える講座が増えているらしいが、会話を通して相手のやる気を引き出すことが難しくなっていることが、背景にあるといわれております。日本では2000年頃から企業の社員教育などに採用されるようになったと聞きます。今の子どもたちに、どうやって前向きな気持ちを起こさせるのか、教員も親も悩んでいるという。大人が子どものやる気を引き出す技術を身に付けないと、向き合えない時代になっております。県教委は、2004年9月から、県立学校教頭の研修に取り入れたといえます。こういった新しい取り組みを、町教委でも積極的に取り入れる努力は考えられないかというふうに思えます。そして、一般的な常識のない、あるいは視野の狭いことで人に教えるということは出来ません。児童・生徒から見れば、教師は雲の上の人でなければならず、サラリーマン化しては、立派な教師とは考えられません。逆に子どもに、教えられるようなことでは、教師としてでなく、友達感覚でしか、子どもはみていないし、校則など守るということをしていない。どこに原因があるかということ考えたことがあるでしょうか。上津中学校では、何年か前から、ひまわりを作付けし、育てるということに専念し、今ではその種から、油を自分たちで絞り、造るという喜びと、完成という充実感を味わっています。こういったことから、非行、不登校という言葉が聞かなくなっております。不登校の原因は、様々であるが、その原因、究明をし、学校では対策について、協議を行い、校内教育に拍車をかけていると思うが、不登校対策は教委として、考えられているか、お聞きしたいと思います。

〔教育長 挙手〕

議長(西岡 正君) お答えください。教育長。

教育長(勝山 剛君) まず、やる気や創造性を高めるための技術としてコーチングが薦められていることは、議員ご指摘のとおりです。

企業では、自分で考え行動する人間を必要としています。また管理職においては、職員の考えを把握し、一緒に解決に向かうことのできる人が求められています。このような関係を築くためには、意見を聞き、肯定的な自分の意見を伝えることの出来るコミュニケーション能力が重要であると考えます。

佐用町の教育委員会でも、校長・教頭研修においては、企業の経営者を招いて講演を聴い

たり、そういう機会は持っているところであります。さらには、県教育委員会の教育研究所がありますが、そこでもひとつの研修のプログラムのなかに、企業またはお互いのコミュニケーションを図るグループ討議等々が計画して、佐用町の職員もそこに参加しているものもございます。また広く知識を求め、創意工夫を凝らしながら、指導技術や能力を高めていくことが教育現場でも強く求められていることを認識しています。

次に不登校対策についてのお答えですが、8月現在、ちょうど、9月1日の始業式段階で、小学校10校のうち3名、中学校4校のうち7名が現在不登校生徒・児童という状況にあります。学校の対応としましては、特に親との連携されには中学校に今1名づつ、週1日、スクールカウンセラーを配置していただいておりますが、スクールカウンセラー、それから担任、養護教諭さらには管理職、またそれぞれ、例えば、中学校でありましたら、部活動の生活もありますので、部活動担当教諭、それぞれ、そのときそのとき、チームを組みまして、具体的にこどもの現状、親の実情、学校での生活の実情、そういうものを出し合いながら、一人一人に対応しているところであります。また不登校生徒のひとつの対応としましては、適応教室を設置している市町もあります。佐用町内には、今のところは設置しておりません。西播磨の現状であります。たつの市、赤穂市、相生市、宍粟市に現在設置しているところでございます。宍粟市では、保育所の空き教室を利用して2・3名の児童・生徒が午前中のみ退職教員等の指導を受けていると聞いております。現代の社会現象と言えるかどうか分かりませんが、非常にこう近々にもこどもに関わる、考えもしないというんか、起きても当たり前という考え方もあるかも知れませんが、本当に心を痛くする。言葉に出ない事件、事故が多発しているところです。事件に内在する要因はさまざまだと思いますけれども、自分を律すること、社会の規範を身に付けることなど、多様な視点にたち、基本にそった対策が必要であると、そのように認識しておりまして、学校現場でもそれぞれ個々に応じた、対応をできる限り精神誠意、私は指導していると。そのように理解しております。

学校教育での取り組みも、十分とは言えないと思います。これには家庭の協力、地域の協力、更には関係機関の協力、そういうものが今後も必要となってきます。教育委員会としましても、学校との関係機関との連携の筋道を十分指導しながら、また支援しながら、進めていきたいと考えております野で、よろしく申し上げます。以上です。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） 敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 適応教室につきましては、町内の教師も望んでおりますので、その辺もよく考えていただきたいなと思います。家庭教育、つまり親との懇談がどこまでできているか。家庭との連携プレーが非常に大事だが、家庭のどこまで入れるか、教諭としての立場、学校としての立場を真剣に考えるべきであります。また言葉の省略が流行っております。初めて聞いたものは、何を言ってるのかわからない。テレビの見すぎか、それとも社会情勢の所為にしてしまうのか。こういうことを世間が悪いという。世間を悪くしたのは、自分たちであって、他人事としてしか、考えない。言葉の省略は怠けの始まりにしか思えません。3段とびでいえば、ホップ、ステップでおわり、ジャンプがない。ちょっとした事で大きな過ちをおこす場合があります。正しい言葉、正しい躰、正しい服装を身に付けるよう、家庭・学校での教育はより一層、重要視されると思います。また地域の子供への育成支援が、必要ではないでしょうか。最近親が子を殺したり、子が親を殺したり、友達を殺すという身近な犯罪が多い。何故このようなことが最近、多いのか考えたことがあるでしょう

か。前回も言いましたが、獣よりも劣る。愛情心がない。特に家族愛に欠けております。自分勝手に、自分さえよければそれでよし。助け合うということをしな。佐用のように田舎は、まだましかもしれない。しかし、それも薄れてきているように思います。伝統行事であるものも、邪魔くさい、大義、しんどい、忙しい。というスクラムを組んでの団体行動はしたくない。金さえ出しておけば解決する。金にならないことはしない。何でも、金の所為しよゐにしてしまう。金を出せば何でも手に入る。苦勞を知らない大人が多いからそうなります。こうなれば、学校教育だけではなく、成り立ちません。先端技術の遊びに変わってしまい、肌をすり合わせての遊びがなく、孤独な遊びになり、自分の世界は自分の部屋だけということになってしまっております。ストレスがたまり、犯罪を起こすものが多い。それも軽度の犯罪ではない。前回も言いましたが、社会教育がどれだけ重要かということでございます。心の通う教育、つまり学校だけでなく、家庭教育が教育の原点であり、それに地域がカバーしていくことにより、安全安心のまちづくりといえるのではないのでしょうか。佐用の教育の最高の責任者が社会教育課をなくすることに同意するようでは、教育機能ははたせません。今、子供たちは何を求めているのでしょうか。食べ物でしょうか、皆着ていない服でしょうか。物を与えられたことよりも家庭または地域のぬくもりのある、基礎教育ではないのでしょうか。しっかりとした、根をはりがんばっていただきたいと思。こういったことにつきまして、思い当たることがありましたら、お聞かせ願。いたいと思。います。

議長(西岡 正君) はい、残り時間が4分であります。それをお含みの上、答弁願。います。

教育長(勝山 剛君) ありがとうございます。ひとつ、私も35年の教育を、学校現場でお世話になってきた訳ですが、教師は採用の辞令をもらった。先生である。このことを、私は学校現場ではなくて、他の職場で聞きました。これは非常に厳しい言葉でありました。先般の教頭会の研修がありまして、その時に管理職が教員を指導する、支援する。その話の中で、まず、先生は4月1日から先生であると。こどもも、親も地域もみていると。このことを十分、心に持って仕事に当たってほしいとこのことを言いました。1面、何故そういうことをいいますかとい。いますと、3年たっても先生になりきれないとか。そういう声もやや聞。く訳です。そういう意味で責任ある職場でありますので、意識の改革を進めてい。きたいと思。います。

〔敏森君 挙手〕

議長(西岡 正君) 敏森正勝君。

9番(敏森正勝君) 郡教委時代、夢ある教育と題して、広報を出し教育とは何であるか、佐用の教育方針は、目標はこうであると言。っておりました。しかし、最近はどうだろうか。目標は掲げたが、内容が伴わない。以前は指導主事が居て、学校訪問をし、教員を指導していた時代がありました。やっと教育長の穴埋めが出来たと思。えば、指導主事で課長として、頑張っていた先生と教育長の入。れ替。えで、空白状態になってしま。っております。前歯が出来、整ったように見えるが、奥歯がない。噛み下して教師への指導が出来ているのかどうか。というふうにも思。っております。先ほど教育長の話もありましたが、これからも一生懸命、頑張。っていただ。きたい。と思。っております。体制不十分の教諭であることは、言うまでもありません。郡教委統合当時、教育長以下8人でやっていた。当時は分校を含め、22

校、先生の数も300人を超える時があり、姫路市にひけをとらない教委であったと思います。学校の教師が個々の思い通りの指導をしてしまえば、教諭としての立場がありません。そのために、一般奉仕があります。また、教師が困れば、誰が困るか、児童生徒が困ります。県教委との調整はどうなっているのかなど、いうふうにも思っております。来年度まで待てといわれるのか、まだ、半年、指を加えて、待っているのか、教師や教委は、辛抱すればよいのかもかもしれません。しかし、こども達に今という時間はありません。一時が勝負なんです。対策を考えていただきたいというふうに思っております。総括的にみて、土木行政と、農政の関連は大きく、特に災害について、どちらが主と見るか、今回の山くずれのために、道路を塞ぎ、川をせきとめるといった状態、原因は山崩れであるが、災害を最小限に食い止めるためには、チームワークは必要であります。何事も十分協議し、県との関わりもあり、調整しながら町民に納得のいく対処をしていただきたい。農政と、教育、これも農教育からいえば、食育の問題、あるいは上津中の話もしましたが、

議長（西岡 正君） 敏森議員、時間が過ぎましたので。

9番（敏森正勝君） もうちょっとだけ、もの作り、育てる、養うという観察、あるいは保護の問題、心の教育はここから生まれると思います。佐用地域を作る道づくりは、人づくりからということでもありますので、ひとつ、よろしくお願ひしたいと思います。時間をとりまして、非常に申し訳なかったと思います。また、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（西岡 正君） 続いて、4番岡本 義次君の質問を許可いたします。

〔4番 岡本義次君 登壇〕

4番（岡本 義次君） 4番、岡本義次でございます。今日は3点の事柄について、町長に問うていきたいと思ひます。今年はずねことその他暑く、暑いかんかん照りの日が続いたと思へば、また、今のように梅雨に入ったように雨が降りつづいております。今年だけじゃなくてずね、1時間に60ミリ、70ミリと降るようなそういう天候不順なずね、温暖化に伴う、地球が悲鳴をあげているようでございます。ずすから台風シーズンとか、こういう雨が降った時に、またそういう災害がおこれば、また金が要って、また町民の方が苦しんだり、そういう財政的に圧迫するということで、大変そういうことも心配しておるところでございます。それでは、本題に入らしていただきます。ひとつはずね、獣害対策についてということでございますけれど、佐用町全域で、イノシシ、鹿、タヌキとかヌートリアという、そういう獣害の農作物の被害が出て、農家が大変困っております。町内のあちらこちら、民家を網柵で囲んでずね、どちらが、人間がオリに入って、まるでそういう、私たちが閉じ込められているような、いわゆる事由もござひます。そういうことで、農家の方は、野菜も米も収穫する時には食べられてしまい、農家も何も作れないような状態でもあり、また、る気を大変なくされておるところがござひます。そこで次の事を問うていきたいと思ひます。1、イノシシとか鹿の1頭当り、捕獲すればいくらくらいでなっておりますのでしょうか。その2、その予算は、もっと増えないのでしょうか。3、イノシシ、シカのその使い道は、コロツケ等今使われておりますが、それ以外のことで何かお考えはあるのでしょうか。その4、鉄砲でけでなくずね、罟とか大きな柵を作り、簡単な講習で捕獲許可を与えられないのでしょうか。その後捕獲期間も長くずるとか、町内一円、捕獲許可をもらひ、特区とかの申請をしずね、そういう獵期期間だけじゃなくて、捕まえる方法

をやっぱり模索していかないと駄目だと思います。その6、柵以外にですね、電気柵とかの補助金は、今の中でですね、だぶっていただくことはできないのかということでございます。そして、今後の対策はどのように考えていらっしゃるのか、それからですね、やはり彼らも生き物でございますんで、戦後、杉やヒノキをいわゆる、植林し、食べものが無くなりですね、そういう広葉樹といいましょうか、そういう実のなるどんぐり等植えてですね、風倒木の後でも補充し、シカが山で暮らせるような、シカとかイノシシがですね、ある程度は、共生できるようなことにしてやらないと、彼らも生き物でございますんで、増えた分は、やはり捕獲していかないと駄目だと思いますけれど、そういう点について、お伺いしたいと思います。それから、2点目でございますけれど、佐用町の観光についてということで、佐用町の観光協会も合併後ひとつになりました。新佐用町においても他町に見られない、自然が残り、観光地、よい見るところの募集もあります。南光町のひまわり館の向こうのキャンプ場等は近畿でも3番以内にはいって、たくさんの町外の方がお見えになって、キャンプにも訪れております。そういうところで商工観光課も出来、もっと多くの方が町外から、観光に来ていただいて昼食や特産物の土産を買ってもらったり、また、泊まってもらうことによって、佐用町にお金が落ち、そしていろいろな波及効果を生んで、そこで佐用町でとれたお米、野菜も消費しそこで賄い人の、そういうアルバイト賃も出来ですね、そういう町内の人口が少ない時に、やっぱり町外の多くの人を呼び込んで、ひとつのまちづくり、地域づくりの活性化を図っていかないと、駄目だと思います。そこで次のことを問うていきます。

1つ、佐用町の昨年の入込客は、いくらの方がおいでになったのか、2つ、そのうち宿泊客はいくらであったのか。3つ観光客がおとした金額は、いくらぐらいとみておるのか、予想で結構でございます。4、今年の入込客の予想目標人数は、いくらぐらいと、立てられておるのか。5つ、観光客がおとす予想金額は、いくらぐらいと思われておるか、6、ひまわりに多くのバスがきましたが、笹ヶ丘とか、道の駅、味わいの里等で何台ぐらいのバスが入り、何人ぐらいの方が、昼食されたのか、7、バス会社や旅行会社とその前項、6で申しましたことで、そういう打ち合わせが、向こうの方と出来たのかどうか、8つ目として、佐用町全体のことで、多くの旅行会社とか、今後の観光のあり方や招待してですね、この前の歴史めぐりのような格好で、旅行会社の方を招き、佐用町には、こういういいところがあると。見て頂いて、私は姫路城とか、佐用町の組込んで、湯の郷の方でも、行っていただいて、そういうこともやっていただきたい。そういう風に思います。それから、9つ、全職員にスプリングエイトや、なゆたのことで、観光のあり方を、職員の方に論文で、どのように考えておるか、まちづくりとか、地域づくりのこれを考えてみいということで、そういうことを募集されて、職員自身が考えられたことがあるのかどうかを問うてみたいと思います。それから、観光についての、今年の研修や勉強会の中身はどのように、されておるか。町長は観光の位置付けをどのように思われておるのか、佐用の観光を今後、どのようにされるのかということをお伺いしたいと思います。それから、佐用町の職員の適正人数についてということでございます。このことについては、佐用町4町が合併し、職員の総数が414人と聞いております。近隣の市町村と比べて、下の表をみていただいたら、おわかりになりますように、突出しておる訳でございます。合併後とはいえ今後どうするのかということで、次のことを問うていきたい。1つ、他町と比べて、町長はどのように思われておるか。2つ、係りが課に昇格し、このように多くの方の課長さんがいらっしゃいますけれど、町民に対してどのように便利になったのか。その3つ、各課の仕事の人区割り、比率が出来ておるのか、何人区でその課が、仕事ができるのか、また各人振り分けの、そういう適正は適切なのか。ということでございます。4つめ、いわゆる、公務員の場合は、公務員法に守られてですね、民間のように肩たたきとか、そういうことにい



きませんが、そういう5年後、10年後のですね、そういう見据えて何課、何人体制でいられるかということ、今のですね、行政改革担当のですね、総務課の参事とか、税務課の参事いらっしやいます。そこでどこら辺まで進んどうか、そういうことも踏まえてですね、教えていただきたい。それから、財政的に考えて交付金が、人件費に食われてしまわないかと言うふうに危惧しております。先だって昨日ですね、監査報告の中にもありましたように大変ですね、23.5%ですか。人件費が年間414名が、34億8700万ほど要る訳でございます。夢前などひとつ例にとれば、136名の体制で9億1,000万ほどですんでおります。まあこれは、合併して4町がひとつになったということで、一概には言えません。しかし、5年後、10年後見据えた時に、そういう体制に持っていけるようにやって、していかないとあかんと思います。それから、そういう国や県がいわゆるこういう1つの施策で、合併させた以上ですね、やはり国や県に働きかけてですね、そういう5年後、10年後の体制、見据えた時に、あまったといえば、失礼かも分かりませんが、できる人数だけ置いてですね、そういう人は、そういう姫路なり赤穂、たつの、国や県の機関にでも、どういんですか、転勤いんか、国や県へ行くということは、格上げなるんかわからんですけど、そういう体制も考えていただかないと、そういう佐用の財政が、ほんとに果たして、10年後まで、やっていけるんかというような状態で思っております。それに伴ってですね、唐突なこと言うかもしれないですけど、そういう国や県に行く事と、民間とかの出向もですね、1つはですね、世の中どんどん変わっていきよう中でですね、いつまでも安閑とされとたらね、そういうようなことも思っていたかないと駄目なように思います。それから、総額で人件費をこれ以上上げないという策は考えていらっしやるんか。そして最後に適正職員の人数はいくらとみていらっしやるのか。このことについて、町長にこの場での発言として、問うていきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

議長（西岡 正君） 町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） それでは、ただ今岡本議員から多くの事柄につきましてご質問をいただきました。それぞれできるだけ、順を追ってお答えをさせていただきたいと思っております。まず、獣害対策についてでございますが、このシカやイノシシの被害、かなり以前から各地で出ておりますし、近年益々その被害が拡大をしている状況でございます。この対策に対しては、以前は、トタンの板、海苔網というようなものをですね、設置していただいて、それに補助をさせていただくというような形で対応してきました。また近年は電気柵、そして、ある程度恒久的な金網フェンス等の設置ということで、事業としても取り組んでおります。それとともにですね、猟友会にもお願ひをいたしまして有害獣の駆除という形で、被害防止に対して、対応をしてきているところでございます。しかし中々ですね、この効果が出ないし、抜本的な対策にはなっていないというのが状況でございます。1、2点目のイノシシ、シカ捕獲について猟友会に捕獲活動を依頼しているところでありますが、そのイノシシ、シカの捕獲につきましては、1頭につき1万円の補助金を今、交付してるところであります。しかし、実際にこの単価はですね、積極的に捕獲をしていただくには、十分ではないというふうに私は、認識はしております。抜本的な対策としては、やはり、この頭数、数を制限していく減らしていくということが、1番ほんとに大事だというふうに思いますし、県に対してもそのような対策をですね、まず積極的に打ち出してほしいと。その1つとして、この捕獲、猟友会なり、そういう対しましてですね、もっと積極的に捕獲をしていただけるような、それに見合う経費が賄えるようなですね、補助金が出せるよ

うな体制を作ってほしいと、そういう政策を行ってほしいという事は、再三要望はしておりますけども。今の所、そういう対処的なんです、フェンスを設置していく。またその被害に対してですね、保険をかけると、言うような、そういう、一応対策という形で取り組んで現在、なっているところでございます。この点については、今後また県とも協議しながらですね、考えていかなきゃならない部分ではないかと思えます。

次に、シカやイノシシのその使い道、利用方法ですね。イノシシは、この猟期中に、捕獲されたものについては、ほとんどこれは商品として売れます。しかしシカ肉につきましてはですね、中々利用法というのが難しい。ということで、現在は猟期以外にも捕獲したシカにつきましては、シカコロッケという形のようなものを、特産品として開発をさせていただきましてですね、販売に力を入れていただいております。この部分については、かなり販売も伸びているんですけども、しかし、実際大量に捕獲した場合に、こういうシカの肉等につきましてはですね、これを十分に有効に利用するということが、全国的にも中々非常に難しい状況にあるということです。大量に捕獲すれば、埋めるとか、焼却するとかいうような形をとらざるを得ないのが現状ではないかと思えます。次に捕獲許可の件であります、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づきまして、獣、網、それから罾の免許があります。兵庫県では今年度から兵庫狩猟免許取得推進特区が認定されましたので、罾だけの免許が取得できるようになりました。次に捕獲期間につきましては、最長60日となっております、現在捕獲期間の申請は最も長い期間で、全町域を申請して許可をいただいております。次に補助金の件であります、以前に補助金を受けて防護柵を設置してる個所に新たに電気柵を設置されても、補助対象基準にはしておりませんので、この点についてはまだ全町域にですね、金網フェンス柵の事業も終わっておりません。これもかなりの予算をもってですね、対応しておりますので、当分の間2重の投資はできない。対象にはできないというふうに考えております。次に今後の対策であります、要望のある地域の防護柵設置の補助または猟友会への有害鳥獣捕獲依頼を継続して対応していきたいというふうに考えております。また地域集落におきましても、地域の取り組みとして、柵の修理、維持管理を行っていただきたいというふうに考えております。次に風倒木の跡地についてでございますが、現在鋭意風倒木の整理を行っております。造林の対象樹種は、杉・ひのきだけではなくて広葉樹でありますケヤキ・コナラ・クヌギ・もみじ等そういう実のなるような広葉樹についてもですね、この跡地の植林に植えるということで、事業対象にはなっておりますけれど、この点はやはり、森林所有者のですね、意向によるところがありますので、町から一方的には指定することはまだできないということでございます。参考までに、ご指摘のような野生動物が住んで、餌となるような紅葉樹林の植栽につきましては、今年から創設をされました、県民緑税、この税の使用の目的にですね、対象にされて、対象事業としてね、実施されるというふうなことも聞いておりますので。町としても、そういうことについては、十分配慮しながら取り組んでいきたいと思っております。次に、佐用町の観光についてでございますが、観光客の動態調査数値で申しますと、本町への昨年の入込客の総数、推計で89万9,000というふうに出ております。それから、宿泊客数は10万1000人となっております。観光客がおとした、おとしていただいたと言うんですか、お金がいくらくらいですか、ということですが、中々、観光客が使われる金額というのは、わかりにくいんですけども、佐用町のような観光は、かなり1箇所みて次へ行ってしまおうというような、ルートの観光になっておりますので、多くのお金が落ちることが望めない状況であります。仮にまあ、1,000円一人が使っていただいたけると、単純にですね、計算しますと、89万ですから、8億9千万という数字は、計算はできます。次に今年の入込客人数及び目標金額ということについては、非常に予想困難でありますので、こういうことについて、まっ、昨年と一昨年、それぞれまあ、推計をしながらね、それを

少しでも増やしていくようなそういう施策、考え方で取り組んでいきたい。いうふうに考えます。次に、ひまわり期間中の観光バスについてのカウント台数は469台でございました。ひまわり畑へ立ち寄る観光バスは、他の観光ルートとして、組み込んであるために、議員がご質問の町内施設の利用は、ほとんどないのが現状でございます。ただ、味わいの里には、昼食のために、2台の予約があったというふうに聞いております。バスとは違わせて乗用車での行動が自由でありますので、笹ヶ丘荘にありましては、宿泊が26名、入浴・食事に200名以上、笹ヶ丘公園に1000人くらいは、そのひまわりの方から回ってこられたというふうに聞いております。その他も、各直売所や、瑠璃寺・自然観察村、町内の各飲食店に行かれた方もあろうと思います。中々、利用客の実態までは、十分に掴むことはできません。

また、バス会社、旅行会社との打ち合わせについてでございますが、社団法人兵庫緑公社が実施する我が町PR制度の打ち合わせによりまして、観光バス6台、226名を誘致して、観光会社からの問い合わせに際しましても、開花状況、また受け入れ体制等の案内等、行ったところでございます。次に、観光バスの観光ルート作りについてでございますが、近年の多様化する観光客ニーズに対応するためには、町内のみルートでは、不十分であります。広域的なルートの検討が必要であります。兵庫県域を範囲とする財団法人兵庫ツーリズム協会あるいは、少なくとも、西播磨ツーリズム振興協議会を範囲とするルート、この点をこの協議会の中で考えております。

次に、職員にそういう問題に対する論文を求めたことはあるかということですが、そういうことに限定した論文を求めた事はございません。研修会や研究会につきましては、商工観光課の職員が兵庫ツーリズム協会や西播磨ツーリズム振興協議会での協議・検討・研究会・意見交換会・実施事業案などをそれぞれの管内関係者によって協議・研究に取り組んでいるところでございます。

次に、観光を位置付けをどう見るかということですが、私の観光行政に関する考え方は、観光客の動向がさまざまな産業とのかかわりをもって、広範な経済活動の展開につながり、その経済波及効果が多岐にわたる大きな経済効果をもたらす裾野の広い重要な総合産業であるという風には位置付けております。

次に、今後の取り組みといたしましては、近年は、価値観が多様化して観光地の選択肢が非常に広がっていることから、その観光客ニーズに対応する必要があるかと思えます。観光資源には、河川、滝とか動植物、自然現象などの自然観光資源また史跡、城跡、社寺、年中行事と伝統行事、スポーツ、レジャー施設などの人文観光資源、また歴史景観とか、田園景観、また郷土景観などの複合型の観光資源など全てが観光資源になりうるというふうに思えます。潜在する町の魅力を再認識し観光資源情報を雑誌やエージェントに発信する情報通信の充実などのPRに努めるとともに観光商品の開発支援、各種のイベントや宣伝、啓発活動、商工会や生産団体を始めとする各種団体組織等の協力体制の強化などによりまして息の長いまちづくりと観光客の誘致に観光協会とともに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

次に、職員の適正人員ということについての、問でございます。質問の項目が大変多いので一括して申し上げるところもございましてご容赦いただきたいと思えます。

昨年の10月の合併に伴い、庁舎を始め職員、学校施設や保育園、上下水道施設に介護福祉施設、公園等々数え上げたら限がないほどの多くのものを、合併のなかで引き継いでおります。新町が引き継いでおります。また他町とは比較にならないほどの延長距離を有する町道、農道、林道等もある訳であります。従いまして合併せずにいる町と合併した後の町を単純に比較することは、非常に無理があるように思えます。今質問の通告のなかにあります比較表ですね、これも佐用町以外は全て合併をしてない町が明記されております。

そういうことで、合併した町のね、現状もどうであろうかということも、1つ比較をしていかなきゃいけないと。いうふうにも思います。しかし実際問題としてこのことにつきましては、機会あるごとに交付税等の優遇措置のある期間中に職員数を始め、施設の統廃合等本来の町の規模に合った形に順次整理していかなければならない問題だというふうには申し上げてきました。従いまして、職員の適正な人員につきましては中長期的な視点に立って、行政サービスの低下もできるだけ、きたさないように留意しながら計画的に適正な定員管理を行っていかねばならないというふうに思っております。次に課の関係でございますが、合併協議の中でも、課が多いのではないかとのご指摘もございましたが、新設の課に置いては、それぞれ目的をもって課を設置し、それぞれ専門分野として積極的な業務を遂行いたしております。最近は生活様式の多様化などによって、行政サービスも従来とは異なった質的な向上が求められてきております。町民の立場にたった行政サービスの展開を図るためにも、支所の所管業務や本庁機能との関係なども今後整理しながら、組織全体について必要な見直しを行い町民のニーズに対応できる効率的な行政組織の構築に努めていく考えでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、職員の国や県の機関に送り出す考えはないかとの事ですが、現在佐用土木事務所に1名を出向させております。設計技術面の向上に努めているところでございます。今後も必要に応じてそういう職員の質向上等能力を高めるための、研修を兼ねた出向ということについては、考えていきたいと。いうふうに思っております。しかし今ご質問の中で、国や県へ職員を派遣するとかいう話ですけど、逆に現在国や県も職員の削減に取り組んでおります。国からもですね、町職員に採用してくれないかと言うような依頼も逆にあるような状況にもある中でですね、中々、一変にですね、こういうその期間にですね、職員を送っていくということは、難しいということもご理解いただきたいと思います。次に人件費を上げない策はないかということでありますが、人件費だけに限らず効率的な行政運営を行うためには、事務事業の見直しを始めとして組織機構の簡素、合理化また民間委託の拡大、OA化等事務改革の推進等々の取り組みが常に求められております。特に、職員数については、種々取り組みのなかで総合的に抑制を図っていかなければならないと考えております。健全な財政、安定した財政運営の確立を図るために具体的な部分については、今後総合的に検討し、行財政改革マスタープランを本年度中に策定をする予定として今鋭意、いろいろと事務を行って検討を行っております。追って、報告ができるものと思っておりますので、1つご理解をお願いをいたします。以上、この場での岡本議員からの質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はいよろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） 岡本義次君。

4番（岡本義次君） それではですね、獣害対策について、町長も昨年、町長選の時に全域をお回りになった時に、ずっとお気づきになったことと思いますけれど、本当に家をですね、網で囲って人が檻に入っているような状態のところが多々見受けられるし、ご存知のように、田とか作物が食い荒らされてですね、私も町内うろうろ、よくしますが、大変困っていらっしやいます。ですから何とかしてくれと、こういう悲鳴が聞こえておる訳でございます。ですから農林振興課がですね、もっとイノシシを捕まえる係りくらいつくってでもですね、私は大きないわゆる鉄砲では限度があります。彼らも鉄砲の音聞いたら山奥

へ逃げてしまって、その鉄砲の音が聞こえなくなったらですね、また麓へやってくると。ということで、柵を作ってね、両側から入れるような、そして一変に5頭でも6頭でも連れのうちに入ったら、出れないような格好の、ああいう感じのやつを、そういう試験的にですね、今日強いネットがございます。ですから、上飛び越えないような範囲の中でそういうよく出る桜山とか、そして、奥海のほうの、そういうところへ、獣道といって、でてくるところは大體、わかっておりますんで、そういうようなところへですね、両サイドから入って、入れるように。ずーっと、柵やってます。その柵に沿って、どっか入るところがないか、ということで、彼らもうろろして、ずっとしてますんで、そこへ食べ物でもね、投げ込んでそういう、その餌に連れられて入ったら、出れないと。そういうような格好の中でね、そういうやつだけでもね、試験的に作っていただくことはできないんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

町長（庵途典章君） 頭数を減らす。捕獲して、まあ言えば殺すということ、そういうことで銃だけではなくてですね、罠また柵いろんな方法が考えられると思います。猟友会だけでなくですね、今その一般の方でも、罠が使えるようになりまして柵を設けると。そういう大規模な柵じゃないんですけども。檻ですね。捕獲する檻、こういうものも、餌付けをして捕獲をするような事の取り組みもですね、方々に檻も設置もさせていただいております。その地域でですね、皆さんがそういうことで、皆で取り組んでいこうということで、考えていただけるようでしたら、それに対して町としてもなんだかの支援策というのもの、また具体的に検討はしていきますけども、町がそこだけ、何処かに柵を作るといようなことは今の所中々できないというふうに思います。

4番（岡本 義次君） そしたら、今の町長の答弁聞かしていただいたら、こういうふうに解釈して言い訳ですね。たとえばその村によって困っておると、ほな網とか、そういう柵を自分とこで作るから、そういう費用について、要る分についてはしていただくというふうに解釈してよろしいでしょうか。

議長（西岡 正君） 答弁願います。

町長（庵途典章君） まあ、その内容を聞かしていただかないとわかりませんが、そのやはりまずまあ、その土地の皆さん方がまずそういうことをやろうとすれば、一人ではできないと思います。皆が協力してそういう対策をしようということがあればですね、それに対して、今こういう柵なんかの、防護柵なんかに対してですね、補助事業を行っております。そういうことをね、一応取り入れてですね、そういう中で対応ができるんじゃないかなというふうに思いますけど。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

4番（岡本 義次君） そしたら、それは一人や二人でするんじゃないで、部落単位で取り組んでそういう方向でですね、部落の方がやるということであれば、そういう援助なり指

示をしていただいでですね、ただ網を、柵をしとって、それを乗り越えてやられたら、被害対策で補助すると。そういう町、言うんか、その防護の姿勢だけじゃなくって、今日日、本狼というんがおりませんし、彼ら鹿に対してもですね、天敵が居ないがために、もう増えるばかりなんです。ですから、ある程度はやはり、駆除しないと本当に人間が、地方の村から追い出されるような格好で困っていらっしやいますんで、そういうようなところについては、そういう沢山の金は要らないと思います。今強いネットのゴルフの家で打ちっぱなししとつような、あんなんだったら、別にそこ突き破ってでるようなことないと思いますんでね、周りの動かんような格好の中で、両方から入ったら出れんと。そういうような格好でしてですね。ある程度駆除してそれから特区の期間言うのを、今 60 日と聞きましたがけれど、もっと長くするような、佐用町ですね、特区か N P O か何か、考えることは、農林振興課も考えてないですか。

議長（西岡 正君） 答弁願います。

町長（庵途典章君） ま、ちょっとあの、付け加えて申し上げときますけども、そのそういうふうに、罨って言うんですか、その檻の中に入れてもですね、それを処分するということまで含めてね、考えていかなかきゃいけない。これはやっぱり生き物を扱うのは、非常に難しいです。沢山例えば檻の中に鹿が入ったと。それを誰がこれをその処分するのか、これはやはり、もう猟友会とか、そういう方をお願いせんなら、できんわけです。だから、地域の皆さんもそういうことやるとすれば、当然まあ、猟友会なんかと一緒にね、なって、一緒に協力していただけるということが前提の中です。そね、取り組んでいかないと難しいと思います。それからその、特区というのは、その罨をね、個人でも受けれると、罨だけを受けれるというようなね、そういう形になってるといことです。60 日というのは、捕獲する今認められている捕獲期間です。

4 番（岡本 義次君） 今、国がですね、そういう特区とか、N P O を設けて、その地域にあったですね、まちづくり地域おこしを図ろうとして、こういう制度を設けておる訳でございますんで、ですからそういう本当に佐用町のように、実情的に困ったところはね、やっぱりそういういろいろな農林振興課なり、考えてですね、そういう期間もですね、もっと長くしていただくとか、そういう大きな檻に、そういうことも踏まえてですね、申請して見る必要があると思います。そのことについて申請する意思があるんかどうか、教えてください。

議長（西岡 正君） お答えください。農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 今、兵庫県が特区をとっているというのは、今、町長が言っております、狩猟免許をですね、罨と網と一緒に 1 つのセットになっております。それを網と罨と別々に受けれるというのが、兵庫県がとっている特区でございます、それとあの、猟期の期間 60 日というのは、1 回、申請して県からもらえる日数は 60 日であって、その後また、捕獲の要請があれば、その後また申請して、また最初の 60 日ということで、現在進めておりますので、1 年間 60 日だけではございませんので、その後まあ、継続して全町域を捕獲活動の地域として、今現在許可をもらっております。

それと、特区のほうの申請というのは、基本的に猟友の適正化に関する法律というのがありまして捕獲するには法律があります。簡単にまあ、特区とってできるかといったら、それでもございませんし、それと捕獲するのに際してもですね、猟友会、資格持っておら

れる方の責任者言うんですか、位置付けしていただいて、檻とかセットしておられるところは、そういうような格好でその、やっております。ですから猟友会の方、資格をもっておられる方をですね、こちらとしてはまあ、よくお願いしてですね、今後はもうそういう対策には方法も考えていきたいとそういうふうに思っております。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） 岡本義次君。

4番（岡本義次君） そしたら今、農林振興課長おっしゃったように60日のその期間をですね、もうどういうんですか。切れたら出し切れたら出ししてですね、ずっととれるような格好でやってくださいよ。皆町民困ってますよ。もう皆泣いてますんですよ。ですから、ほんまに、もっと真剣になってね、考えてやらんと。もう、歳がいくしもうやる気ないようになって、もうみんな、今町長がおっしゃった、田畑を放棄田のような格好でね、増えつつあるというのが実情でございます。ですからその辺とらまえて、町長1つ、特区なり、そういう捕獲の檻の簡単なやつを試験的に部落の要請があれば、して、捕まえてやっていただく方向で、お願いしたいと思います。

それでは、次の件で、佐用町の観光のことについてでございますけれど、町長は、大撫の開発委員会の中で、中川町長と庵途町長がいらっしゃった時、私も出さしてもらって、2回ほど申し上げたことございます。佐用町に自慢できるとこ作って、皆さんですね、町内の人口が少ないのであれば、町外の人に来ていただいて、そしてそういうお昼食べてもらったり、ガソリンも入れてもらい、また、特産物の土産も買ってもらい、そして、泊まってもらうことによってね、やはり、そこで取れたお米、野菜、特産物そして賄いの人の、そういうアルバイト代も出ると。そういう波及効果をですね、まず会社を呼ぶといっても中々、ごっつい補助金でも出さない限り、外国に逃げてしまっ、人件費の関係で、会社はきてくれません。国においてもですね、後発の遅れた後進国ほどですね、そういう観光を大事にして、お客さんにきてもらうことによって、お金が沢山落ちてですね、その町が潤っていくような格好でございますんで、佐用であれば、そういう働く会社とか工場、そういう働き場所がないだけに、やはりこういうことにももっと力をいれていただいてね、折角商工観光課もできたんでございますんで、何故観光会社と連絡とってですね、姫路城とそしてその後、佐用のひまわりでも、瑠璃寺でもそのオートキャンプ場でもですね、来さしてもらって、飯、ここで食べさすような方策、取れないんですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。町長。

町長（庵途典章君） 町が、全て直営で経営をしていく訳ではないんですけどもね、やはり民間活動として、そういうことがいろいろと支援ができるような形をとるんが一番いいんだと思います。ただまあ、町の施設の中ではね、そういう取り組みはしております。今はそのひまわりとその観光ルートを、これ先ほども答弁させていただいたように、会社からの案内もしておりますし、いろんな問い合わせにもいろいろと対応してですね、観光会社と連携をして、これだけの400何十、60台からのですね、観光バスも来ていただくという形にもなってる訳です。ですから何もしてないというふうに言われてしまっは困りますし、ただそれを十分ではない、ただここにお金を落とさせていただき、使っていた

けるようなこと、これはその地域の町の今の状況に中でね、1箇所ですら十分に1日を過ごせるような個所、施設はないわけですから。そのルートとしての中での位置付け、そうすると、そのルートの中でどれだけここに滞留していただいて、少しでもその地域の産業に貢献をしていただけるか、経済活動に貢献していただけるようにするか、これはまあ今、特産品を開発したりまたいろいろなものを提供できる、観光客のニーズにあわせられるようなですね、施設も充実さしていかなきゃいけない。これは、ただ町として町だけがやるんじゃないでね、このことを個人の方もですね、何とかそういう商売ができるように、そういうことができれば、つながるようなね事を、町としては誘導していかなきゃいけないなど。いうふうに思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 先般のですね、町長や各課長、議員の方も見られたと思います。四代新聞、新聞にですね、こういうふうに、三菱電機が「なゆた」のことを取り上げてですね。全国にこういう無料です、佐用の事を発信してくれております。ですから、私はこういう世界一のね、代物があるのにね、全然活かされとらん。私に言わしたら。職員の方にも、これについて何かやったこともないと。いうことも。再々私申し上げとう。世の中、どんどんどん、変わっていきよりますんで、それにおおたようにですね、やっぱり私たちが勉強、研修せんと、世の中ついていけませんよ。そら、待ってね、観光客来てくれるような、そういう時代じゃないです。今町長言われたように確か、佐用町だけでは、1日過ごせるというんはないんかもわからん。そしたら、今言うたとうに、姫路城見た後、佐用へきて湯の郷へ泊まれる。そういうことをね、旅行会社と積極的に、課長が行って、話していただくとかね、それからそういうふうに持っていかんと、これがもう、死んでしまっておると思います。先だって、私ちょっと、黒田天文台長にもお話したんですけども、石垣島ということへ、5日間ほど、相生の市議員と6人と研修で勉強さしてもらいました。そしたら、その時にやっぱり彼等は離島であるんですけど、南のリゾートということで、大変そこにですね、人が来ていただくものすごい努力しとる訳ですよ。ですから、私は佐用も折角商工観光課もできたんですからね、町長がやはり、そういう1つの道筋をつけていただいて、観光課にこういうふうにせんとあかんぞとか、こうおもっとるぞということでね、やっていただかないと、この前町長2年前にね、県知事来てテクノで懇談会あったときに、県知事が大撫のことでもおっしゃったでしょ。佐用町がやるんだったら、県ほっとかへん。いうて。応援してやるって。県民局長もね、県民緑税を今年から発行しとんですって。うまいこと、それを回しますから、使いなされ。とこういうことまで教えてくれとんですよ。ですから里山の手入れにね、なんで私は、地元はね、自治会いうんは金も、そういう能力も人も、もう高齢化してないかもわからんけど。やっぱりそれを育てていくにはね、南光町のひまわりでも1年であんだけになったんじゃないんですよ。いわゆるひまわり館のそういうモータープールにしても。ですから、そういう呼び水をね、やっぱり指導してやっていって、民間なり、地元を育てていって、ある程度は肉付いうんか、してやらないとね、育たないと思います。そこら辺どうですか。

議長（西岡 正君） 答弁願います。

町長（庵逄典章君） 岡本議員お話のようにですね。中々すぐに効果が出るということは



難しい。いろいろと続ける事によってですね。それが育って行ってそれが1つの地域、また広い範囲に知れ渡ることによって、価値も認めてもらい効果的な事業に発展していくというような形です。だから、そういう意味では、現在あるものも大切にしながらね、それをいかに今後また育てていくかということ。こういう取り組みというのはね、やっぱり常に必要であろうと思います。1つは目標を持ってやることも大切だと思いますし、商工観光課もね、新しい課として新町でできました。町内のいろいろなそういう資源また施設、そういうものを有機的にですね、今後捕らえて連携しながら、更にまあその商工観光が振興していけるようにね、やはり取り組んでいく。これがまあ、与えられた使命ですから、そういう形で取り組んでまいります。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） どういうんですか、大撫山にね、草刈に年に2千万ほど使って草刈った。というようなことも、ずっと聞いてます。そして、その後の一方がね、私は観光町というんは、その後にやっぱり、皆さんご存知のように、奈良県の吉野なんか、全国から室津でも、土・日でも一杯の人、そして岡山の和氣の備前のそういう藤公園でも一杯もう、毎日が佐用姫さん、私たちがこどものとこに相撲が来たり、サーカスがきた当時のように、人が、どっとどっと行きようわけです、毎日。ですからそういうかたまったとこを、私は1年で作れというんじゃないで、5年、10年、20年かかってでも、階段1歩一歩登るようにして、やはり計画を持ってね、私たちの子供や孫が、そうやって庵途町長が頑張ってくれた時に、こういうことができだして、今実がなり、花が咲き、そして金が落ちて、こんだけ地域がよくなったなど。そういうふうにならね、やっぱり将来計画見据えてね、持って行ってやらないと、私は駄目だと思うんです。この星のね、世界一のぶんがあっても、星というのは、どういふんですか、限られとんですね、まあ、星の好きな人というのは、純粋な方で、ですから、星以外にそういう付帯効果を持たしたやつを、作ることによって、花を見て人を怒りはしません。人の心を癒して、そういうなんなりますんで、皆さんここにいらっしゃる議員も、課長の方も今言った、奈良県の吉野とか、室津とか和氣の藤公園とか。そういうやつ行ってみてください。漆野の1本桜のあの大きな桜でさえ、多くの人を引き寄せてね、どんどん来るんですよ。ですから、そういうなとこにですね、あっこのお住職さんも怒ってましたけど、今までもらいよった補助金が減らされてないようになった。いうて、どないなとんや。いうて。ですから、ああいう立派なものは引き続いて守っていただくように、やっぱり一律に金を減らすんじゃないで、そういうふうに行って長くみんなの人に佐用町はいいとこだと、行って見たいな。住んでみたいな。というふうにもっていくんは、やっぱり行政だと思いますんで。人が若者がどんどんどんどん、町へ流出し、じいちゃんばあちゃんばかりにならね、どんどんどんどん葬式ができておるような状態でございますんで、そこら辺ですね、行政としてもやっぱりそういう事を、頭においてね、やっていただきたい。このように思っております。

それでは、3点目のですね、適正人員についてということで、今確か町長は、合併してない課とは、比較、一概には、これは私もできないというんは、重々認識しておりますけれど。その今行政改革担当を置かれてですね、1年もすれば、まとめあげる事ができるだろうと、おっしゃっておりますけれど、今どこらへんまでそれが、進んどんですか。教えてください。

議長（西岡 正君） はい、答弁ください。財政課長。

財政課長（小河正文君） お答えさせていただきます。この行政改革の関係、先ほど特命参事2名を貼り付けてですね、職員からの提案いただいたところ、217件ほどの提案をいただいております。それを分析させていただいて、大分類しまして3分類でございますけれど、それをまとめて、この8月のお盆前にまとめあげたい。こう思ってたんですが、若干、遅れまして一応、この8月末に、職員各部会からの提案をまとめて、この9月22日に課長会、本部会といいますけれど、そこで再度、見直しをかけてまいりたいと。そして一応12月に県の方に報告ということで、一応の計画しておりますんで、その前に議会議員さん、そしてまた住民の方にもですね、広報等通じましてお知らせをしていきたいなというふうに考えております。

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） そういう計画をですね、1日も早く作っていただいて、将来は、いわゆる佐用町の人口比率そして面積もちろんですけれど、役場の体制が、合併したとはいえ、支所があるとはいえね、どれくらいでいけるんかというのを、1日も早く出していただいて、今こんだだけ大勢の方がいらっしゃる時にね、私は申し上げたいんは、税金の滞納でも4億6581万円と、昨日監査委員報告でおっしゃいました。不能欠損もですね、700万円からあるんですよ。ですから、こういうことをね、1つの私は仕組みを作ってくださいと。これは誰もね、払わんでいいんだったら、払わんですよ。それで、世の中成り立ってね、たくさん儲けられる人は、たくさん払い、少ない人は少ない。

住宅家賃でもね、1年間雨露しのいで入っとなですよ。ほいで、条例で決めとんですよ。それで、町民に条例守れ守れ言うたって、条例、町が破るようなことでいいんですか。私は行ってね、決算委員会でまた質問さしてもらいますけどね、あなたたちがどれだけ努力されとんか。その人たちに家まで運ばれて3回、5回、行ってね、あなたが、3万円よう払わんのんやったら、2万円払ってくださいよと。5千円よう払わんのんやったら、1千円払ってくださいよと。そういう1つの仕組みをね、各人としてくださいよ。あんたたち。ほんとに。笑いごっちゃないですよ。町長。

町長（庵逄典章君） 笑いごっちゃないけど、内容をよく知ってから言ってもらいたい。

4番（岡本義次君） いや、知ってからってね、やっぱりね、そら、町民の方も大変関心もっておられますし、やっぱりそういうことはね、私もわかります。しんどさ。だけどやっぱり今おる時こそね、やっていただかないと駄目な訳ですよ。そういう不公平さもありますし。正直ものが馬鹿を見るような世の中したらあかんのんですよ。ほな、一般の人はね、久崎でもすごい住宅浸水して、浸かりました。そしたらね、全部固定資産税も直した大工さんから、屋根とんだ家の改装から、全部自分でやるんですよ。住宅へ入っとなのは、全部もうやったげんとあかん言うようなことでやられました。そらそんなかには、確か私はね、ぬいぐるみとって追いはぎじゃないと。全部病気になった人を、寝込んだ人を、それから、今、会社首になった人を、そういう人まで全部、追いはぎとるようにしてこいと言うんじゃないと。やはり話していただいて、兄弟までしたんですか、親までしたんですか。払ってないところ。そういうところまでやっぱり1つの仕組みを作ってね、頑張っていたかないと。あなたたちね、臨時職員募集で時間給615円ですよ。いや、650円か。そしたら、前回に私が聞いた時に、職員の時間給、2385円、2,400円。4倍くら

いの差がついとうですよ。ですから、民間の佐用町の年収が400万あるかないかと。その中で、職員の方、何ぼまでとはいいいませんがね、皆さんの想像していただいたわかりますようにね、やっぱりそんだけね、頑張っってやっていただかないと。町民がある課長さんが、本庁の町長の目の届いとうとは知りませんがね、時間来たらぱっと帰られたり、それから、わしら何ぼ言うてもなあ、届けへんし歳やでなというような、課長の声聞いたと聞きましたんでね、そんなことでね、やる気になっってんかな思て。ですからそういうこともやっぱり町長ね、皆にそういう1つの目標作ってください。PDCA、プランDOO実行、チェック。これ、まわさすようにね、全部やって本当に町民がね、ちょっとでもようなる。町長いっつも、ああ、財政的に来年の予算組むの苦しいしんどい、どないしたもんや、いうて、基金でも今年、11億円食いつぶしたと。食潰しとったら、そういう災害が起きた時でも困るような状態になるんですよ。いつ夕張のようになるか、わからんですよ。もう、私は合併してね、おまけの特例債もありますけれどね、ですからやっぱりそういう時に、今体力を強くしてね、皆がそういう危機意識もって町民のために頑張ってもらおうと、そういう方向にね、やっぱりやっていただくんじゃないと、あかんのんかと思います。そこらへん、町長、もし・・・。

〔町長君 拳手〕

議長（西岡 正君） 町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） ご指摘の内容について、私も全て十分にできてるとは申しません。これからまだまだ努力しなきゃいけない分、たくさんあると思います。ただですね、今実際に町としても、いろんな問題、例えば税の滞納についても、いろいろな使用料、料金についてもですね、そういう対策委員会も作り、また各課においても、それぞれ担当者の方がですね、訪問したり、また税についてはすべて公平に一応、いろいろな段取りを踏みながらね、最終的には差押えまでさしていただくという手続きも踏んだりしております。だから、そういうね、やってる内容をやはり私は、正しく見て頂いた中でね、判断をしていただいて、これ以上、公平にやれという話をしていただかないと、今の岡本議員のからの指摘は、町の職員がですね、そういう滞納とか、そういうことに対して、非常に怠慢であるというようなね、全然外へも、そういう収納にも出向いていないというような言い方に聞こえます。そうではないということだけは知っていただかないとですね、職員としても、折角一生懸命やってる職員も非常につらいと言うふうに思います。職員も確かに比較すれば多いといわれるのは、確かです。ただ、ここで表を出されてるものについては、合併をしてない、合併をしていないところであってもですね、やはり最終的にはその町の規模にあった体制に作っていかなくちゃいけない。現在の上郡のですね、比べますと上郡は合併しておりません。そういう中でね、佐用町としては、今比べるとですね、保育所、小学校の数も違いますし、また給食関係、上郡は全くありません。それだけでも20人くらいの職員が違う訳です。それから天文台もありません。老人ホームも上郡にはありません。そこにもみな、職員を配置してあります。それから消防においてもですね、上郡は赤穂消防に委託をしております。だから、消防職員40何人も全く違う訳です。あとはもう、当然合併後の支所、出張所、こういうところの職員が60人近くも当然配置をしております。そういうこともね、踏まえて、しかし実際にはこれからどれだけ削減をしていかなくちゃいけないか。そのためには、施設等いろいろなものも統合もしていかないとですね、そこが施設がある以上は、そこに職員が配置しなくちゃいけないと。いう事もある訳です。そういうなかで非常に苦慮しているまたいろいろとその議論をしながら、一生懸命取り組んでいること

だけはご理解いただきたいと思います。

議長（西岡 正君） あと、3分です。

4番（岡本義次君） まだ3分ありますんで。町長の今おっしゃったような何もしてない。って私はそういうことを申し上げたことはございません。住宅課長の田村課長も、私合併してから常々このことも申し上げとったら、すごくよく改善されたということは、認識してですね、田村課長にもねぎらいの言葉をかけ、どうぞ頑張ってくださいということで、申しております。ですから、私は前にも田村課長と会った時えらいけど頑張ってくださいよと。そんだけ改善、やればできるんですよということで申し上げておりますし、そういう皆さんの難しさ、大変さは私知ってます。しかし今でじゃなげんと、まっ言うたら、そういう体制をですね、前回も申し上げましたように、佐用のクリーンセンターでも、土曜日、月1回でも開けてください。言うたらもうできん理由ばかり、できんことはどんどん言うてんやけど、そら確か今的人数で、月曜日のことができんのんだったら、それ1日ちょっとずらしてすることによってもできるんですよ。そういう1つの前向きなね、やっぱり町民の立場に立った方向で考えていただくこと、土曜、日曜、祭日あの確かいろいろの行事があって、おいでになったり、いろいろされとる言うことは、私も十分知ってます。しかし、一般の人もね、やはりこんだけの人がいらっしゃるんであれば、窓口だけでも、土・日・祭日もですね、出ていただくようなね、方向もとられるんじゃないかと思うんです。考えようによっては。ですからそんだけ合併した以上は、町民がようになったぞと、今までと違とうやないかと。いうようなね、姿をやっぱりみせていただきたい。このように思います。時間がきましたんでですね、最後、町長頑張ってくださいように、またそういう1つのPDCA回してね、やっていただいて、そういう、いろいろなこと3件申しましたけども、やはり、私は町民の立場に立って、町民の方が少しでもよくなっていただくということで、岡本義次個人で言いよんじゃございません。町民の皆さんが、私がうろうろした時に、やはり問われてですね、どうなっとなんじゃということで問われることを申し上げとることでございますんで、まっ今各課長さんもそれぞれ難しいお仕事ありますようですけど、やはり前向きにどうしたら、町や村がよくなっていくかということを、常に念頭においていただいて頑張ってください。このように思います。時間がきましたんで、どうもありがとうございました。

議長（西岡 正君） ここでお諮りをいたします。昼食等のため午後1時15分まで休憩したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。そのように決めます。

午前12時00分 休憩

午後01時15分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き再開をいたします。休憩前に引き続き一般質問を行います。続いて12番、大下吉三郎議員の一般質問を許可いたします。

〔12番 大下吉三郎君 登壇〕

12 番（大下吉三郎君） それでは、一般質問に入らしていただきたいと思います。12番の大下でございます。新時代における教育体制を問うということで、議題は大きい訳ですけども、内容等についてこれから一生懸命頑張っていきたいなど。このように思います。合併によって行政機構も大きく変更になり、郡教育行政の仕組みも大きく変わりました。佐用の一般方針からは、社会教育、生涯教育という言葉は無くなったように思います。教育長も勝山教育長に代わり新体制でのスタート。一般方針のはじめの教育委員会の言葉に、先のみえぬままの、云々と。また教育革命、合併後、本庁の新しい教育の構築など、教育は学校だけでなく、生涯学習体系のなかで、地域の動きと一帯で取り組む必要があるなど、教育本来の姿は何かを追求することなど、今後の夢ある教育の実現に向けてと。点々と記されております。教育の難しさの一端が、除かれているように思えてなりません。そこで私は新勝山教育長に佐用町教育の方針はもとより、新しいものへ取り組みとして、異文化の理解をはじめ、共生社会に生きるための資質を養うとともに、国際社会に生きる力を育むために、小学校段階からの英語に親しめるように、文化文部科学省の研究開発校の指定を受け、楽しみながら自然に英語は学べるように、これからの世代を生きる子供たちのために、総合学習の時の時間の授業として、取り組んでいかないと。母国語を身に付けることは当然のことです。しかしながら、世界共通語に親しむことも大切であり、必須条件と私は思っております。そこで、町長に伺いたいと思っております。

まず、文部科学省の研究開発校の指定を受けないか、これらについては、いろいろな指定がある訳ですけども、研究テーマとしては、英語科の指定であります。3番目に外国語英語指導助手の英語教育、いわゆる ALT ですね、ALT への関わり等についてであります。その他は、佐用郡の学校での暴力、また総合学習等々について、また PTA の関連等について、伺っていききたいとこのように思います。新時代における教育体制については、このように伺っていききたいと思っております。

次に、笹ヶ丘公園のグラウンド整備について、伺っていききたいとこのように思います。

平成16年の台風21号の大水害によってグラウンドが浸水し、今日まで荒廃したまま2年近く使用不能ということで利用されておられません。早期に改修整備を行い町民に開放すべきではないのか、また笹ヶ丘荘の利用収益にも影響することであり、是非とも早期に改修をし、皆が使えるようにまたこのグラウンドは、佐用郡の緊急ヘリポートに指定されております。すでに多くの人々の搬送を行い、尊い命が救われております。このようなことから、緊急な対応が望まれると考えられます。町長に伺っていききたいと思っております。

まず1つはグラウンド整備改修であります、実はこの件につきましても、旧町単位の中で、いろいろと論議はでておりましたけれども、その過程においてこの台風がやってきて、このような状況のまま今日まで至っておる状況であります。それまでについては、水道・仮設トイレとこれらも含めて修理する必要があるんだということで論議してきましたけれども、2年間そういった冬の水害によって止まった状態です。そしてフェンス等も無くなっております。これらについても今後どうしていくのか、検討を願っていったら。このように思います。

2つ目は、非常時または緊急用ヘリポートの指定ということで郡内6箇所ですか、指定がありますけれども。これらについての、あの運動場への進入に対して看板等がございません。恐らく一般の方々につきましても、何名が何人くらいか、そこがヘリポートの指定を受けておるかということは、ご存知ない方も多くあるのではないかなと。そのような観点から、進入路について、トラックなり乗用車などを停めておりますとですね、緊急時には中々救急車も入れない状態です。したがってそれらについても、できうれば、看板等の設置が望ましいのではないかなと。このように思っております。その他については

すね、あそこに災害時の河川残土なり山林崩壊の残土を、あそこに積んでおります。積むことは、我々旧町時代においても許可をし、今日まできておる訳でございますが、その残土処理がいつまで、どのようにあのままに放置しておくのか、今後です、早急に撤去を願いたい。このように思つておる訳です。なぜならばあそこ、我々久崎に住んでおまして、佐用川の氾濫時においては、相当の面積への保水地になるわけです。そのような観点から、できれば、早急にあそこを、残土をです、撤去願つて、うまくその対応ができればなど。このようなことを考え、町長に質問いたしております。以上、この2点につきまして、ご回答をお願いしたいと思います。この場では一応、終わらさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、町長答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、大下議員からの質問にお答えをさせていただきます。まず、「新時代における教育体制を問う」ということではありますが、国際化社会に対応する能力の能力の慣用そのなかでも、特に世界共通語としての英語の語学力の必要性については、誰もが十分に認識しているところであります。また文部科学省においても「英語が使える日本人」の育成を目指し、小学校からの英語教育実施の方向に向かっているように聞いております。ただその必要性は認識しながらも、私もそうでありますけれども、日常の英会話すら中々できない。中学校から大学までの10年以上もです、英語を学びながらそういう状態にほとんどの人があるということも、事実であります。そういうことから考えて、英語教育の在りかたが、非常に論議されているところでもありますので、実施の方法については色々創意工夫が必要ではないかというふうに考えます。詳細につきまして、今後の方針また取り組み等につきましては、教育長の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

次の笹ヶ丘公園のグラウンド整備についてということでもあります。笹ヶ丘公園のグラウンドは、主に笹ヶ丘荘への宿泊者が、少年野球等にこれまで使用されたというように聞いております。議員ご指摘のとおり、平成16年の台風21号によりグラウンドが豪雨で浸水し現在に至っておりますが、このグラウンドについては、佐用川の増水時には、下流の地域を守るための遊水地としての役割もあり、大きく形状を変えることは、出来ないというふうに考えます。そういう中での整備であるため、いろんな制約がございますが、今以上に笹ヶ丘荘の利用増進にもつながるよう、また緊急を要する場合には、ヘリポートとして指定を受けている訳で、それにも活用できるようにしておく必要があるというふうに考えます。公園全体の整備方針また整備時期につきましては、今後笹ヶ丘荘の経営等の問題も含めてです、内部で種々検討・協議していきたいというふうに考えております。今、仮の置き場として、河川からの浚渫残土等を今県の方で置いておりますけれども、これにつきましてはいろいろな事業等に工事に使ったりしながら、処分をしていくということは聞いております。現在も少し持ち出しているような状況ではないかと思っておりますけれども。この用地をです、グラウンドを整備していく中で利用の方法によりましては、駐車場等も少ない。必要だという点もあります。そういう中で一部造成によって、駐車場の確保もできればなどということも考える訳ですけれども。こういう点についても、地域の皆さん方の意見も聞きながらです、考えて行かなきゃいけないなというふうに思っております。以上この場の答弁といたします。あと教育長、教育問題について答弁してください。

〔教育長 拳手〕

議長（西岡 正君） 教育長。

教育長（勝山 剛君） それでは町長の答弁に引き続きまして、私の方からお答えをいさしただきたい思います。このことにつきましては、前教育長の方からも、なんらかの形で答弁があったと思いますが、中学校においては平成9年度からALT（外国語指導助手）を活用した授業を行っているところであります。またその当時から小学校におきましても、学校の希望によって中学校の授業時間との調整を図りながら、各小学校へALTを派遣しているところであります。議員お尋ねの小学校の英語教育につきましては、現在総合的な学習の時間にふるさとの文化・歴史それから福祉・環境等々の学習などとともに、英語を楽しむ国際理解教育に取り組む場合があります。

現在佐用町では、教育委員会の指定として、町教育委員会の指定として江川小学校がその英語活動を行っています。先般も担任教師で1時間45分の英語の授業を公開したり、また町教諭の現在は派遣社会教育主事が2名おりますので、小学校に勤めておりましたので、それも派遣して、お互いに研究を深めたところであります。更には、地元にお住まいの方を講師にお願いして、3年生から6年生まで各学年月1回英語を楽しむことをめざし挨拶とか、天気など基本的な単語などとともに英語の歌やゲーム、そういうことで工夫を凝らした英語活動を行っています。このように小学校の英語教育は、総合的な学習の範囲において英語活動として実施をしているのが現状であります。芸術、文化、福祉などの学習テーマと共に英語教育も一つのテーマであり、状況において英語のみを実施するという事は、現時点ではできにくいと考えています。また教員につきましても中学校も英語教員が今1名ないし2名、佐用町の4中学校にはおります。この4人の4校の英語担当教員も、英語が話せるという研修を今、県で行っておりますが、随時そこに派遣しているところであります。そういう中で中学校の現状としても、更に英語力を高める教員育成、こういうことを力をいれております。そういうことから、小学校におきましては、担当の英語を話せるというんか、教科担当ではないということからも非常に大きな困難があると、私は理解しております。研究指定については、教育委員会指定による研究授業、先ほどもいいました研究授業を実施して、教員やALTの配置など人的な条件整備など、今後は文部科学省更には県教委の動向を見ながら、可能な範囲で方法を考えていきたいと。このように考えています。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） 大下議員。

12番（大下吉三郎君） それではまず、新時代における教育体制云々から、入っていきたくない、このように思います。私が何故、このようなことを言っておるか、私自身、外国によく行く機会を作っております。その中で一番やっぱり恥じるのは、言葉であります。このような観点から私は今から、どうのこうのしても頭入らないであろうとこのように思いますが、やはり小さい時分からですね、ただ、字を書いたり話したりと、言うことはですね、できないと思いますが、義務教育ではありません。したがってこのようなことが中学校へ向けての連携を取りながら、そういった総合学習の小学生の中で出来ないものかなと。過日の議会のなかでも、川田議員の方からもこのような話が出たと思います。その時私もやり

たかった訳ですけども、教育長がまだ、替わって居ないというようなことで、はっきりと教育長が位置付けされてから、このことについては聞く決意でありました。そうした中で、兵庫県のそういった文部科学省の指定を受けて、やっておるところは、平成4年からですね、相当数されております。何故このことが佐用郡でできないか。いうことであります。1番身近なところでありますと、揖保川の神部小学校、これは今でも引き続いて、3年間の文部省指定年間500万の補助を得ながら、取り組んできました。まあ、それは終わったと。このことが良かったということで、今継続して、独自にされております。それは今、勝山教育長言われたように、江川のやられておるような状況、そのままのようであります。やはり、地域にそういった教師ではないけれども、指導者がいらっしゃると。それと学校教員がですね、一緒になって取り組む。それからひいては今、今年等については、中学校の先生とも協議しながら、同じグループの中でやっておると。素晴らしいことだと、言うことが継続。今一番近い揖保川の方でもされておる。ましてや、但馬、北のほうのですね、朝来町当たり、それから、豊岡等については、これも平成4年から、6年、7年、8年。系井小学校あたりはですね、ずっと継続して今日までもやっておると。言う状況であります。何故そこまで続くかということも聞きました。校長先生なり、教頭にも聞きましたが、やはりあのいいですねと。小学校高学年がやっとなる訳ですけども、中学校に入りますと、即英語に取り組んでいける。その辺りが、中学校教師との連携を保っておるとこだということであります。また、この東の小野市あたりはですね、これもまた相当取り組んでおります。今年度は、独自に文部省受けなくって、独自に小野市としては取り組んでおると。これは小・中学校と連携をとって、予算化して今年度は、5校でしたか。の学校がですね、いや小学校8校、中学校4校この12校がですね、そういったことについて、取り組んでおると。いう素晴らしい市であります。これらについても、何故やられるんですかと再度聞きますと、やはり小さい子は覚えが早いと。そして、中学校に行っても、国際社会に出て行っても、これがうまく利用していただければ、我々の今の立場として、素晴らしい教育なんだということをお聞きしております。これらにつきまして兵庫県の教育委員会のほうにも尋ねましたところ、これらについては、それぞれ文部科学省の指定もあります、要望もあります。ただしながら、全部が全部要望に沿う訳にはいかない。その中でどの市・町が、熱意があるかないかによって、ありますよ。という話も聞いております。全くその通りだと、このように思っております。その中で、佐用郡も教育委員会発足41年から今日までいろいろな苦難の道を歩みながら、教師とともに、管理者とともに歩んできた佐用郡教育、私もよく知っており、また自分自身も先ほど言いましたように、社会教育というものについて、ほんとに以前から郡教育のなかで取り組ましていただき、校長先生方とも相当論議を交わしたなかであります。それが残念ながら今回、町長の変った意向とともに、他部門のところ、公民館にしる、社会教育にしる、移ったということ。このことについては、私は、くどく言いたくありませんが、その結果待ちという過程のなかで、これから町長に伺っていきたいと思っておりますけれども、今日はそのことは省かさせていただきます。そのような観点から、ほんとに子供たちが社会に出ていく上で、また英語を学ぶということは、これから母国語よりも必要になってくるのかなというような懸念がいたします。その中で新しい教育長として、ほんとに新しい教育を私としては望んでおりますし、恐らくは父兄も望んでおるうかと思っております。ただ単に今、英語の話せる先生が居ないとか、教師が云々ということがあろうと思っておりますが、先ほど教育長も午前中の回答のなかにもですね、4月から教師免許を取れば、全て先生なんだと。ほんとに言葉悪いけれども、鯛は鯛というような形でいつまで経っても、先生は先生であると。我々もそのように思っておりますし、そうした中で、ほんとに佐用郡の教育を先生共々、考えるんならば、新しい教育方向での勝山教育長を中心にこれからできないか。再度、そのあたりの決意です。



伺っときたいなと、このように思います。

議長（西岡 正君） 教育長。

教育長（勝山 剛君） 先ほど来、議員のお話を聞いておりますと、確かに言われるとおりだろうと。私もそのように考えております。しかし、条件整備も必要なことでありまして、まずは今続いております英語活動、英語教育については、江川小学校で指定をしておりますので、これをどの辺まで1つ1つの学校で進められるか、検証をしていきたいと、現時点では考えております。更にはたまたま、江川小学校校区にはそういう、英語の達人な方がおられます。そして協力的でもあります。そういう地域の協力も得ていかないと、学校だけではこれも無理な点がありますので、そういう情報がありましたら又こちらへも、お教えいただきたい。そして、できるだけ広い範囲でですね、やれる事はやっていきたい。こういう気持ちは重々持っております。それから指定研究についての、市町の熱意ということではありますが、これも非常に現場にありますと難しい面があります。上からおりてきたものを即やれと。いう事では、中々今の組織は十分な活動ができません。やっぱり、ベースをしっかりと、意思疎通を図りながら、3年、5年のスパンでですね、それぞれの学校が方向を見出しながら、そして次何するかと。こういうことをですね、しっかりとベースを作る必要がある。そういうことに校長、教頭、職員今、努力してると思いますが、そういう点もあることをちょっと、ご理解賜りたいと思います。

議長（西岡 正君） よろしいですか。大下議員。

〔大下君 挙手〕

12 番（大下吉三郎君） そのような状況というものについて、今教育長からもお聞きしておりますし、今、はたながらですね、そのようなことも熟知しておるような訳です。その江川小学校の今やられておるそういった事がですね、広く郡内に伝わることをですね、私は願っておるわけです。現在佐用郡においても私は、要望を強く云々といいましたけれども、現在文部科学省の指定を受けて、やっておる佐用郡の上月中学校ですね、上月中学校も既に英語ではないけれども、文部科学省の指定を受けて、この17年、18年間、指定を受けて、一生懸命取り組んでおられる事、又県の教育委員会のなかの指定も受けてとりくんでおる、徳久小学校なり三日月小学校。ほんとにそれ以外にもですね、上津中学校はですね、取り組んでおられる。その姿勢は、十分に理解し、しております。そういった中で、私はこれ前教育長の時にも、旧町の町長の方に対してもですね、このようなことを申し上げました。そんななかでは、一応とにかく考えていこうと。いう前向きの姿勢が前教育長のなかも聞いております。先ほど教育長からお聞きしましたけれども、そのとおりであります。そのようにこれから新しい方向での今までの旧来の教育委員会であってはならないと。このように思います。やはり今までの教育委員会、我々はたから見まして又社会教育のなかで、そういうような中に、お世話になるなかでですね、もう少し磨きがかかった方がいいんじゃないかなというものが、沢山あります。それを今ここで切り替えるのが、勝山教育長ではないかな。このように深く大きく期待をしております。そのような観点からこれから取り組んでいきたい。それとですね、町長に伺っていききたいと思うんですが、これらの1つの問題提起する中で、これからはすでに江川小学校にはそういったものが、芽生えておるんだということの中から、全町的に我々佐用郡、2万の住民の希望としてもですね、外国とのそういった姉妹提携等々についても、これから結んでいくことができない

のかなと、このような事も今思っておる訳です。県下31市町66県のそういった姉妹提携が結ばれておるということであります。佐用郡は残念ながらそういったものについては、先ほど言いましたようにもう1つ意欲がないと。いうように私は受け取っておりますけれども。このような姉妹提携を結ぶにしても、これからのやはり世界の中で生きる日本としても、我々としても、そういった広く他国の状況又交流をですね、やっていかなければいけない時代ではないかな。このように思っております。このようなことも、近くの市町では結ばれており、私も、朝来市が結んでおります、パース、カナダですけれども。そのほうにも一緒に同行させていただいて、勉強もさしてもらい地域との市民との交流もさせていただきました。やはり、我、そういう英語を話せないというのが1番の辛いところでありましたけれども。まあ、手振り身振りそういうような中で、いろいろと交流ができましたけれども、やはりそういったものも、町長としても、取り組んでいかならんのかなと。このように思いますが、町長の見解はどうでしょうか。

町長（庵逄典章君） やはり英語力、その語学力ですね。これはこれからの国際社会という、非常にグローバルな社会の中でですね、出て行って、それぞれ活躍をしていかなきゃいけない中でですね。まず基本になることだろうというふうに思います。そういう中で、私は身近な中でですね、私自身の子どもたちの状況をみてみますと、私自身はもう語学は非常に苦手でしたから、私の子どもですから、子どももほんとに語学は余りできません。しかし、その中でですね、今現代ある程度、外国へ行ったり又外国、海外の人とメールをしたり、ホームステイをしたりですね、そういうことをですね、やってる状況を見ますとね、ある意味では、今の標準的な子どもたちの語学力というのは、私たちの時代と比べると、かなり進歩して、上がってきてるのかな、レベルが上がってきてるということは、実感としては、思っております。それだけですね、そういう機会もあるし、学校においても、中学校、高校、それぞれ外国英語教師なり、そういう文化に言葉に触れる機会も多いですね、必要性もでてきておるわけです。だから、そういう中で更に、そういう力をつけていくためにはですね、そういう環境づくりというのが必要だ思いますし、学校においてもですね、私はまあ、幼児期においても、そういう機会を作るべきだろうと思いますから、前の教育長にも、お話したことがあるんですけども、やはり町の教育委員会として、そういうその教育カリキュラムですね、そういうことを独自にある程度、やっぱり考えられないんですかと。というような話もしたことがあります。今の学校の教育課程の中から見るとですね、中々時間が取れないというような話を聞きますのでね、その幼児から英語に親しむというような教育というのは、私の同級生がそういう幼児の塾をやって、非常にまあ、研究をしてやってるものがあります。そういう方もですね、町として取り組むんだったら、協力もできますよという話も聞いた中でですね、そういう教育が学校に取り入れられれば、町としてもそういうことにね、独自にね、特色ある教育として取り組んでいく必要もあるんじゃないかなということも考えたこともあります。そういう考え方をですね、今後、教育委員会のなかでですね、いろいろと協議していただいて、もしそれが非常にまあ、将来の子どもたちを育てていく上でですね、教育していく上で、非常にまあ、有効であり、必要であるということであれば、町としてはそういうことには力を入れていきたいなという思いは持っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔大下君 挙手〕

12 番（大下吉三郎君） できるだけですね、町長の希望、要望ということに対しても、是非ともですね、今後向けてなんらか、そういう対応を願えたら、我々嬉しいことであり、そのように思っております。それと、教育長にお聞きします。すでに、佐用郡も ALT 10 年、配置してきました。10 年といいましても、一番初めは、カール、それからスコット、ジェニー、イサフ、今 4 代目の ALT であります。その中で佐用郡の町職員としてこのカール君が佐用郡に住み着いております。この中で生涯教育担当の中にいらっしゃる訳ですけども。本当にこうした生の英語を教えていただけるカール君あたりについてですね、ほんとに町職員として、佐用郡の住民を扱う一人として、もう少しこういったカール君らの働き等々が、うまくいかないものかなと。それと今までも、教育長も言われておりますように、ALT の方もそれぞれの各学校に時間外の中で、一生懸命取り組んでくれてると。いうようなことでありますけれども、我々住民から見た場合ですね、そのような形成が見受けられないんですよね。学校の中だけの枠の中だけでは、それが十分活用されてしていただいております。申し送りの中ですね、そのようなことも取り組んでくれてると。いうことについては、感謝しますけども。それらも 1 つ住民にはわかっていない。というのは、私自身も気が付いております。そのあたりもう少し具体的に見える方向でね、やっぱりしていただいたらなと。カール君についてはどうせ、当然職員ですから、そのような得意分野がある訳ですから、どんどんと外にでていただき、またこの中ででも活用していただくと。いうようなことも生涯担当課の方にも強く要望していきたいと。このように思っております。それとですね、いろいろと問題がある訳ですけど、ほんとに佐用郡監理者と教組、先生方の中の者がうまくいってるのかなと。いうことが、1 番に我々頭にこの教育についてはきます。以前昔は、ピーポー事件というようなこともありましたし、いろんな格好の中で、格闘がお互い労使間の中で、これはあって然るべきではないんですけども。これはお互いの立場の中で出来た問題であります。そのようなことも今の時代では、喧嘩はできないはずで。お互いに立場立場の中で、先ほど、教育長の方からも言われましたけども、英語を得意の分野の先生が居ないんだと。私は社会の、私は音楽の、私は国語の教師なんだと。言わないようにですね、総合的な今、全て総合学習時間というようなものが、各小学校又中学校すべてある訳ですから。そのような中で、私はこの分野しか知らんから、それは知らんねやと。いうような事は一切、我々町民の側にですね、言ってもらったら困る。というのが私の希望であります。どんな分野であったとしても、お互いに協力してその中で取り組むのが、総合学習であり、その地域の教育でありましてや 2 万人そこそこの我々の小さな町の中で、相当数の先生方がいらっしゃる、この先生が協力しない、お互いのバラバラということでは、佐用郡の教育は、先が望めない。このように私思っています。そこで、この辺もこれから教育長の旗の基にですね、やっぱり締めていただきたい。この言葉に尽きると思います。私は先だって村田先生の言葉また人権の方に参加させていただき、涙をして講師の話に聞き入りました。私の隣にありました素晴らしい方ですけども、ほんとに日本人の心を詩ってってくれる先生やと。言いながら自分が眼鏡をはずして、涙を拭きながら、聴講していた。この姿、私もほんとに涙をさそることがありました。やはり、ほんとの人の気持ちというのは、我々ほんとに日本人であるということです。日本人の心がわからない子どもであり、親であると、これはもう世の中通用しない。ただ、日本人であるということ、誇りに持って、そういう人の心というものを持ち続け他人にも、そのようなことを周知し、教えていき助けあっていくというのが、本当の人権であり、これから生きる道なんだと。いう事を教えられ、本当に涙して聴いたようなこと。当然そのお礼に対しても教育長は、本当に感謝を述べられておったと。全くそのとおりで感謝して

おります。このようなことから、ほんとに佐用郡の教育が、一本になって1つのものに立ち向かっていくんだと言う気持ちをこれから取り組んでいきたいし、労働組合教組の方にしてもですね、そのようなことをがっちりと。やっぱり伝えていただかないと。我々何のためにこのような話をしておるのかと。貴重な時間を費やして、本当に佐用郡の教育というものについて取り組んでください。プロに任したということは、あれは言ってる訳ですから、そのようなことで1つ受け止めていただきたい。何か、回答もらえますか。

議長（西岡 正君） はい教育長。

教育長（勝山 剛君） 先ほど来、私に対しまして非常に高い期待といたしますか、そういうものを言っていたきまして感謝します。その重責というんか、そういうものを本当にここ3ヶ月、ひしひしと感じておるわけですが、先ほど1つ職員団体の件といたしますか、教職員の一人一人の物の見方考え方といたしますか、そういうもののご指摘言うんかありましたけれども、私も監理職を9年と2ヶ月してきました。非常に昭和40年代、50年代のしんどさと言いますか、を今も思い出すと涙が出てくる感じがします。それ以来私も歳がいきましたので、少し人の気持ちが受けられるようになったかなと思いつつながら、ここ数年いろんな役職の者と話をしたり、意見交換をしてきましたけれども、まあ40年代、50年代とは大きく変わったと。これは社会がそうしてきたんだろう。自分の主義主張だけでは通らない。許されない。このことは皆、わかっているところであります。けれども、それぞれの立場、これがありますので大なり小なり、意見のすれ違いといたしますか、それはあります。けれどもこと子どもに関わる事、これについては、やっぱり共通の理解の上にたって、学校運営をしなければなりませんので、これについては否応なしに、どんなことがあってもやると。こういう気持ちは全職員持っている。私はそう信じております。幸いにしまして、この私がこの席につきましてからも、大きな事件がなかった訳ですが、これは、それぞれの学校長通じてですね、職員が少なからず1つの方向に向いておると。こういう認識を私はしてるところであります。以上です。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） 大下議員。

12 番（大下吉三郎君） 私も少し言い過ぎた面もあるかと思いますが、そういった1つの労使間の中で、やはり、子どもを中心にやっていただければ、我々父兄としても、町民としても、気になるところがある訳です。学校暴力の問題、教師の暴力の問題、これはまだ依然として残っております。これらのことについても、佐用郡としても大きな解決をしていかなきゃならないという、大きな宿題も今ある訳ですから今後その労使間については、話をしていただき、本当に田村先生がこの前の講演の中でおっしゃったようにですね、地域とそれぞれ職場とほんまに、家庭が1つにならないと、本当の教育はできないんだぞと、PTAのお母さん、しっかりしてくださいよと。先生にガタガタ文句言うんじゃないですよと。全くそのとおりです。それらのこともしっかりと校長としても、先生としても、教育長としても受け止めてですね、本当に恐れることなく、今後の教育に携わっていただきたいと思っております。それとこの英語科教育問題云々についてもですね、文部省は来年からまだその要領等については、まだ出来上がっていない訳ですけども、小学校5年生、6年

生の高学年においてですね、英語教育を義務化してくんだということを発表しております。これらについても年間38億の予算化してですね、5年生、6年生にCDを配って、先ほどから申しております、そういった楽しみながら異文化に触れる英語教育というものが、平成4年度からですね、取り組んできた中でやっぱり良かったと。いう反省の中から、これを義務教育化するというのを発表しております。これらについてもこれから、来年どのようになるかもわかりませんが、国が、文部省が言ってることについては、間違いないだろうと思いますので、佐用郡もこれからよく取り組んでですね、その方向に向けて、教育長中心にひとつ力になっていただきたい。このように思いまして、長い弁でありましたけれども、協力願いまたお願いをしつつ私の一般質問を終わります。

議長（西岡 正君） 大下吉三郎君の発言が終わりました。続きまして、2番、新田俊一君の質問を許可いたします。

〔2番 新田俊一君 登壇〕

2番（新田俊一君） 2番、新田俊一でございます。大下さんのように弁舌爽やかによる質問しませんけども、簡単明瞭にやりますんで、町長の方も簡単明瞭にお答えをいただきたいと思います。質問事項でございますが、循環型社会拠点施設について一般質問をさせていただきます。項目別に分けておりますので順番に質問いたします。ゴミ処理施設について反対をしている集落がありますが、もう理解は得られているのですか、どうか町長の見解をお伺いいたします。2番目ですが、西播磨環境事務組合に加入されている3市2町の中で各市町ごとに建設運営費の対応について、温度差があり意見や確認書についても、意思の統一がなされていないと思うが、町長はどのような見解なのか、お伺いをいたします。3点目ですが、周辺整備についてですが、工事着手はいつから初め完了の予定はいつ頃になりますか。周辺整備一覧表で見ると平成19年から平成26年にかけて3箇所記入されていますが、これでは理解できませんのでもう少し明確な計画予定を町長に伺いたいと思います。4番目ですが、前回の時もちょっと質問したわけなんですけど、都市計画法についてですが、佐用町都市計画審議会を組織されましたが、ゴミ焼却場について、敷地について、都市計画上支障があるため許可が出せないと。いう結果が出た場合どうなりますか。町長の所見をお伺いします。以上この場での質問はこれで終わります。よろしくお願います。

議長（西岡 正君） はい、町長答弁願います。

町長（庵途典章君） それでは、新田議員からの質問に対してお答えをさせていただきます。循環型社会拠点施設整備についてのご質問であります。まず1点目の施設建設に反対の集落があるが理解は全て得られているかというご質問でございますが、この施設建設に当たりましては、周辺地域いろいろと住民の皆さん方、いろんな心配もあり又いろんな考え方もあります。この施設を建設を進めていく上で住民の皆さんの理解を得ることが、非常に大きな行政の責任であり、課題であります。そういう中で私も町長としてですね、まず周辺集落の理解を得るために、努力をしてきたところでございます。佐用町域の周辺6集落につきましては、度重なる説明会を開催を、させていただき昨年12月に環境保全に関する協定書を取り交わささせていただいております。従いましてこの周辺、基本的には1番あの、周辺地域になります住民の皆さんについては、基本的な合意は頂き理解をいただいたというふうに解釈をいたしております。また科学公園都市の光都地域住民の皆さん、

また、施設の建設の下流域に当たります、上郡の鞍居地区の皆さん方、その皆さん方からものです、非常にこの施設に対する反対意見や心配の声があがっているという中でですね、行政として組合としての説明責任を果たしていかなきゃいけないということで、説明会を開催をさせていただき、いろいろとお話を、理解を得るためのお話もさせて頂くよう、努めているところであります。先般も8月の20日に光都の地区の住民の皆さん方に、お話をさせていただき意見交換又お願いもさせていただいたところでございます。まだ完全にですね、地域の皆さん方に、全て理解を得るということには、中々なりませんが、今後とも、皆さんの理解を得るようにですね、努力をしまいたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。次の建設運営費に温度差が各構成町の中でですね、温度差があるのではないかとというご質問であります、組合構成町関係にとりましてですね、この事業はお互い多額の費用を要する事業でございますので、それぞれがその温度差があるというようなことはないというふうには、理解はしております。当然お互いの合意のもとにですね、この事業をそれぞれのお互いの責任の基に組合を組織して、事業を進めて参っております。そういう意味で各構成町は全て同等の責任をもってやっているということで、私は理解をしております。又確認書につきましても、関係市町協議の上で決定をしたところでございます。統一して見解を持ってですね、当然関係市町がこの確認書についても理解をしていると言うふうに考えております。次に周辺整備の件であります、関係集落との協議によりまして、概ね期間としてですね、いつまでもこれを引き伸ばすわけにはいきません。10年間で一応、実施するという事として、協定を結んでおります。本年度から実施するべく、今回も補正予算に一部計上もさせていただいたところでございます。今後の予定につきましては、地元の協議の上ですね、実施できるものから順次、事業着手をしていきたいと考えておりますけれども、いろいろと要望ありますけれども、このなかにも、用地と土地問題とかですね、地域の同意がないと進められない課題もございませぬ。こういう点については、地元地域も協力をすることが前提の中でこの事業を進めるという確認もしておりますので、地域と地元とよく協議をしながら進めてまいります。最後の都市計画の関係でございますが、建設予定地であります佐用町におきまして、この部分が都市計画の区域内に入っております。そういうことで都市計画におけるこの承認というのが必要要件でございます。しかし都市計画審議会におきましてですね、この地域が都市計画に支障があるという判断が当然されれば、これを県の同意を得ることができないと。法的にはそういうことになります。しかし事業はですね、この事前にですね、まだ科学公園都市の第2工区という中で県においても、今後の新都市の将来の建設に当たって支障のない所を、という場所をとということでですね、現在の予定地も選定もされております。そういうことと同時にこの施設がですね、新都市においてもですね、必要な施設としての位置付けであります。だから新都市にとっても必要な施設を建設するという事の中でですね、この都市計画の審議会において、この施設が駄目だということは、私はあり得ないだろうと。そういう判断をされないだろうということは、思っております。そういうことで都市計画の審議会を開かさせていただいて、審議を又説明もさせていただいてですね、審議いただきますけれども、そういう判断をいただけるものとして、一応進めておるところを理解いただきたいと思います。以上、この場での答弁とさせていただきます。

議長（西岡 正君）                      新田議員。

2番（新田俊一君）                      簡単でいいんですけども、1点ずつお聞きしますので1点ずつお答えをいただきたいと思います。よろしいですか。1番目ですけども反対集落の理解を得なくても、ゴミ処理施設の建設は進めていかれるのか。それとも工事着手までに間違い

なく理解を得るのかどうか、お伺いをしたいと思います。

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵逄典章君） 反対集落というのは、その例えば上郡の鞍居地区の集落とか、光都の住民の皆さん方とかという意味ですか？

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

町長（庵逄典章君） はい。まあ、この施設につきましてもですね、他のこういう同じ様な性格の施設の建設にあたりまして、地域の周辺集落の地域の皆さんの周辺地域住民の皆さんの同意を得る、得ないと。これは法的には同意を得る必要はありません。しかしやはりこの、こういう行政がですね、建設していく上で皆さん方、特に周辺地域というすぐ、直近の集落の地域の皆さんにはですね、同意をいただくということが原則に進めていかなきゃいけないと思っております。その範囲はですね、何処かということになるんですけども、非常にまあ、そこから離れた所、いえはいくらでもその限がないわけです。ですからこれまで、そういう施設ができる字・区域のなかとかですね、その同じ集落の中ということでの同意を得て、その後そのぐるりの周辺についてはですね、説明をしていくということいろいろとこれまでのこういう施設も進めてきたと。経緯もあると思います。そういう中にありまして、この鞍居地区とまた光都についても、非常に建設予定地からも、4キロ、5キロ離れた地域でございます。ですから、そういう意味ではですね、そこの皆さんの同意を得ることが必要条件ということにはならないというふうには思っております。しかし、鞍居地区につきましては特にまあ、直ぐに鞍居川というですね、下流にあたりますのでね、そういう面での心配も当然されるのも、よく理解をするところで、そういうことに対して安心していただくためのですね説明。そういう努力は当然していかなきゃいけないということです。ですから全員のみなさん方ですね、その賛同を得るということは、中々難しいかもしれませぬけれどもそういう心配に対する、懸念に対する払拭、これは、是非やっていかなきゃいけないということで、光都の先般の説明会においてもですね、1部光都の中の皆さん方においても、この施設の必要性ということは認めると。ただまあ、いろいろと心配してることに對してですね、できた後がやっぱし、心配だということで、できた施設の運営について監視するなかで、自分たちもやっぱし、納得のいく監視体制ができるようにしてほしいと。いう意見もありました。私はまあ、そういう住民の皆さん方の考え方というものは、組合としても十分取り入れてですね、少しでも一緒に協力して、安心していただく中で、体制の中でですね、事業が進められるように進めたいと思っております。期限も一応は、いつまでに作ったら、いつまででもいいというわけにもいきませぬ。一応やはり予定、スケジュールのなかでですね、進めていかなければなりませんので、そういう意味では、どこまでその理解を深めることができるか、わかりませぬけれども。できる限りの時間を使ってですね、そういう努力は進めてまいります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。新田議員。

2番（新田俊一君） 2番目ですけども、先ほど若干説明がございまして、重複するかどうかと思うんですけども、都市計画法を含めて用地の関係、例えば周辺整備についてですね、三ツ尾から三原の間の、そういった関係の集落の同意はできてるのか、用地とかそういう関係集落の同意を受けているのかということも、ちょっとお伺いしたいんです。

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵逄典章君） 用地というのは、この周辺整備に対する道路拡幅とか、そういうことですね。こういう、それぞれの事業につきましてはですね、これは地域の集落の要望の基にこういう対策を整備をしていこうということです。ですから、これからその実際の測量設計を行いですね、またその用地がどれだけ提供いただかなきゃいけないか、ということが出てきます。そういう意味で当然普通の道路改良と同じ様にですね、そういうことができたうえで、個々の地権者の皆さんにお話をさしていただくと。協力を求めていくという形になります。ただその前提としてですね、集落全体としては、このことについて、協力すると。だから用地の提供についてもですね、集落、地域としてはですね、協力をするという前提です。最終的にはその個人の皆さんの地権者のものになるわけですから、その点が100%だからこれが協力得られるかどうかというのは、これはまだわからないと。というのが現状です。

議長（西岡 正君） よろしいですか。新田議員。

2番（新田俊一君） 3点目ですけども。関係6集落の住民は、必ずしも全ての人が同意されていないと思います。その結果、計画どおり工事着手にならなかった場合、ま、反対運動とか、その他の手段でもって抗議された場合、着手、延期の恐れもあると思いますけど、そういうようなことは、どんな考えでしょうか。ちょっと、お伺いします。

議長（西岡 正君） はい、町長お答えください。

町長（庵逄典章君） 確かに、最終的にはこの個人の財産権、権利というものは非常に強いものはありますから、実際にその事業にあたってですね、取り組んでみないと、最終的な協力は得られるかどうかわからない点があります。ただその工事についてはですね、事業については、この私たちの地域社会にとって、必要な施設ということですね、それは、同意はいただくように努力をしてやっていくとしか、今の段階では言えないわけです。基本的な用地は、企業庁が所有をしておりますけれども、それに至るですね、アクセス道路においてもですね、未だ未買収地の土地もあります。そういう土地も今後買収しなきゃいけないという点もありますし、それと同時に今、周辺集落のいろいろな整備事業においても、先ほど申し上げたような状況ですので、そういう点について、集落の総意としてはですね、この事業にも協力していくということでの、そういう同意をいただいておりますのでね、ですからそういう集落の皆さんに全体として、やっぱりお願いをしていく中で、個人の皆さんの同意を一つ一つ得ていきたいというふうに考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田議員。

2番（新田俊一君） 先ほど、1番のところでもちょっと説明があったわけなんですけれども、上郡町の住民からゴミ処理施設の排水は認めていないと聞いておりますが、その件に



については、理解は得られましたでしょうか、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 上郡の鞍居川にですね、そういう排水を流さないというような事が、以前この計画も、非常に平成元年ぐらいから話が持ち上がってですね、進められてきた中でですね、そういう事が、まあ言われたというふうに鞍居の地区の方は、いっしょいます。だから、そういう経過があったという中でですね、まあ今回の建設予定地につきましては、最終的にそういう流域的には、鞍居川流域となります。

その為に、施設におきましては、クローズドシステムという前にも説明しましたけども、その施設からの排水は一切出さないと、循環してその水は使い切ってしまうという形の採用をしております。だから有害なですね物が混じったものが、外へは排水としては、流さないという施設をつくるという事ですね、話を理解を求めているところですけども、しかしまあ、実際そうは言ってもですね、じゃあ事故の時があったらどうするんだとかですね、まあその建設そのものの中で造成工事をすれば、当然雨水とか、そういうものは出る事は確かですね。まあ、そういう事がありますから、実際にそういう部会の方にもですね、事実こういうことですよという事での話の中でですね、理解を求めるように話をしているところです。まあ、ですから、その反対の理由というのは、それが1つ大きな反対の理由として挙げられておりますのでね、まあ未だに、それが、ほなら分かりましたと、同意という形には、いってないのが確かです。しかし、まあ、私達の組合の、その施設としては、先ほど言いましたような方式を採用して最大限ですね、そういう課題にも努力して皆さんに心配かけないような施設をつくるということで、理解を求めるようにしているわけでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田議員。

2番（新田俊一君） 今、町長が、クローズドと言う事を、おっしゃったわけなんですけれども、私らが三日月の議会に行っておる時には、そういう話は出ておりました。それで、途中からそれは、とてもやないけど無理やと。ここで出た水は排水は全て下水管を通して流すんやというような事をお聞きしたわけなんですけども、この違いは、何時何処で、何で、そのような事になったんですか。一遍は、全部蒸発してもて、焚いた熱で全部蒸発さしてもて、下へ流さないんだと、言ってたところが、次は下水を通して流すんだという話だった。今、町長にお聞きしたら、今度また蒸発さしてしまうんだと。これ二転三転するのは、これどういう事になるんですか。ちょっとお伺いしたいんです。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵道典章君） 旧町の山口町長がですね、どういう答弁をされてるのか、私、今ちょっと確認をしてないんで、分からないんですけども、このクローズドシステムを採用してやていく方向については、これは変わっておりません。で、その方法というのは、先ほど言いましたように、中で、まあこれは中間施設ですからね、沢山の排水が出てくるもん

ではないわけです。で、要するに焼却施設で一番心配されるのは、その埋立最終処分地ですね、そういう所は、雨がたくさん浸透したりしてですね、その水がその有害物質を含んだ中で、沢山流れ出てしまうということが、一番心配される施設です。ですが、ここは埋立地、最終処分地は造らないと。ですから持ち込んだ、集めてきた、それぞれ廃棄物、ゴミをですね、焼却なり、またリサイクルなりして使うという事です。で、その焼却をする段階でですね、水を噴霧したりですね、温度調整とか、いろんな形での水はいります。それからまあ、中での洗った構内を洗うとかですね、そういう水も出ます。だから、そういう水の中でですね、溜めて、そういう冷却に使ったり、噴霧して使うということで、いたら蒸発をしてしまうと。水に使っていくという形をとるわけですね。ですから、ただ、当時もうひとつですね、ただ焼却するだけじゃなくって、バイオマスによるですね、資源エネルギーの有効回収、まあこういう事も検討された時期があります。で、まあ、山口前町長もですね、そういう事を取り組んだらということも、かなり話、研究もされた事があるわけですね。で、バイオマスをやりますと、これは、水、そういう浄化槽と同じような形の施設になりますから、生ゴミをそういうその槽の中でですね、発酵させていくわけです。だから、これにはですね、水が大量に要るわけです。で、それをやるとすればですね、その排水処理した浄化槽から処理したような水ですけども、それはクロードシステムではやれないということはあったわけです。だから私は、組合の管理者の中の話の中で、そういう処理方式を色々検討する中でですね、もしバイオマスを採用しようとするれば、そういう問題がどうするかという事は出た事は記憶しております。

それはバイオマスという事は、これからの時代にも考えなきゃいけない処理方式なんですけども、しかしこれは上郡の町長からはですね、そういう排水は流さないという事が前提に話をしてくれていると。だから、やはりその事はやっぱしね、ひとつ守って欲しいという中でですね、このゴミの量から見ても、バイオマスというのは非常にお金もかかって、まだまだ技術的にも充分でないという点も含めてですね、これは採用しないという事になったわけです。だから、そういう点からすると、もうクロードシステムという、今、先ほど申しましたような方式はというのは、当初から、この基本的ところは変わっておりません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田議員。

2番（新田俊一君） 町長もまあ、承知のように132トンから、現在は、姫路のバックアップ効果ということで、90トン炉に、こう一気に40トン以上こう下がってきておるような状況なんですけれども、今現在西はりま環境事務組合からの離脱について、精算時に考慮するという文言に対して、かなりの異議があったように思います。確認書についても、私らから見れば、若干不備な点いうんかね、何かどうにでも取れるというんですか、あんまりハッキリしたところが無いわけなんですね。それが、非常にまあ、後でこう問題が起きるんじゃないかと心配しておりますが、もう少し内容の分かるような文書の提出をお願いしたいと思うんですが、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答えてください。

町長（庵逄典章君）　　これは確認書ということで、これまで説明してきたことで、皆さんで、共通理解をしているという事です。ですから私だけが、いろんな解釈をして、こういう別の物を出すという事は、これは当然できません。

ですから、その点につきましてはですね、これまで統一的な見解として、各構成町の中で、今確認をしている内容という確認書ということでですね、それはご理解をいただきたいというふうに思うわけです。

議長（西岡 正君）　　はい、よろしいですか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、新田議員。

2番（新田俊一君）　　西はりま環境事務組合は、当初は11町で協議し、お互いに協定書をハッキリ分かりませんが、多分公印を使用して協定して発足したものと思います。

今になっていいますか、今現在旧安富町が、離脱するような考え方、旧新宮町も離脱するような考え方、私は確認書については、理解できません。この離脱することについてね、それと、やはりこれは、一番最初始まった11町協定の協定書の意味が有効であると思います。まだその上に上郡町も赤穂市との合併を視野に入れて離脱の考えを示しておりますが、これの辺りは町長はどのようにお考えでしょうか。

議長（西岡 正君）　　はい、町長、お答え願います。

町長（庵逄典章君）　　当然、これは組合設立する段階でですね、当時11町、その11町がお互いの対等の責任を持ってですね、この事業に参加をして、その責任を果たすという前提の基に組合を設立したわけです。ただ、この事業というのは、非常に長い年月のかかる事業ですから、その間にこうして町村合併、市町村合併というような事態が起きたわけです。まあ、そこにですね、やはりどうしても1つの新たな問題が起きてきたという事に対応していったと、その中で改めて確認書というものを交わさざるを得なかったという点があります。ただ、前からお話をさせていただいておりますけれども、この11町の、当時11町の枠組み、このゴミ処理区域ですね、これは今回3市2町になってもですね、この枠組みをもってこの施設を建設するという事です。これには変わりないわけです。ただ将来的にですね、それから先ほど新田議員おっしゃいますように離脱をする可能性、まあこの点についてですね、その含みが中に含まれているということで、皆さんいろいろと心配をされるわけです。私の見解といたしましてはですね、確かに姫路市、この間も新聞で発表されてましたけれども、網干に最新の施設を建設する、これも業者が決定したということで、同じ組等、私達の組合と同じ時期、平成21年、後3年半後ですね。で、それができるという状況が、前提があります。ですから、安富町が姫路市に入ったという事ですね、姫路市側から見れば、安富町のゴミの量、これが非常に少ないゴミですから、その施設でも充分に対応ができるという中でね、将来的には姫路市としては、この処理区域から離脱して姫路市の処理区域に入れたいという意向は、これは強いというふうに私も思います。ただ、それがですね、直ぐ、即新宮町や上郡町に同じようにできるかと言いますと、これはどこの処理施設においても自前の各市町だけの単独の費用で建設をしているものではありません。まあ姫路市においても、多分国の交付金、補助金をもらったの建設ではないかなと思うんですけれども、当然、私達、環境事務組合においても、それだけの国の

交付金をいただいた、また起債を借りてですね、建設をしていくわけです。ですから、構成町がですね、その組合、処理区域に勝手に入ったり出たりしていくという事は、これは、その実際に簡単に出来ないと言いますか、もしそういう事だったら、上郡が例えば一緒に造って、後5年後に赤穂に入ったと。で、赤穂も今現在新しい施設、現在の施設で上郡町のゴミを処理できるだけの能力はないわけですね。じゃあ、新しい新市としてですね、新しい施設を造るのに、その片方で、この組合の処理区域として処理ができていた区域のものをですよ、新しい施設として、その区域まで含めた補助金を得る事ができるかということ、そんな事はできるはずがないわけです。これは補助金の二重になってしまいます。

また新宮においても、そういう事です。新宮町のゴミが、今後この組合で西はりま事務組合の施設として造った以上ですね、その区域の処理は、その区域でやる。新しく今度たつの市が施設を造る時にですね、新宮町までの含めた範囲、大きさの施設をですね、これを公金を得て、国からの許可を得て、建設するという事は、これは有り得ないわけです。そんな事を国が認めるわけりませんし、県も認めません。ですから、そんなに簡単にですね、自分とかが離脱して、自分とこの自前の単費で確保して全部やるんだと、後は知らんと、勝手に、私とこはやりますという事であれば、それは、まあ市長の権限の中でやれるかもしれないけども、それは非常に大きな負担、市民に対しても大きな負担になります。

まあ、そういう事でこの建設がされた以上はですね、この処理区域というものは、そう簡単に、その構成町のそれぞれの勝手に変更をするというわけにはいかないというは、ご理解いただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしですか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田議員。

2番（新田俊一君） 最後になるんですけども、関係6集落は、周辺整備の要望書を出しており、一覧表も今日も拝見させていただいたわけなんですけども、もっと詳しく計画書を示して、箇所的にいつ頃から着手する、用地関係についても、いつ頃から説明するという事を明記するのがえんじじゃないんでしょうか。今の状況では安心して、理解を得られないと思います。この工事は、一大迷惑工事でございますので、もっと計画的にきちっとしないと、計画通りにならないと思います。

現在の状況では、最初の頃と、あまり変わってないようにも思えますので、もっと努力を重ね話を進めて予定通りに着手するように希望します。

それと関係職員また町長さん等がいろいろと努力され、いろいろと頑張っておられる事は、よく分かっておりますので、これからなお一層努力していただきまして、スムーズに、この工事が着手できるよう心から希望申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 新田俊一君の発言は終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を、この時計で2時50分といたします。

午後02時35分 休憩

午後02時50分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休会前に引き続き一般質問を行います。

15 番、石黒永剛君の質問を許可します。

すみません。ただ今、松尾議員より体調不良の為、休ましてくれという届出がございましたので、ご理解願いたいと思います。

〔15 番 石黒永剛君 登壇〕

15 番（石黒永剛君） 失礼いたします。

15 番、石黒です。午前中に非常にいい言葉をいただきました。先生は辞令を受ければ先生である。議員は選挙を通れば議員であるというように、私は受け止めさせていただきました。非常に厳しいご指摘です。まあ身を謹んで頑張りたいと思います。

まず今回私は1点でありますけども質問を申し上げます。分かりやすい質問にしたいと思うんですけど、どうしても社会教育、生涯学習というような事になりますと、理屈っぽく私の私見になる可能性もあると思います。過ぎておればご指摘いただきたいと思っております。

まず北海道夕張市の行財政の破綻の報道を耳にするところであります。これに近い状況にある自治体も少なくないと断言されております。1億ふるさと創生事業の声をもって、全国大なり小なり各自治体はその交付金を機に地域の持つ特性を活かし独創性をもって町おこし村おこしに取り組んだ事業、その展開によってその破綻の一端もまたあるのではないかなと推察するところでございます。更に時代の移り変わりもその原因のひとつとする町村合併という大きな大改革を終えたところでありますが、町村の行財政の破綻の事例は、今述べられている夕張市のみではなく、以前北九州北部の小さな町にもあったように思っております。その町は、再建計画を立てそれに取り組まれたわけでありまして、当初計画より早くその危機を脱した。というような事でありまして、当時の町長さんの回想の中に町民の皆さんの理解と努力、協力の賜物で早くこの事が達成されたと言っておられた事を、私の記憶の中にあります。こんな所にも社会教育の成果があるのかなといったような気持ちであります。

佐用町も発足して1年、協働のまちづくりをキーワードとした行財政の運営が展開されようとしております。協働のまちづくり、それは行政として高度な政治判断の基に行財政の運営と事業展開、充実した生涯学習の場を町民の皆さんに提供するという責務があると思っております。更に町民と情報を共有し町民自らが参加ではなく参画という形でまちづくりに取り組まねばなりません。まちづくりを論ずる時、それ以前に社会教育とは何かを語らねばならないと、そういった考え方を骨子に今回の質問は組み立てております。

皆で支え合い助け合うとした協働のまちづくりと社会教育についての質問であります。それに関する推進プラン案、佐用町には暮らしを豊かにしてくれる大きな財産がありますが、この書き出しから始まるまちづくりのパンフレット、全戸配布の印刷物であります。これは、集落自治を基本と単位とした協議会の立ち上げを目的にしているように思いますが、プランナーとして書かれた方には理解できる事であっても、少し一般の人たちには難しい印刷物じゃないかと思っております。町の夢を語るのはいいいとしても、夢の現実、そう簡単ではありません。ここに描かれる姿はバラ色の佐用町であります。施策は町民に馴染みやすく取り組みやすい事が一番です。私には気楽に談義のできる仲間があります。協働の字はこれでいいのかと問われました。今小学校の子に協働という言葉を書き取りさせれば、どんな字を書くでしょうか。この協働は、貝原県政の時から造語ではなかったかと思っております。この協働これは皆が力を合わせて働くという意味の協働であると私は認識しております。更に実際に活動しているグループリーダーの中にも、協働のまちづくり

の名によって、自分達の活動が足踏みをしている状況を語っておられます。協働のまちづくり、前進はあっても停滞は許されません。そういった事から具体的な説明になりますが、1番と2番でございます。

今、なぜ「協働のまちづくり」なのか。従来のまちづくりと基本的な違いはないと考えておりますが、お示しいただきたいと思えます。見れば分かる。確かに見れば分かると思うんですけど、非常に分かりにくいと私自身が思うのは、そう思うのは私だけでしょうか。また組織体系はパンフレットに印刷されているとお読みという事よりも、耳で聞くという事の方が、学問として身に付くと思えます。ひとつ現状をお示しいただきたいと思えます。お願いいたします。

2番は、町は人によってつくられます。教育は人をつくります。協働のまちづくり、社会教育を語らずして、これは語れません。どんなまちづくりであっても、社会教育の推進こそが決め手があると思えます。佐用町の社会教育体系、そしてその方向性、旧佐用町公民館組織を廃止し、その後どうなっているか。生涯学習の意義などをお尋ねしたいと思っております。まず、この席からは、この場で止めておきます。

よろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、石黒議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、今何故「協働のまちづくり」なのか、違いは何かとのことでございます。

私は、この度の合併に伴いましてですね、新町、新しいまちづくりの基本理念として協働のまちづくりを掲げて町民の皆さん住民の皆さんと共にですね、地域の課題に取り組む、まあそういうまちづくりをしていかなきゃいけないという事で、協働のまちづくりを掲げているわけでありまして、これは合併協議会の中でですね、皆さんがこれからの時代を見据えてですね、そういう地域づくりをしていこうという事で、この合併に同意をされたというふうに思っております。しかし、この協働のまちづくり、協働という事につきましてはですね、決して新しい理念とか概念ではないというふうに思っております。

まあ日本の私達の歴史をたどりますとですね、もうそんなに遠い昔ではない、戦前、また戦後のまだ日本貧しかったと言われる時代。その時にはですね、それぞれの地域の皆さんが協力をして助け合ってその地域を守り生活をしてきたという、そういう社会であったと思えます。ですから、そういう意味でですね、この協働のまちづくりというのは、また新たに過去のそういう歴史を踏まえた中で、築き上げてきた日本の、本当にいい社会をですね、つくっていこうと、に戻していこうというふうにも取れるんじゃないかというふうに考えております。経済成長を遂げる中で行政の役割というの、やはり物を作る時代が、ずっと続きました。道路を作り、学校を整備し、文化施設を作り、また福祉施設を建設しですね、そういうハード面を中心とした行政を行う中でですね、そこに行政と住民との間に、こう何か相対するもの、対するものができてしまったと。そういう行政との関係が、現在のようなですね、どうしても未だ、役場は役場また地域は地域というですね、そういう何か、そこに溝ができたというような感じもするところでもあります。しかし、これだけいろんな施設も整備され、しかも地域社会の状況として人口が減少し高齢化していく中でですね、経済もこれ以上の大きな拡大はないわけです。そういう成熟社会の中で改めて、これまで築き上げてきた、いろいろな財産というものを有効に活用しながら地域に合った、生活を安定していけるような、そういう行政の仕組みを作っていかなきゃいけないという

ことが、協働のまちづくりだというふうにご理解をいただきたいと思います。まあ、協働のまちづくりは、少子高齢化繰り返しますけれども、過疎化が進み地域の連帯感が薄れつつある中で、地域力の向上や旧4町間の一体感の醸成を目指して、合併後のまちづくりの柱として位置づけ、住民と行政が役割を分担しお互いに協力し合いながら自立したまちづくりを進めていこうとするもので、旧小学校区単位に地域づくり協議会を設立し、各集落とも連携をしながら地域の人々が参加し、交流や人の繋がりにより地域の課題解決に取り組み、その地域を守り育てていこうというものでございます。まず、自治会長さん方のご協力を得てですね、7月中旬に13の地域づくり協議会がすべて設立をされたという事は、ご報告をさせていただいたとおりです。まちづくり活動を推進する推進員の皆さんや、まちづくりの中心的役割を担っていただくセンター長さんも決めていただき、地域ごとに活動を開始していただいております。この活動を支援するため、まちづくり課、生涯学習課、各支所の地域振興課のそれぞれが連携をし分担しながら協議会の支援をしているところであります。協議会ごとの活動状況をお互いに知るためにセンター長会議も行うなど情報の共有や連携にも努めております。町としても協議会との連携、活動を支援するため、私を本部長として助役、教育長を副本部長に、また課長職全員による推進本部を8月に設置して、状況に応じて本部会を開催し、町としての対応をまいります。

また、状況に応じて私自身が協議会に出向きまして、行政の報告をさせていただき、協議会の中で皆さん方からいろいろな地域の問題、課題について聞かせてもらう懇談会も実施したいというふう考えております。

更に、町全体のまちづくりの推進や町長に対して施策の答申をするまちづくり推進会議も設置して町全体の協働のまちづくりの推進を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、「社会教育との関係」という事のお尋ねですが、社会教育の体系とは今後の方向性ということでございますが、今回の合併により社会教育が町長部局で担当することになったことは、いろいろと皆さん方からいろんなご意見もいただいているところでございます。まあ、社会教育、生涯学習ということの考え方について、改めて若干申し上げてみたいと思います。合併後の新町の町づくりの基本姿勢といたしまして「住民と行政の協働による自立したまちづくり」ということを合併協議会の中で決定し、現在まちづくり課を中心として推進をしているところであります。先に述べたとおりであります。

この中で、協働とは「住民がお互いに、そして住民と行政が、それぞれの責任、役割を果たしながら、対等の立場で補完し合い、協力し合い、共に働くことで地域社会の課題、問題の解決にあたること」としており、協働による住民生活の課題または行政課題の解決を図っていこうとするものでございます。こうした中で、それぞれの課題に対する理解を深めるための生涯学習というものが重要となり、生涯学習を振興し、地域自治の担い手である町民と行政の協働のまちづくりを推進していくものであります。

住民の生活の場での課題は、科学的技術の高度化、情報化、国際化、少子高齢化の進展により、急激な変化を遂げつつある中で、あらゆる場面にわたって、これら現代的課題の解決のためには、教育行政だけでなく、総合的な行政全般と地域住民がパートナーとなって取り組むべき時代になってきているように思います。

従いまして、より総合的に横断的に関係課の連携を計ろうとすれば、社会教育・学習教育というものを総合行政の部局でございます、現在の行政体制といたしましては、総合行政の担当部局である町長部局において対応していく方が、スムーズに対応できるものということで、合併協議会の中で議論をし、こういう合意の基に、現在の体制を作っております。議員が述べておられるとおり、これからのまちづくりにおきましては、地域社会における住民のパワー、エネルギーを活かすために、またそれによって地域を維持し守ってい

くという事の中で、住民の積極的なまちづくり、社会参加を求めると共に、行政も行政としての役割を果たし、住民の皆さんと行政が、本当に協力し協働、対等の立場でそれぞれの責任を果たして取り組むべきであろうというふうに考えておりますので、今後のまちづくりにおいて、一つ皆さんが方にご理解をいただきたいと思っております。

次に、旧佐用町における公民館組織のその後ということでございますが、合併前の4町とも公民館が設置をされておりましたが、とりわけ旧佐用町におきましては、町公民館の下に、小学校区ごとに分館が設置され、分館長を中心に地域の社会教育、生涯学習というものがなされ参りました。

合併後は、協働のまちづくりを推進していくために、地域づくりセンターとして引き継がれる形になっております。従いまして、旧分館の活動を引き継ぎながら、まちづくりを進めていくということで、平成18年度において組織の見直しや協議会の規約を定め、改めて、各地域づくり協議会の設立を行っております。

これまでの公民館のいわゆる教養講座的なことだけでなく、住民生活全般のさまざまな状況、課題に対処していくためには、公民館という枠を外して、広く対応できるよう改めて参りました。

今後は、まちづくりという大きな目的をもって、地域づくりのために、今まで培ってきた公民館活動の上に更なる事業展開を期待するものであります。

地域づくり協議会を旧町ごとに、まとめるまちづくり協議会さらには全町単位に推進するまちづくり推進会議という組織立てをもって今後のまちづくりを推進してまいります。

また、生涯学習の意義と求めるものと言うことでございますが、議員ご指摘のとおり、生涯学習とは、住民自らが自分の問題としての問題意識を持ち、課題解決に向けての学習、手法を学び参加から参画へと、自らが動いていく協働へと深めていくべきものと考えております。そのため地域づくりの現場で、リーダーとして活動していただく皆様を対象に、7月から5回にわたる「地域づくり実践講座」を開催をいたしました。

また、まとめの講座として、特別講座も実施したところでございます。

今後町民の立場に立って、まちづくりの基本に生涯学習を据える限りにおいて、その推進は総合的な横の連携の取りやすい体制で対応していく事が、適切であろうと判断しております。それが、今の生涯学習課、まちづくり課の体制で今進めておりますので、この体制の中で、皆さん方の今後のまちづくりについて、いろいろとご意見なりまた推移を充分に見守っていただきたいなというふうに考えております。

ご理解いただきますように、お願い申し上げます、この場での質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒議員。

15番（石黒永剛君） はい、ありがとうございました。用いる言葉は違っても町長の協働のまちづくりに対する熱い思いは伝わってまいりました。

質問を続けさせていただきます。

今この協働のまちづくり、これを発行しているのは、協働のまちづくり推進担当者会というものから出ております。これまず1点どんなものであるかという事。

それから更に私は、協働のまちづくり推進プラン案と、こんなものいただいております。こ



の中に記載されている事なんですけども、先ほど実践講座というような言葉で表現されておったと思いますけども、まちづくりの出前講座という形でこれは受け止めさせてもらってもいいでしょうか。

それから3点目、このまちづくり出前講座の次のページに書いてあるんですけども、町の関係機関、関係団体、民間との連携というような言葉が使われております。そして、その中で米印で、いろいろとした会があります。で、これは、こういった会との、先ほど連携に努めているとおっしゃってありました。こういった会との連携であったのでしょうか。

それから、3番目になります。まちづくり協議会の組織の立ち上げは、各それぞれなされたという報告がございました。まあ、それぞれこれは失礼な言葉になるとは思いますけども、やはりリーダーというものが、非常に今求められております。また後ほど、この事についてもふれたいと思いますけど、それぞれの温度差が早く無くなるように、努めていただきたい。これは要望しておきます。それから、先ほど協働という文言について、町長おっしゃられてありました。これは貝原県政、貝原県政の丁度円熟期であったと思います。6,000万の県費を持って、心豊かな人づくり運動という形で委員の募集がありました。その時既に協働と参画という言葉を使い使っておられました。従ってもう古い、殊更新しい言葉ではございません。しかし、ワープロを打って変換する時にはこの言葉は、まず出てきません。2度3度打つな中に、ようやく出てくるというような感じに、私は捉えております。今ちょっと余談話にふれましたけれども、以上、3点答弁願いたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔石黒君「まちづくり課長でよろしいで」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） そしたら失礼します。

そしたら失礼します。まずお尋ねの担当者会ということなんですけども、これは、協働のまちづくりを推進していく為に関係します課の担当者という意味でございまして、まちづくり課それから生涯学習課、支所の地域振興課それから状況によりまして、今から広げていくのが、スポーツ振興課それから総務課、教育委員会も入っていただくという流れになります。その担当者会という事を指しております。そういう中で、地域づくり協議会の事務局等も、その部分でやっておりますので、その中での情報の交換等もいたしております。それから関係機関なんですけども、その行政の内部で言いますと、関係機関は教育委員会そこらとの連携なんですけども、各種の団体いろんなことこの関係も指しております。それから地域づくり協議会の中で7月の末をもって一応協議会は立ち上がったんですけども、その中で今から規約が定められたり、活動は今からになるんですけども、そういう中で担当者レベルでは、情報交換しとんですけども、協議会等の中での情報交換等は無かったりするので、センター長を定めて中で2回程センター長の中で情報交換等をいたしております。

議長（西岡 正君） はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（岸井春乗君） 地域づくり実践講座5回シリーズでやっております、仕上げの講座という事で、6回目こないだ終わったんですけども、出前講座という、外へ出て行ったわけじゃありませんので、地元でしております。

また、出前講座というのは、また別の形でやっておりますので、ちょっと私の方、出前講座言われたら、こんがらがってしまうんですけども、出て行かずにシリーズもんだったんで、一箇所に寄っていただいていたということでございます。

議長（西岡 正君） はい、石黒議員。

15 番（石黒永剛君） 先ほど、図らずも、生涯学習課長の方から答えが出たと思っております。というのが、こんがらがってしまうという言葉が出ました。私この今回のこの質問を書くのについて、これも目を通させていただきました。1つの事を考えていくうちに、生涯学習の事も考えなければ、いろんな多方面を考えないかんのです。これはプランナーとして描かれた人には頭の中で整理がついとると思います。それで、この中の皆さん、これ理解されてますか。一人づつにお聞きするというのも、ちょっとあれなんで、思いますけども、非常に分かりにくいんです。それから地域の中に生きる一員としてどうあるべきか。という考え方の基に、私はこれを読ませていただきました。まあ感想については、そのぐらいのところにしておきます。

さあ、いよいよ、その社会教育という形になってくるんですけども、まずぶしつけな失礼な質問になると思います。昨日も意見書だったですか、社会教育の正常化というような言葉が出てました。そして3月議会であったと思うんですけども、社会教育の正常化という形で議員から質問がありましたね。私は正常であるか間違っているかという問いについては、自分の判断はいたしておりませんが、もしですよ、町長、この道を進めば、私は、改革期には、試行錯誤で行かないかん部分がかかなりあると思います。もし、この今の体制が好ましくないと思われた時には、勇気を持って修正変更されるご意思はありますか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵逄典章君） これは行政の組織、これは時代と共にですね、それは必要に応じて当然変わっていくものであります。また変えていかなきゃいけない部分もあると思います。ただ、法律というものがですね、一旦作られると、これは中々変わらないという部分があって、法律とその実際の現実の今の実情とがですね、合わない状況になっている部分もあるわけです。ですから、そういう点にあっても、やっぱり、確かに昨日もお話があった、法律違反とかですね、いう事は、これはやっぱり避けなきゃいけない部分もあります。

だから、ただ、そのいろんな法解釈がありますから、そういう中で柔軟に対応できるところは、やっぱり行政の責任として柔軟に対応していくところも必要だというふうに思っておりますので、現在の合併における、合併協議会におけるですね、で決定した組織、これもそういうその、例えば今の教育委員会の中の体制だけでなくてですね、町の今の体制、いろいろありますけども、こういう組織体制も組織変更というものは、当然必要に応じて変えていく、変えて行かなきゃいけない。何か必要に応じて変えるべきところは、変える必要があると、私は吝かでないというふうに思っております。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒議員。

15 番（石黒永剛君） はい、ありがとうございました。そのご答弁は確か、前、佐用町

の衣笠町長さんもやりかけたものを、本当にという時には勇気を持って、選んで、それは解決したいというような事もおっしゃってありました。そのように捉えさせていただきたいと思います。それでよろしいか。

町長（庵途典章君）                    そうです。

15 番（石黒永剛君）                はい。で、これは、教育長にちょっとバトンタッチをしていただきたいと、こちらは思います。先ほど、協働のまちづくりは社会教育を語れと申しました。まちづくりにあって、社会教育は比喻していると思いますけども、農業における土壌づくり。農業はまず土をつくれと言います。土壌づくりに、土壌ね、土づくりに当たるのではないかなと思います。どうでしょう。

議長（西岡 正君）                はい、教育長。

教育長（勝山 剛君）                はい、お答えします。石黒議員のおっしゃるとおりだと思います。今の体制の中で教育委員会がやるべき事、これを模索と言えば語弊がありますが、今の体制で協力的に特に生涯学習課、スポーツ振興この辺とは協力的にしていこう。そういう気持ちで職員もおりますし、私も3ヶ月経ちましたけれども、当初からそういう気持ちで、職員にも話をしているところであります。具体的な事は、じゃあどうなんかという事につきましては、まだ日が浅いですので、答えられませんけれども、気持ちとしては、そういう思いであります。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君）                はい、石黒議員。

15 番（石黒永剛君）                はい、ありがとうございます。

社会教育の推進というものは、土壌づくりというように私自身考えております。そして協働のまちづくり、これは、まずその前に共生社会であるという事もふれてみなければならぬと思っています。小学校の卒業式、中学校の卒業式、卒業式に出席させてもらう都度思うわけですけども、地域としても、そして当然お父さん、お母さんとしても同じと言えますけども、同じ気持ちだろうと思いますけども、子どもの成長を見た時に驚きを覚えます。小学校の子の卒業文集の中に、こんな件があります。簡単にまとめてお話しすると、「社会科の学習で、世の中の成り立ちを学びました」と書いていました。「お父さんは農業ですと。肥料が要ります。その肥料工場で働いている人もあります。そして、肥料をつくる機械をつくる人がまたいます。それを運送する人があります。そして、私達のお父さんは、その皆さんに作った米を食べていただきました」これは順繰り関係のあると。本当に人という字の意味が、ここに表れていると思います。そういった形で、子ども社会においても、共生、共に生きるという学問がなされていると思います。

私は、生涯学習、社会教育を基準、基盤とした生涯学習によって、私達大人も、やはり、この事を見につけて行かなければならぬと、それが社会教育の本題だと思うんですけども、どうでしょう。

議長（西岡 正君）                はい、お答え下さい。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） これも議員おっしゃるとおりと思いますが、確かに子どもも含めた全町民がですね、いろんな中で社会教育というんか、地域での、地域で育つ、この気持ちはですね、忘れてはならんと。私はそのように考えております。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒議員。

15 番（石黒永剛君） 地域で育つという言葉を変えさせてもらえば、地域社会の中で育てられるんだという事を、やはり学習を受ける立場の者は持っておきたいなと思っております。まちづくり、先ほども申しました、共生社会と、共に生きる社会、共に生きているという意識と認識から始まると思うんです。

そして共生社会は、それぞれの責任分担があります。どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 責任分担もあるでしょうし、お互いが協力してすべき点、これもあろうかと思えます。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒議員。

15 番（石黒永剛君） この夏です。先ほど、石堂議員とも、ちょっとお話にふれたんですけども、国家の品格というベストセラーが出てました。で、またこの夏それちょっと目を通させてもらったんですけども、この藤原正彦さんは、数学者です。今からお話するのは、その文書の中の4つの愛というところから、この質問を作っております。

この藤原正彦さんというのは、お母さんが、流れる雲は星は生きているとのタイトルで戦後、旧満州国から3人の子どもを抱いて日本に脱出してきたという物語があります。で、これは、私は時下に藤原ていさんから聞きました。それで、まあこのご主人は、新田次郎さんです。初代気象庁長官でしたかね。その方の中に、これは故郷感という事も出てくるんですけども、国を愛する事は、産まれた故郷を愛する事だと。それが郷土愛だと。その国家の品格に中で書かれています。「郷土を愛すること、それは家庭愛から始まるんだと。そして家庭愛から隣人愛になる。そして郷土愛。そして国家に対する愛国心」というような述べ方だったと思います。今その故郷を愛するという気持ちが失われているという事も書かれています。で、私は、今危惧する1つの中に、かつて青年団組織、そして婦人会組織、今あればその人達におんぶ抱っこしていただく事、たくさんあると思うんです。なぜ、こういった会が、次々と無くなってしまったのかなと。こんな所にヒントがあるんじゃないかなと思います。今、教育長が、かつて佐用中学校の校長として、そして35年間、私

も、その間お付き合いをいただきました。佐用中学校の校長として、自分をつくる、故郷をつくる、明日をつくるというような校訓がありますね。これが、やはりまちづくりの基本的な考え方に繋がると。まあ、私の主権、我見で今日話しておりますから、分かりにくく何を言っているんだと言われる方もあるかと思いますが、ご辛抱願いたいと思います。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 国を愛するとか、産まれた故郷を愛するという事、これが失われているという視点に立って考えますと、私は3校で校長をして来ました。その中で学校が荒れたら、地域の人、何人かは、おい頑張りよと言ってもらえます。しかし、ダンダンダン学校に対する不平不満ですよね、これが出てきたら、学校を預っている者も地域の人もしれ違って声を中々掛けにくい。これを私は体験しました。ある時に私は、こう思いました。旧南光町の生まれです。違う町で勤めた時に、あんたらの学校やる。学校に勤めている者は、少なからずどんな事があっても逃げられない訳です。1年は。その学校を替わりたいと思っても辞令が届かなかったら替われないんです。そこにおらなあかん。だから居る者は、精一杯やろうと。どんな事があってもやろうと、そう訴えた時がありました。本当に自分の町、自分の学校、自分の親、自分の家庭まあそれぞれありますが、本当に愛しているのか、疑問を感じる事がありました。まあ、そういう事を通して、学校が落ち着いてくると、皆良かったなと言ってもらえます。その時なんです。今学校は落ち着いていると、認識しているというような事もお話しましたが、今物を愛する。物を大事にする。そういう事を、私は、子ども達が見につける、感じる、いい機会だろうと、そのように捉えています。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。石黒議員。

15 番（石黒永剛君） まあ時間が進んでおります。難しい話になってますので、ちょっと半ば飛ばさせていただきます。私は、私なりに教育委員会、生涯学習課それに関連するスポーツ振興、学校云々の関係を少し考えてみました。で、私は、教育委員会がやはり社会教育全般にわたる方向性、指針、概念等は、やっぱり教育委員会の中で議論するべきだと思います。そして、その方向性にに基づき生涯学習課がそのプランニングをやって、実践に移すと。そして、それに関係する緒課が連携をもって、これに当たると。当る事については、生涯学習の中に求めてます若年層、青年層、壮年層、世代間の活動組織と場づくり、機会づくりというように思ってますけども、ご答弁いただけませんか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、教育委員会の役割というのは、学校教育法の中です、規定された、ですから、そういう中での規定から見ても、その学校教育だけでという分野と

教育というのはですね、それから以外のまた生涯学習、子ども達のスポーツ、成人に対する、学校を卒業した、生涯成人に対する学習教育こういう事も含まれているわけです。ですから、そういうその、地域の佐用町の教育委員会ですから、やはり町の住民、町民が、どういう生きがいを持っていわゆる、今言われました、心豊かな、この生活ができるような、活動をしていく。まあ、これには、どういう活動をしていったらいいのかと、どういう方向で、やっぱり、この生涯学習を進めていったらいいか、この点については、教育委員会も充分、私は学校教育だけではなくて、議論をして協議をして検討していただきたいと思います。そういう中で、先ほど石黒議員は、一つ一つのいろんな事業そのものの具体的な実施については、それぞれの担当部署が連携をして取り組んだらいいんだろうというお話なんで、その点について、私もそういう事だと思います。ただ、現在のですね、私は、社会教育というものの定義ですね、この辺がその学校教育法ができた、社会教育法ができた戦後のですね、時代とはかなり違ってきているというふうに思うわけです。まあ、やっぱり社会教育という、今までは、教育というのは、教えるという事がまず概念にあったと思うんですね。ただ、今の社会教育というのは、学ぶという点に非常に力点が置かれていると思うわけです。ですから、そういう点においてですね、組織的に人を集めて、何か上からこうだと、こうすべきだという事をですね、教えると言う形をとるということは、もう今の、いろんな情報がたくさん流れですね、たくさんのいろんな物、生活も豊かになり、物質的な生活の向上もされている中でですね、そういう社会教育のあり方という事自体はね、やっぱり変わってきたんだと。まあ、そういう中で公民館活動というですね、私は、今まで展開がされてきて、その中で非常に幅広い活動を、1つの社会教育という概念の中で取り組んできたのが、現在にあるというふうに思います。だから、これからの時代、そういう方向に向かっている事は間違いないというふうに思いますので、組織的にもね、その辺を踏まえて考えていかなきゃいけないなというふうに考えます。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒議員。

15 番（石黒永剛君） 当然、時代に合った活動というものがあると思います。それで、実際、実質的な事になりますけども、500人委員会の時に特に、まちづくり課長、500人委員会の時に特に、私感じた事ですけども、企画担当を全て任すというような形で、当時のスタッフと私達、行ってました。しかし最後の最後の一線が絶対に崩してもらえんわけです。そのやはり参加して、参画というような形まで気持ちを盛り上げてね、この協働のまちづくりに参加していただく皆さんなんです。その範囲は非常に難しいと思いますし、信頼関係もありますし、大体どの分野でというような事をお答えいただくのは、無理でしょうか。

議長（西岡 正君） はい、誰が言います、まちづくり課長、町長ですか？

15 番（石黒永剛君） 無理なればよろしいです。

議長（西岡 正君） よろしい？

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒議員。

15 番（石黒永剛君） まあ、その、ちょっと難しいかなと思ってもって質問くみとってま  
すので、それからね、何事にも、当初リーダーが必要だという話をいたしました。佐用町  
青少年を育てる会、これあります。これが 20 年もなるわけなんです。で、これは、今日  
までよく続いたなあと。そして、今ちょっと過渡期に来てますけども、それを考えた時に  
ね、今は、もう亡くなれましたけど、町長もご存知や思いますけど、国広先生。この先生  
の指導力、それから当時の福祉課長更に当時公民館長であって、前の社会教育課の田辺課  
長それから当時の谷本町長さん、金は出すけども口を出さんというような状況で、深い理  
解の下に支えていただきました。それがあって、今日まで続いたんだと思ってます。まあ  
ご存知やと思えますけども、この 8 月、サバイバルキャンプ十何回目を終わりました。こ  
の経験からしてね、協働のまちづくり、立派なリーダーをつくらないかんというように、  
私は、思っています。リーダー育成のリーダーの確保、育成はどのように考えておられま  
すか。

議長（西岡 正君） はい、答えてください。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） まず始めにあった、500 人委員会なんですけど、ちょっと、  
私は、その状況を存じておりませんので、申し訳ありません。

15 番（石黒永剛君） これは、よろしいです。後の件だけ。

まちづくり課長（南上 透君） それからリーダーの育成につきましては、先ほど生涯学習課  
長にもあったんですけども、協議会ができてその中で地域の中で、リーダーとなる人  
を選んでいただいております。それは住民合意の中で選んでいただいております。それ  
につきまして、先ほどありましたように、実践講座なり、いろんな事をしながら、その辺、  
自主的にも勉強していただくし、地域の中でリーダーとして入っていける、いただけるよ  
うな、まあ講座を開設したりして、まあ、その支援をいたしておるとというのが、生涯学習  
課と一緒にあってですけども、そういう事をしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒議員。

15 番（石黒永剛君） この質問をする中で、私も今青少年健全育成の運動に身を置く 1  
人です。地域の子どもは地域で育てる、これはもう間違いない事です。そうやってきます  
と、この場におられる皆さん、全て地域の構成員であると思うんです。子ども達のいたず  
ら、そして挨拶ができないというような事があれば、ひとつ大人の立場からこの子ども達  
は佐用の財産なんだというような形で育ててやっていただきたい。これはひとつお願いし

ておきます。

それから最後になりますけども、この6月議会が終わった時に、豊岡のこうのとりの公園に行って参りました。これは、日本種である種の保存が途絶えております。しかし、その中から微かなサンプルから、今自然放鳥もできるというところまで人口養殖ですか、繁殖が成功しております。で、これにはね、地域のこのこうの鳥公園の地域の総代の歴代の総代さんの力が大きく出ています。私、その苦労談を聞くべくいたんですけども、とにかく、こうの鳥、こうの鳥で、四六時中、家におられぬそうです。それがアポでも取ってお会いしてみたいなと思っております。カリスマ的なリーダーというのを、私はこういう所から使わせていただきました。それから、私達の町も8月26日にサンテレビの放映がありました。これは意識してその事が、そうなんだと。やっておられるわけなんですけれども、私は、その事がまちづくりなんだと、協働のまちづくりなんだという事例で、お話をさせていただきます。それは佐用の地域安全づくり、その取り組みについて放映がありました。この中にも汗を流しておられる方がありましたので、それも意識をせずしてやっているまちづくりなんだという事も付け加えさせていただきたいと思っております。それから兵庫県以外にも、コミュニティーバスの運行、協賛金を募って運行しているといった事例もあります。まあ、行政は絶えず結果を求められております。生涯学習を通じて、皆さんが町の成り立ち、それをどのように意識を持って捉えられておるか、それが生涯学習の成果であれば、本当にいい社会教育の成果であると思っております。まあ、長々と非常に聞きにくい方もあったと思うようです。10分前だと思いました。しかし、9分程残して質問を終わります。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 石黒永剛君の発言は終わりました。

続いて、10番、高木照雄君の質問を許可いたします。

〔10番 高木照雄君 登壇〕

10番（高木照雄君） 10番、高木照雄でございます。

少子化現状と少子化対策についての1件だけをテーマに町長にお伺いしたいと思っております。少子高齢化対策については、逃げることでできない課題であり、町当局も議会と共に、英知を絞り取り組んでいかねばならないと思っております。高齢者福祉、障害者等の福祉対策の一環として外出支援サービス事業については、現在旧町の制度をそのまま移行し、事業を進めている。この問題は、早急に調整しなければならない時期をむかえております。議会も特別委員会を設け、具体的な数値を掲げ検討し、地域特性を活かしたサービス事業実施に向けていただきたいと要望し、町当局においても、10月に向けて検討を重ね、新しい町としての外出支援サービス事業に取り組もうとしている今、高齢者、障害者等のサービス事業については一歩進んだ取り組みに向かっていくように思いますけれども、一方少子化対策については、今ひとつ問題点があるのではないかと思います。近い将来、総人口は1億人を割り込み、人口の高齢化も進み、3人に1人が65歳という、少子高齢化社会も到来すると言われており、こうした高齢化社会という難しい時代にあって、安心して子どもが産める、子どもを育てることができる地域社会の実現こそ、地域の命運に関する問題と認識すべきで、少子化対策は、いわば時間との戦いの局面に入っているものであり、中長期的な観点からも施策も重要であるが、短期的で実効性のある施策による速やかな対応が求められている。国においてもエンゼルプラン及び新エンゼルプラン、少子化対策推進関係閣僚会議、少子化対策推進基本方針、重点的な推進すべき少子化対策具体的実行計画に続き、子ども、子育て応援プラン、少子化社会対策大綱の具体的な実施計画に基づいて、



少子化対策を推進してきましたけれども、従来の対策では少子化の流れを変えることができなかつたと深刻に国も認めている状況であります。人口の減少社会に突入した我が国においても、少子化問題は、国の基本的に関する重要政策の課題であり、出生率の低下の傾向、少子化に対する社会意識の問い直し、家族の重要性の再認識また若い世代の不安感の原因を総合的に対処するため、少子化対策の抜本的な拡大、強化、転換を図っていかねばならない時代を迎えております。さて、ここで佐用町として小児医療、産婦人科医療についての現状と、今後の取り組みについてお聞かせ願いたい。

また、若い世代の定住、子育ての支援対策、子育てしやすい環境についての当局の見解をいただきたいと思ひます。

また、資料に付けております、県の施策については、自席からお伺ひします。

以上、ここからは終わりにします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願ひます。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、高木議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、少子化の現状とその少子化対策についてということで、「小児医療、産科医療についての現状と今後の取り組みについて」のご質問についてでございますが、小児については、佐用共立病院と岡本医院の町内 2 ヶ所が小児科医師による診療をされており、休日等の救急医療につきましては、佐用郡医師会の協力によりまして、小児に限らず輪番による在宅当番医として全般的な診療で対応していただいているのが現状でございます。町内の病院等で対応できない場合は、西播磨小児科救急対応病院群の輪番制度によりまして、赤穂市民病院・赤穂中央病院・宍粟総合病院で診療していただいているのが現状でございます。また、産科については町内にありませんので、近隣では半田産婦人科医院・宍粟総合病院・赤穂市民病院・赤穂中央病院等また津山の方という県外の病院等において出産をされているのが、現状であろうというふうに思ひます。今後の取り組みについては、議員もご指摘のとおり小児科・産科の医師不足、休日や夜間また 24 時間の救急体制の整備等多くの問題が山積をされておりますが、どれ一つをとりましても町だけで解決できる問題ではありませんので、県・健康福祉事務所・医師会等と協力を仰ぎながら、努力をしてまいりたいというふうに思うところであります。次に、少子化対策についてのご質問でございますが、現在、佐用町でも、その対策していくつかの施策を行っているのは、ご存知のとおりでございます。その代表的なものは、出産の祝い金であります。これは合併前に旧 4 町で、それぞれ行なっていたものを調整し、出産時に 5 万円をお祝いとして支給するものであります。また、町の独自施策といたしましては、乳幼児医療費の無料化にも取り組んでまいっております。国、県においても、この少子化対策については施策が拡充され、児童手当の年齢の引き上げ、妊産婦健診への助成なども本年度から実施をされております。このような施策の目的は、少しでも子育てに関する親に対し経済的支援となればと実施されているものであります。また本町でも本年度からはじめております学童保育事業や保育園での時間延長、低年齢児の受け入れなど少しでも若い子育て中の保護者の支援になればということに取り組んでいる事業であります。この少子化対策につきましては、資料としていろいろと添付をしていただいておりますように全国的にもいろんな活動が、今展開をされているところです。出来るだけ身近な地域で、子育て支援活動を展開しようと地域団体や N P O 法人などによる、子供たちの一時預かり制度なども創設され、少人数のボランティア活動も含め、助成制度が受けられることとなっております。その中でも「子育てファミリー・サ

ポークラブ事業」は、グループ登録したクラブに、年間10万円を限度として3年間補助するもので、県内でも少しずつではありますが広がってきているように聞いております。

しかしながら、現実には指導員として確保する方に、教員の資格また保育士の資格など、揃わなければならないこともありまして、人口の少ない本町のような農村部では実現し難い面もある事も事実であります。また現実的には一つの地域で子供たちの数が少ないのも、事業実施に非常に難しい点となっております。この少子化対策には、積極的に当然、取り組まなければならない大きな課題であろうと思っておりますが、中々根本的な対応策が見つからないのも事実でございます。総合的な施策として、若者や若いご夫婦に対する町営住宅の提供、また学校卒業後、近隣での職場の確保など総合的な行政運営の中で、中心的課題とし、位置づけてこの問題に取り組んでまいりたいと思っております。

今後は、町といたしましても、こういう総合的な形で少子化対策に取り組んでいくためには、今各担当課でそれぞれいろいろな事業を展開しておりますけれども、それを総合的に推進をしていくような組織、担当課も、そういう担当をする組織も考えていく必要があるというふうに思っておりますけれども、今後のいろんな行政改革の中で取り組んで、この点についても取り組んで参りたいというふうに考えております。

まあ、そういうふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 高木議員よろしですか。

〔高木君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、高木議員。

10番（高木照雄君） 産科の医療が、この佐用町には無いということで、兵庫県で県内で12市町村が、その産科が無いと、産科治療ができないという事で、無い所では、市町村の病院とか、またそういった物を研究して、小児医療の救急体制とか、そういったものをやらなくてはならないんだという市町村が増えていると。本当にこう、今町長が言われましたように、この佐用町は過疎になりつつ中で、やはり、子どもを産んで育ててそして我が町の将来を守っていただきたい。そして、この我々高齢化が進む中で、本当に我が町を守ってくれる若者がいない。無くなっていっている中で、是が非でも、私は高齢者の、それは福祉対策も大事かも分かりませんが、もう少し、そういった医療に取り組む、小児科とか産科医療に対する、もう少し研究をしていただきたいと思っておりますけれども、そういった共立病院とかまたは中央病院その他病院に町からの助成を出して、そういった小児科とか産科を置くような町長の考えはございませんか。お聞かせ願いたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵逄典章君） いろいろと医師会、先生方にも話を聞いておりますけれども、中々お金だけで解決ができないような現状です。その極端にですね、いくらでもお金をかければ、それは解決できるかもしれませんが、町の財政に合うような中でのですね、形でのお金を援助する事によって確保でき、そういう体制ができるかと言いますとですね、現在各近隣でもたつの市辺りでも、もうそういう産科、出産ができる医院が無いというような状況で医師の確保という点、まあこの、特に最近の医療事故等に対応するためにですね、1つの産科を置く為には、医師が3人以上必要だとかですね、その後助産婦それから看護婦、

そういうスタッフをですね、全て揃えて、これをやっていこうとした時にですね、中々そういうスタッフ、人員、人材さえ中々揃えれないというのが、現状だということです。

そういう中で、今、県としても、ある程度集約をする中でですね、その対応をしていく。そこへまあ、まず皆さんが安心して受けれる体制ですね。距離は遠くなっても、ある程度、そこで受けれる体制、そういう事も努力をされているように聞いておりました、町としても、そういう子育て、そういう事に対してのね、対策という事を含めて、考えていかな、現実に沿った形で考えていかないと、中々町がいくらのお金を援助してという形での話ですね、本当に難しい状況だというふうにご理解いただきたいと思います。

〔高木君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、高木議員。

10 番（高木照雄君） 町長の言われる事は、良く分かります。それならば、まあ現在我が町から、宍粟病院なり日赤、姫路近辺に出産をする為に入院をする事になりますと、大体、普通分娩で普通に産む場合は、宍粟病院だったら 42 万ぐらい。姫路の日赤ですと 45 万。ところが少し何かありましたり、母親なり、子どもの具合が悪ければ、それなりのプラス。また時間外、9 時ですか、9 時から 5 時までの以外の時間ならば、またプラスと。それから夜間になりますと、また医療がプラスという事で、簡単に口で 42 万、45 万と言いますが、今の子どもが産まれる中で 100 パーセント無事な子どもは無いような気がいたします。どこかに障害があって当たり前のような、現在の生活じゃないかと思いません。その中で、今佐用町として、出産時に 5 万円という金額が定められております。これを、夢前のように第 3 子、4 子、5 子では、5 子になりますと 5 番目の子になりますと 50 万とか、またそういった各地区での出産金の値上げと言いますか、補助が多くなっておりますけれども、町長は、この 5 万円に対して我が町では産科は難しい状況である中で、それならば、そういう出生祝金と言いますか、出生時の金を、お金の祝儀をまた 10 万なり 20 万に上げる意思があるかないかお聞かせ願いたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵逄典章君） 出産費用は非常にですね、今かかっていると。病院で、病院の医療も、その個室にしてですね、そういう費用も掛かってくるという事で、今言われるような金額が掛かるというような事も聞いております。これは、国民健康保険でもこないだ出しましたようにですね、今、出産に対して 35 万の一時金が支給、出されるようになっております。また、それぞれの社会保険においてもですね、出産に対しては、かなりの、そういう保険において、支援がされるようにもなっております。で、確かに、少ない、こう出生が、子ども達、まあ出産する人も少ないという中で、そのところに援助をして支援をしていくという事、この事は、私も大事だと思うんですけども、ただ、そういう事が、出生率の本当にアップに繋がるかという、それは中々難しい。また別問題だというような感じもします。先般、この出生率がですね、こうして下がっていく中で、日本国内で出生率が上がった所ですね、福井県なんか上がったと。ただ、その上がった要因はですね、やはりそういうその、出生に対して、出産に対してお金を祝金を出したり、手厚い子育て支援をしているという事ではないんですね。未婚率がやはり低下していると。言うたら、結婚する人を増やしているという事ですね。それから親子の 3 世代の同居率が非常に高い。逆に高くなって来ているという事ですね。又共稼ぎ率も全国で一番というような事があり

ます。そういう地域の状況の中で、若干の出生率のアップが図られておりますけども、私は、それとは出生率がアップするかは別にしてですね、やはり今の若い世代の中で、子どもを、やっぱり育てていく環境として格差、それこそ生活の格差ですね、子どもの無い方と有る方との格差。その子どもというのは、その家庭だけではなくて、この社会に対する大きな担い手になっていくわけです。そういう子ども達を育てていくのに対してですね、行政の子として、社会全体として支援をしていくという、それがあある意味では、公平な社会かもしれません。ですから、そういう点において、どういう、じゃあ形をとっていくのか。例えば学校、子ども達が教育をしていくための奨学金なんかを考えていくのかですね、子どもが3子、例えばたくさん産んで育てている方に対して、そういう医療費なんかの援助また保育料なんかの援助、まあそういうですね、やはり、その、まあ外国においてはですね、3子以上ある方については、職、就職等についても有利にするとかですね、いろんな国によっても対策もしているというような事も聞くわけですね。まあ、そういう、そのやっぱり、政策というもの、施策というものをですね、やはり何か考えていく必要もあるんじゃないかなというように思うんですけども、これは、今これがいいと、これがやりたいという事では申し上げる段階には無いんですけども、そういう事も考えて行きたいなというふうに思っております。ただ、今の5万円をですね、直ぐに、10万円にするとか20万円にするという考え方はありません。ただ、お金だけを出せば、それで解決する全く解決する問題ではありませんので。

〔高木君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、高木議員。

10 番（高木照雄君） 私も、今、もし町長が祝い金が多だけで出産できないとだけ答えられれば、何も後の言う事を、後で付け加えようと思ったんですけど、福井市の事を、ちょっと調べておられるという事に対して、私も、その原稿を持っております。それを追求しようと思ったんですけども、町長が、ちょっと、そこを調べておられましたので、本当に、町長もそこまで少子化についての、やっぱり考えを持って、いろんなニュースを頭に入れて、やはりこれから我が佐用町の、そういった事に対して、考えていただく事に、私も感謝しております。ところが、少子化対策に対する予算ですけども、伸び率は平均で7パーセントと県下で伸びているというのに、佐用町の場合では横ばいであると。一番多いのは小野市で32パーセントと伸びている中で、町長はもう少し少子化に対する予算設定をお願いできたらいいなと思うんですけども、まあそれが難しいんかも分かりませんが、それは考えて今のそういった他地区の、そういった子育てについての勉強もされている中で、ひとつ考えていただきたいと思っております。

それから、もう1つ、子ども、子育てしやすい環境作りの中で、県下が県が、県41町の中で20町がセンターを設けていると。ところが、設けてない地域について小規模のグループを100程作りたいと。このセンターの隙間を縫って子育ての環境を、細かく充実させたいという、県が、その事業を募集しておりましたけれども、我が町としてその事業計画に提出されたかどうかお聞きしたいと思います。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 佐用町につきましては、昨年 10 月に合併ですので、当然 17 年度については、応募しておりません。

その中で、別の質問でも町長がお答えしましたように、いわゆる本年度から試験的ではありますが、子育ての支援の一環として、マリア幼稚園の学童保育も、試験的に、この夏から始めさせていただいております。これからの予定なんです、19 年度に向けてですね、基本的には、サポートセンターの希望は県の方へ出してですね、今現在、どういう形で持っているのかというのを調整をいたしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔高木君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、高木議員。

10 番（高木照雄君） 今年は合併した時期なので、それは難しいかも分かりませんが、そういった県の、そういった施設に対しての手伸ばしがあるんならば、それを必ずしも我が町で受けていただいて、少しでも子育てしやすい環境作りに育っていただきたいと思っております。また、ある所によりますと、町役場内に、子育て広場というか、結局、乳児の抱えるお母さんが 1 人で悩まれたりする事を、そこへ寄って、奥さん、そういった子どもを抱かえた親が、寄って、うざる事によって、また子どもを育てる悩みも取れ、そういった施設を各支所、役場とかまたは市役所で取り組んでいる傾向が、多々見られるようになっておりますけれども、我が佐用町として、今そういった小規模グループのセンターの隙間を縫った環境作りの一環として、そういった来年に向けて、やはり、そういった事も、ひとつ考えていただけるかどうか、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵逄典章君） まあ、そういう子供、育てる親のですね連携、いろいろと一緒にですね、相談をしたり、楽しみながら、また育てて、子育てをしていく。そういう環境作りということで、ママプラザというのをですね、旧町時代から設置してですね、今もそこに子どもを持つ若いお母さん方、いろんな活動をしていただいております。そこで、子育ての悩みとかですね、又いろんな身体的な悩みがあれば、またそれに対して保健婦等と一緒に相談に乗るといような体制も作っておりますしね、そういう事は、もう既にやっているということで、新町になってもそれを継続して続けておりますので。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔高木君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、高木議員。

10 番（高木照雄君） それまた、お願いしておきます。

それから、今年 9 月の広報にも、兵庫県特定不妊治療費助成事業について出ております。これは、1 年度 10 万円という補助率でございますけれども、助成率でございますけれども、もよりといたしますか、またそれぞれの町によって、町としてこの助成を、県だけ、国・

県じゃなしに、町としてやっている、助成をしている所もあるんですけども、こうした、我々田舎にあって、少しでも子どもの成長を、子どもの出産を願う町として、この不妊治療に対する助成金として県は10万円。地元として町自身として10万円を補助するような考えはないでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔健康課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） 今、議員がおっしゃいましたように、その制度につきましては、県の制度でございます。という事で、この辺でしたら、健康福祉事務所の方が担当いたしております。という事で、保健センターの方では、今のところ町内の方が申請をされた方いう事はつかんでおりませんので、また佐用の健康福祉事務所、龍野の健康福祉事務所等調査させていただくと共に、近隣の市町村の実態等を調査させていただき、今後検討をしてまいりたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔高木君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、高木議員。

10 番（高木照雄君） 今現在、不妊が無いと言うんですけども、やはり、そういった制度を作る事によって、産む事を決断したというような事例も出ております。新聞等に載っております。そういう事で今無いからじゃなしに、佐用町として不妊治療で、もしか出産でもしてやろうという女性があるならば、県が10万円なら佐用町として10万円を積上げするから産んでくれいというぐらいな、これだけ力入れて、私はいただきたいと思うんですけど、再度お答え願いますか。

議長（西岡 正君） 町長、お答え願います。

町長（庵逄典章君） 今、議員からのご指摘、そういう思いですね、よく私も同じように共感をするところです。町として、そういう対策についてですね、今後考えて行きたい。総合的な中でね、1つの課題としても捉えていきたいというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔高木君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、高木議員。

10 番（高木照雄君） 本当にこう、少子化問題は今すぐに解決できる問題ではございませんけれども、国も言っていますとおり、今までのいろんな対策を講じたけれども、失敗

だったと。もっともっと真剣に手近なものとして、日本の将来又この故郷の将来を考える時に、やはり子どもを多く育てて住んでくれる事が、この地域の活性化になり、また過疎対策になると思いますので、我々議員も頑張りますけれども、町行政、町長を中心にした町行政も、少しでも子どもを産んで、育てやすい地域になる事を研究していただく事をお願いして、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

議長（西岡 正君） 高木照雄君の発言は終わりました。

続いて、8番井上洋文君の発言を許可いたします。

井上議員、ちょっと申し訳ないんですが、時間が1時間という事になってますので、前もってお願いしておきますが、時間延長をしたいと思います、ご了解願いたいと思います。

それでは、お願いします。

〔8番 井上洋文君 登壇〕

8番（井上洋文君） 8番井上洋文でございます。

私は、今回、3点の質問を行います。

まず第1点目は、幼保一元化の取り組みについてでございます。幼稚園と保育所が一元化した認定子ども園が早ければ、10月スタートするところもあります。認定こども園は就学前の幼児に対し、教育、保育を一体的に提供すると共に、地域の子育て支援の場として県が認定する施設です。現在の幼稚園は言葉の使い方や、創作活動への興味を養うなど、学校教育法に規定された内容になっておりますが、保育所ではこのような教育を受ける機会が確保されておられません。満3歳以上の幼児に対し幼稚園並みの教育を受けられるよう、選択肢が広がります。本町では私立の幼稚園が1箇所しかなく、幼稚園と保育所の機能を併せ持った施設は、保護者の皆さんからも大変期待されるところでありますが、どのような取り組みをされるのか、次の点についてお伺いいたします。

イ、職員の配置、資格。

ロ、施設の整備。

ハ、教育、保育の内容。

ニ、管理、運営。

ホ、開設年度。

2点目の質問に入ります。中学生に国際交流による海外体験を。

海外への旅行者は増える一方ですが、多くは旅行してきたというにとどまり、国際交流に繋がっていないのが現状ではないでしょうか。鉄は熱いうちに打てという格言のように、宍粟市が地域活性化事業として平成2年より国際友好親善交流姉妹都市として、アメリカワシントン州スクイム市と海外交流を行っており、平成7年より毎年教育委員会主催の国際友好派遣団として中学生をホームステイにより海外体験をさせ、成果をあげております。早いうちから海外体験をさせ、異文化に触れるということは、国際化を進めるのに効果があると思われませんが、お伺いいたします。

3点目の質問でございます。AEDの増設を。心肺停止患者の心臓に電気ショックを与えて救命するAEDは医師や救急救命士に限らず、誰もが使えるようになった事を受け、本町でもAEDの設置及び救命講習の更なる普及をと、私は3月議会で訴えましたが、その後、救命講習は、各種団体で行われ好評ですが、AED設置そのものが少ない現状でございます。学校等の公共施設への増設はどのようになっているかお伺いいたします。

以上、3点について、この場から質問を終わらせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、井上議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問の幼稚園と保育園を一元化した「認定こども園」は、本年6月9日に成立をした法律で、10月から施行される新しい法律でございます。

この取り組みは、平成17年度に全国30カ所でモデル事業として実施され現実化したもので、これまで保育園は厚生労働省、幼稚園は文部科学省と所管省庁の違いから、中々統一化されなかった課題ですが、これからの少子化対策、子育て支援施策として国の省庁間では、珍しく共同実施されようとするものでございます。

兵庫県においては、初めての説明会が今月の9月11日に開催をされ、これから県下に広められようとしておるように聞いております。本町におきましても、この県での説明会を受けて、実質的には今後検討をする課題であります。

この「認定こども園」の必要な2つの機能は、保育の適格要件が有る無し係わらず、教育・保育を一体的に提供するというところにあります。

2つ目は、子育て相談や親子の集いの場を提供するなど、地域における子育て支援を実施することとなっております。実際的には、この「認定こども園」の総合的な機能に関すること、つまり職員配置や施設整備また運営基準については国が示し、それを踏まえて都道府県が具体的な認定基準を設けることとなっております。

国における財政的な援助につきましても、公立施設に関しては、これまでどおりの一般財源化されたものが継続をされるために、新たに開始されたといいたしましても財政支援措置はありません。民間の施設に関しましては、幼稚園型と呼ばれる従来の幼稚園機能を多く残した学校法人施設には、これまでのとおり私学助成費が、民間認可保育園には、運営費負担金が支給されることとなっております。

実際的な利用に関しましては、保護者が直接申し込み、契約が成立すれば利用できる直接契約方式となっておりますが、保育に欠ける児童については、これまでの保育園入所と同様に市町村が窓口となります。保育料についても、それぞれの施設で認定できることとなっておりますが、市町村に届出の義務があり、不当に高い場合は市町村が改善命令を出して、また低所得家庭には一定の配慮もされることとなっております。

本町におきましても、これからの子育て支援、少子化対策また既存の保育園施設の老朽化などによる改築等の施設整備計画の中で十分この「認定こども園」制度を研究させていただき、対応させていただければというふうに考えております。

井上議員のご質問は、職員配置やその資格、施設の整備、事業の内容、管理運営、開設年度など具体的なご質問であるわけですが、先ほど述べさせていただきましたとおり、県での説明会が、この11日に開催されたところでありますので、ばかりであります。今後、関係各課、十分検討して協議をしたいと思っておりますので、今の段階では、明確な答えをお答えをする事ができません。お許しいただきたいと思っております。

次に、中学生に国際交流による海外体験をという事であります。議員仰せのとおり、海外でのホームステイなど国際理解を深める上で貴重な体験になると思っております。まあ、宍粟市でも姉妹都市提携や中学生ホームステイ事業など国際交流事業が行われている事は聞いております。

佐用町は、まちづくり課が担当しています国際交流事業「いなかのえんげ」で大阪大学



の学生 10 名のホームステイ受け入れ、今年受け入れるなど、国際交流協会会員やボランティアスタッフの協力を得て交流事業を実施しております。又昨年 11 月には江川小学校へ中国開封市第 2 師範附属小学校児童 5 名を迎え、異文化に触れる機会を得たところです。前年には江川小学校児童 3 名が中国を訪問をいたしております。

海外派遣事業には、自己負担も伴い、宍粟市では 18 年度 14 名の中学生と 3 名の引率者で 1 人約 25 万円を要しているそうです。このうち中学生には、半額 12 万 5,000 円を補助はされております。宍粟市におきましても高額な自己負担金によって、経済的に参加できないなど、地方公共団体が行う事業として適切かどうかという、そういう問題の議論もあるやに聞いております。この交流事業につきましては、今のところ直ぐに実施するという考えはございませんが、今後の学校教育の方針の中でですね、当然議論をして行きたいと、協議をしていきたいというふうに思っております。

次に、AED の増設についてのご質問について答弁させていただきます。近年かなり、普及をしましてまいりました AED は、心肺が停止している人の心臓に早い時期に電気ショックを与えて救命する器機でございます。

平成 17 年 12 月議会でも答弁いたしましたように、消防署においても AED の救命講習をいろいろな場所で行っており、町職員や町民も講習を受けているところであります。

町内の所有の状況につきましては、町の施設関係ではさよう文化情報センターに 1 台、スポーツ振興課に 2 台、三日月支所に 3 台、ゆうあいいしいに 1 台、笹ヶ丘荘に 1 台の計 8 台。他に消防署の救急車に 2 台と講習用が 5 台。また佐用健康福祉事務所に 1 台、いちよう園に 1 台、病院等の医療機関で 6 台の合計 23 台が、今有るというふうに聞いております。今後におきましても、AED の講習会や有効性の周知を図りながら、各施設の必要度を検討して、充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。失礼しました。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

8 番（井上洋文君） 3 点目の A E D の件から、ちょっとお聞きしたいと思います。

今、A E D がですね、前は 12 箇所という事の報告だったんですけども、23 台ですが、12 台が 23 台という事なんですけれども、これ健康課から報告があったんは、これは 11 台の報告なんですけど、そこは把握がされて無かったんですか。

〔健康課長 挙手〕

健康課長（達見一夫君） 申し訳ありません、井上議員の方からお尋ねになった分については、消防署関係と、それからそれ以後ゆう・あい・いいしい、笹ヶ丘荘の方が購入されております。その分が、入っておりませんでした。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

8 番（井上洋文君） それでは、この A E D の講習を頻繁に消防署でやられておるんですけども、また出張でもやられておるようですけども、これ講習の人数はどのくらいされているわけですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔消防長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） 講習会ですけども、昨日というより、8 日の日ですけども、普通救命講習会を行いました。それも含めましてですね、48 回。延べ 2,211 名が受講されております。後ですね、13 日それから 15 日、20 日とですね、この後また予定が入っております。以上でございます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

8 番（井上洋文君） 人数をお聞きしましたんは、これは熱心にやっていただいておりますわけですけども、これ、私、12 箇所という事で、そこへ行かせていただいて、どういう状況になってるかということをお調べさせていただいたんですけども、と言いますと、この A E D は、岡山県いろんな所へ設置されておったけれども、設置されておる場所が思わしくない。一般の方が見えない所に設置しておったという事で、岡山県、これ全部県の施設やり直しという事でされたという事を私テレビで見ました。私、現場に行きまして、いろいろ見させていただいたんですけども、これ病院等につきましては、これまあ、看護婦と医者ともおりますんで、これは関係ないんですけども、問題の文化情報センターとか三日月支所とかホテルドーム等行かせていただいたんですけども、A E D が本の下になっているとか、また事務所の中に設置されておる所がある。というような現状なわけですよ。これだけの人数の方を講習して、一般の方に講習してですね、A E D の使い方を教えているわけですから、その一般の方が使える、また見てですね、直ぐに A E D がどこに設置してあるかということが分かるような所に設置してなかったら、これ意味がないんじゃないんですか。ここら辺どうですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。どちらでしょう。健康課長、消防長ですか、どちらですか。

〔消防長 挙手〕

議長（西岡 正君） 消防長。

消防長（加藤隆久君） 設置されている、施設等によるんですけど、管理等になりますけども、私ところの場合 A E D 当然ですね、設置されれば、向こうからの要望等ですね、講習に行っております。その時にですね、一般の方が見ても分かる所にあるというような表示はしてくださいよという指導はしております。後は、ちょっとその施設施設で、はい、

していただく事になると思いますけど。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

8 番（井上洋文君） 各施設は指導を受けてないんですか。と言いますとね、このいちよう園に行かせていただいて、民間の所にもずっと回らせていただいたんですけど、いちよう園に行った時には、このいちよう園の入り口に、ちゃんと設置されておるわけですね。誰が見ても直ぐに A E D やという事分かるし、表示もされておると。また佐用の健康福祉事務所に行った時にでも、玄関にですね、まずは A E D。この建物内に A E D が設置されておりますと。いう事を、この貼っておるわけですよ。そやから直ぐに一般の人が見ても、この施設は A E D があるんやと。事務所の中にあっても、それはあるんだという事が分かるし、また、その A E D 本体が、そのように設置、玄関に設置されておるとい事なんですよね。なんぼ、これ講習してもですね、A E D が何処にあるやら分からんという現状ですけども、これどうですか、文化情報センター。教えてください。

議長（西岡 正君） はい。

生涯学習課長（岸井春乗君） あの、表示してありますけれども、事務所の所に。

8 番（井上洋文君） してますか？

生涯学習課長（岸井春乗君） はい、入った所。

8 番（井上洋文君） 入って、まあ本の下になっておったんで、あれだったんですけど、聞きましたら、分からんという事だったんですけども。それから、ホタルドームは何ですか。これ事務所の中にあるわけですけども。

議長（西岡 正君） ちょっと今、課長ここに、退席しておるんですが、誰か分かりませんか。

そしたら、帰ってきたら答えてもらいますんで、続けてください。

8 番（井上洋文君） このようにして、私も党の方で 30 名程行きまして、懇切丁寧に指導受けまして、使えるようになったわけですけども、このようにして、町民の皆さん、特にまあ、いろんところで 1 分 1 秒を争うような、こういう状況になった時に、この A E D というのは、ものすごくやっぱし効果があるという事が証明され、いたる自治体でも設置を進んでおるわけですけども、ただ講習をして、その本体がどこにあるやら分からん。また、きっちとした表示がしてないという事では、これは何の意味もございませんので、そういう面について、きっちと設置された所については、一般の方が分かるように表示をしていただきたいと思います。

議長（西岡 正君） 課長が帰ってきましたので、ホタルドームの A E D の設置の表示は

あるかという事なんです。

〔スポーツ振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 井村課長。スポーツ課長。

スポーツ振興課長（井村 均君） どうも、ちょっと用をしております、申し訳ございません。表示はございませんけど、今2機置いております。それは国体の関係で、貸与を受けております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

8番（井上洋文君） その表示がされてなくて、事務所の中にあっただけなんですけども、これは一般の方が来られてですね、そのAEDが有るという事分からないという事なんですけれども、そこらどうですか。

議長（西岡 正君） はい。

スポーツ振興課長（井村 均君） これにつきましては、一応国体で県の方から、今現在貸与を受けております。その以後、貸与の関係ですので、返すようになるか、そのままいただけるかという事まで分かっておりません。その後、実際にうちの物となるという事になれば、表示したいと思っております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

8番（井上洋文君） 分かりました。このAEDについては、これ赤穂市ですか、が出てきましたけれども、関西の福祉大学を安心安全をステーションにして、学内に2箇所AEDを送ったとか、また市内の宿泊施設や店舗にも設置への協力を呼びかけているという事なんですけれども、店舗とかそういう宿泊施設に対しての、その設置の要望は、これは消防長として、呼びかけられておるわけですか。

議長（西岡 正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） 宿泊施設につきましてはですね、この度の国体でですね、ゆう・あい・いしいさんと笹ヶ丘荘さんが購入されました。それから、あと平福の河内屋さんがですね、レンタルでその期間ですね、設置されるという事で、講習等もさせていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

8番（井上洋文君） 設置の協力とですね、協力にまたいろんな方面で呼びかけていただきたいと思います。

それでは、1番の幼保一元化の取り組み、認定こども園についてなんですけれども、これ県の方がですね、条例化、まあ9月議会で、やられるんやないかというように聞いていたんですけれども、今回、出てないという事なんですけれども、これ町長よく幼保一元化という事、僕2回程お聞きしたんですけれども、その意思是町長としてはあるわけですね。

議長（西岡 正君） はい、町長お答えください。

町長（庵逄典章君） 法律的な問題と同時に現実的な問題としてですね、今、幼児教育という事について、少ない子ども達を、これ出生を、子どもを増やすという事も大事なんですけれども、中々そう簡単にいく事ではない、やっぱり今、生まれている子ども、産まれて来るですね、少ない子どもをしっかりと育てていくという事。これも非常に大事な事だという事で、特にまあ学校就学までのですね、幼児教育、この点について、やはりこの行政と、町としてもですね、取り組んでいかなきゃいけない。そういう中でですね、現在佐用町においては、保育園という、まあある意味では、子どもを預るという点に重点を置いた形での、子どもの施設なんです。これを私は前から幼稚園、やっぱり教育という観点も加えたですね、これ施設運営が、そういう指導をしていくように考えていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っておりました。そういう中でですね、国としても幼保一元化と、これは多分、子ども、幼児教育、こどもの、そういう、その指導の中であって、保育園と幼稚園というですね、両方の機能を兼ね備えたものという事であろうと思いますから、まあ、こういう考え方は、町としても、今後の施設の運営の中でですね、当然、時代の要請、状況としてですね、取り組んでいかなきゃいけない課題ではないかなというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

8番（井上洋文君） 実は、あの、父兄いうんですか、親御さんからですね、佐用は保育所しか無いと託児所やないかというように言われたわけです。いや、託児所やないでという話をしたんですけれども、やはり保育所と幼稚園の機能というのは全然違いますので、そういう面からも、今回幼保一元化という事で、子ども園の認定という事で、国も動いておるわけなんですけれども、これ先ほど町長答弁ありましたけれども、町が、やっぱり町が絡んで保育料とか、どんなですか、そういうようなもん募集とか、そういうような事も結局、国の方はですね、町を離れたその組織でというような事じゃないんですか。そこら未だ、ちょっとそこらもかんでいくわけですか。

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵逄典章君） 現在ですね、町内には保育園は私立のものは無いんですね。全部町が運営をしている公立なんです。ですから当然まあ今後ですね、こういう施設においても、この佐用町の現状見ればですね、民間の保育園という形は、中々難しい状況もあると思います。だからそれを今後幼稚園と一体的なですね、幼保を一元化したその内容の養育を、保育を行う施設という事を考えてもですね、やはり今後町としても、当然主体的に取り組んでいかないといけない。そうなれば、その入園と言いますか、にしても、その保育料と言いますか、その授業料にしてもですね、当然町として考えていかなきゃいけない、取り組んでいかなきゃいけないと、決めていかなきゃいけないというふうに思いますけども。

ただ、佐用町の場合には、このマリア幼稚園、幼稚園としてマリア幼稚園があるわけですね。ですからこのマリア幼稚園も長い歴史とですね、地域でいろいろと、その貢献をいただいております。このマリア幼稚園の問題というのも、これ一体的に考えなきゃいけないというふうにも思っております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

8番（井上洋文君） 詳しいことは、未だ出てないんですけど、出てないという事なんですけど、そのどんなんですか、やはり旧町単位ぐらいにですね、されるとしたら、人数的に言えばですね、旧町単位ぐらいになるわけですか。そこら、ちょっと聞きたいんですけども。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、未だですね、具体的にそのどういう内容のものかという具体性も出てきてません。まあイメージとしてはあるわけですけども、やはりこういう施設において、ある程度の人数を確保していかないとですね、また運営も又その中でのいろんな教育もですね、保育もできないという事だと思いますから、そういう意味で現在の保育園がですね、各 11 ですか、の保育園があるわけです。それがもうかなり定員割れして非常に人数少ない状況になってきております。こういう現状の中でね、別に新たにですね、この子ども園というものを別個に作っていくというのは、これは、また非常に難しいというんか、現状に合わない形になるんじゃないかと思えます。現在の保育園という町が運営しているものを今後どうしていくのか、そういう中で考えて行くべきだと思うんです。

それが、そのどれぐらいな規模にするのか、あるいは旧町単位ぐらいの単位で考えるのか、もう少しもっと集約するのか、もう少し広く、今の保育園を中心に考えていくのかですね、その辺は、今後の課題ではないかと思えます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

8番（井上洋文君） 国はガイドラインを、これまあ出しておるわけなんです。大体の概略はですね、町としてもつかんでるっていうんですか、と言いますと、保育所の方へ、先

般この幼稚園の教員免許を取ってるメンバーおるかというような格好でですね、調査されたんやないんですか。そこらはされてないですか。何かされたという事聞いたもんで、具体的な話進みよんか思うたんですけども。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 正式な調査ではないんですが、当然国の方から、こういう話がありましたので、概数でどれぐらい両方資格持ってる保育士がいるかというようにですね、町独自で調べさせてはいただいております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

8番（井上洋文君） どうですか、ほんなら、大勢持っておられるわけですか。

議長（西岡 正君） はい。

福祉課長（内山導男君） 正職員の保育士についてはですね、両方の資格持ってる職員が、保育士が、結構おります。ちょっと最終的な数値までは、ご報告できませんが、両方の資格持ってるという答えが相当返ってきております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

8番（井上洋文君） まああの、これ以上、言いません。

まあ、就学前の子どもへの教育、保育の提供と地域における子育て支援、総合的に合わせた認定こども園ですので、これは佐用町におきましても、やはり取り組むべき課題ではないかと思っておりますので、ひとつ研究また、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、2点目の方に入らせていただきます。中学生に国際交流による海外体験をということでございますけれども、これ見ますと、私三土中学校に行きましたら、ワシントン州のスクイム市と海外交流をやっているという事で、ものすごく成果を挙げているという事を聞きましたんで、これ同じ町内の学校がやっているのであればですね、やはり、後の中学校も交流してはどうかという事で、訴えさせていただいたんですけども、これまあ、宍粟市の場合は、まあ母体がですね、友好親善交流姉妹都市としてなっている中で、中学生が5日間ホームステイをやっている、交流をしておるわけなんですけれども、先ほどから英語教育をという事で、小学校、中学校に対しての英語教育をという事で、まあ大下議員も訴えられていたわけなんですけれども、やはり、この英語を私もまあ、外国との取引で英語の必要性を実感しておるわけなんですけれども、特に小学校、中学校で英語教育するという事も、これは大切な事なんですけれども、やはり実際にそのようにして交流をして現地へ行って、そしてその文化とか、いろんな問題について交流する中に英語の必要性を、又その外国の語学を学ぶという事が、一番必要ではないかという事を感じたわけなんですけれども、その交流に行った中学生の言ってる事なんですけれども、日本と異なった文化を味わえたと。特に英語に興味が湧いてきたと。また、アメリカの良い所を見付け、

また日本の良い所を見付け直す事ができたと。この体験を機に英語を勉強したいと。また、人に対しての思いやりの心ができてきたというように、感想を書いているわけです。また、先生の立場としましても、単に海外旅行をするのではなく、ホームステイする事で、交流体験が意味深いものになっていると思うと。日程により5泊程度の短いホームステイですが、子ども達にとって、得たものは多いものがあるようで、例え、アメリカではハッキリ自分の考えを持たないと相手に伝わらない。食事は朝すごく簡単で夕食は、家族で話しながら時間を過ごすと。風呂は2日に1回と。学校において服装は自由だが、遅刻、宿題を忘れると教室に入れない。休み時間は3分程で教室の移動はテキパキとしている。そして何よりも寛容でジョークがうまい等々生活習慣、文化の違いが直接体験出来、違いを理解する事、自分の思いをハッキリ伝える事。人と人との交流が大切な事。その為に自分はどうかあるべきか等々学習した事が成果であると思いますと。この授業に参加した事がきっかけで英文学の大学に進学した子どもも少なくないようですと。昨今はインターネットが普及し、生徒達が今もホストファミリーと文通を行っていますと。こういうふうに、先生の方からも成果を報告させておられるわけですが、そこら辺について教育長どうですか。この交流について、今、経済的には中々難しい面もあると思いますけれども、その交流について感想はどうですか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） お答えします。確かに視野を広める、又今現在のものの価値観等々を他国で振り返る事が出来る。そういう点では、いい方法だろうと、私もそのように考えます。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

8番（井上洋文君） いい方法ですけど、もう少しちょっと具体的に、あの、ちょっと答弁いただいたらなと思いますけども。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 非常に、言い辛いと言うか、私も世間の狭い人間でありまして、今中学校にALTが来ておったんですけども、ほとんど英語喋れません。電子辞書を持って、校長室から職員室で先生に聞きながら、ずーっと単語を羅列して、発音ができんもんですから、カタカナでいけたりして、非常に程度の低い会話をしておりました。私が思った事は、日本語で意思疎通ができないだろうかと。私は、国語の教諭であると。これ自論なんですけれども、そういう事でALTと係わった事があります。非常に、言葉だけじゃなくて、表現とか、そういう物で通じるなという実感をしました。と、議員が言われる



よいうに、やっぱり英語を何十年勉強してきたのに使えないもどかしさ、そういうものも感じましたし、で、一度だけ、まあ4日間程外国にこれも個人的な旅行であります、教育者として教育的な観点で、その国を見て来た事があります。確かに、日本と違った先ほども言われましたように、忘れ物をしたら駄目だとか、ハッキリしております。日本の教育は、その辺が崩れてしまっている部分もあるわけですね。ですからこのアメリカならアメリカ、イギリスならイギリスへ行ってですね、自分の日常生活を点検する。そういう面も、これは、比較検討、そういう事ではですね、やっぱりいい方法だろうと、そういう意味でのお答えをしたわけです。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

8番（井上洋文君） まあ、このアメリカのワシントン州スクイム市の例を出したんですけども、やはりアメリカだけではなしにですね、そういうやっぱり近隣の異文化に接していくという事も必要やないかと思うわけです。韓国なんかも近くなんですけども、やはり儒教の国ですし、家庭の中にあっても、お父さんお母さんを敬うというようなのが、ずっといまだに、やっぱり残っているというように目に付いて、やはり、日本人としてですね、もう一度、そこらを見直すべきではないかというふうに、まあ感じたわけなんですけれども、特にまあ、最近異文化というんですか、まあこのドラマにしてもですね、まあまあチャングムの誓いと今してますけど、そういうふうにして、やはり、いろんなやっぱり異文化がドンドン入ってきて、そして、というような状況の現代になっておるわけですから、やはり、そういうところにですね、小さな間に、小さいと言うんですか、中学校の間から、触れさせていくという事が、僕は大切な事じゃないかと思しますので、町長、大変な状況で、補助金を減らすというような状況の中で、新しい事業というのは大変でございますけれども、将来、佐用町の将来を担う青少年、特に若い世代の方についての、この要望ですので、またひとつ検討していただきたいと、このように思います。以上でございます。

議長（西岡 正君） ここで、予定は一応終わっているんですけども、3日目の予定が、一般質問と特別会計等ですね、一般会計特別会計等の審議が残っておりますので、もう1人さしていただくと非常に助かるんですが、どうしましょう。お諮りさしていただきたいと思うんですが。

〔「休憩してやりましょいや」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） えっ？

〔「休憩だけしてやりましょう」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 暫く休憩してね。それで、後1名さしていただいてよろしいですか。そしたら、ここで休憩を暫時させていただきまして、再開を5時からとしたいと思えます。町当局の皆さん方もよろしくお願ひいたします。

議長（西岡 正君） それでは休憩を解き、再開をいたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

6 番、金谷議員の質問を許可いたします。

〔 6 番 金谷英志君 登壇 〕

6 番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。時間延長しておりますので、町長の明確な答弁をお願いいたします。

町内業者の育成をどう図るか。まず 1 点目は、この点であります。

建設業界の不況の深刻化、公共工事の削減で、受注競争の激化による町内の中小零細建設業者には、仕事減と賃金単価の切り下げなど、下請けいじめが横行しています。そうした中で、中小零細企業に仕事と雇用を確保するために「住宅リフォーム助成制度」と「小規模工事登録制度」の導入を提案いたします。

住宅リフォーム助成制度とは、住民が住宅を改修する際、町内業者に依頼すると一定規模以上の工事に上限を決めて工事費の 10 パーセント程度を助成する制度です。既に実施している市の例を紹介しますと、京都府京田辺市では、2002 年から 2 年間の時限付きで、この制度を始めました。30 万円以上の住宅改修と修繕について、工事費の 10 パーセントから上限 10 万円までの助成で、1,000 万円の予算で実施しています。147 件申し込みがあり、122 件に助成、完成工事は 2 億 1,340 万円、実に 20 倍の経済波及効果が出ています。地元工務店などでは、不況対策や地域経済活性化、雇用の創出と安全で快適な住まいづくりに大きな効果があるとしています。

小規模工事登録制度は、地方自治法第 234 条に基づく随意契約の創造的運用をはかったもので、町が発注する請負、売買、貸借で小規模の契約を町内業者に優先して発注すると業者登録を簡易化する制度です。埼玉県川越市のこの制度の要領では、目的で「市内に主たる事業所を置く小規模事業者の発注機会を拡大し、積極的に活用することによって、市内経済の活性化を図ろうとする」としています。業者は、大工、とび、解体、電気設備、冷暖房設備、ガラス、塗装、内装、家具、植栽、上下水道設備、運動用具など 61 業種の中から「修理・修繕希望業種」を 10 種類まで選ぶことになっています。2006 年 3 月末で登録業者は延べ 856 人、契約金額は、3,643 万円余りになっており、こうした仕事を受注した人からは、「仕事がないとき仕事をもらって助かった」など歓迎の声が寄せられています。

この両制度の実施を検討されるか。

次に、自立支援法の改定で子どもの療育にどう対応するのか。

1 点目に「児童デイサービス」について伺います。2006 年 2 月 9 日、社会保障審議会障害者部会において、児童デイサービス見直しの基本方向が提示されました。見直しの要点は、児童デイサービスを「幼児期を中心とする療育」と「小学校の放課後対策やレスパイト」に区分し、幼児期は、介護給付の事業に位置づけ、小学生は地域生活支援事業の中の障害児タイムケア事業に移行されることです。10 月からの本格実施により、目的や指定基準が変更されます。幼児期の報酬単価は、大幅に引き上げられますが、応益負担の原則によって保護者の負担が増加します。諸具悪性は大幅減額となり、あわせて新しい事業者は認めないという 3 年間の経過措置が設けられます。

児童デイサービスでは、もともと事業者に支払われる報酬は日額単価制でした。しかし

保護者の費用負担は、子育て期にあり、しかも障害のある子どもを育てていることを勘案して成人とは異なる上限を設定した応能負担額表がつけられていました。自立支援法にはそうした子どもへの配慮が全くありませんので、事業所への報酬単価の1割がそのまま利用料となります。これらの見直しに町としてどう対応するのか。

2点目に、これらの制度を利用する施設の整備と事業者の確保はどう進めるのか。

大きな3点目では、にしはりま環境事務組合の確認書にある「精算」を明確にという題で、6月議会での町長答弁は、脱退する側にむしろ負担がかかるとしていましたが、組合議会では明確な答弁がありませんでした。そこで、以下の点に伺います。

- 1、にしはりま環境事務組合で計画している処理施設の供用年数は何年か。
  - 2、各構成町の建設・運営負担額は、それぞれいくらか。又その額は将来も変更はないのか。
  - 3、処理計画の日量処理量90トンの算定根拠は何か。
  - 4、周辺整備事業の佐用町対応事業と3市2町対応事業は何を以って分けているのか。
- 以上、町長の答弁をよろしくお願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長(庵途典章君) それでは、金谷議員から多岐にわたるご質問をいただきましたので、順次お答えを申し上げます。

まず、町内業者の育成をどうはかるか。というご質問で、「住宅リフォーム助成制度」と「小規模工事登録制度」の導入の提案でございます。このご質問については、旧町の段階でもですね、一度ご質問をいただいて、答弁をした事を記憶しております。

住宅改修制度は、障害者等住宅改修費給付事業、人生80年いきいき住宅助成事業、介護予防住宅改修事業などの制度により、住宅改修をしていただいております。全ての方です、この対象とする現在、住宅改修助成制度等は、現在のところは考えておりません。

この種の「住宅リフォーム」等につきまして、現在石井地域の建設業・林業等8業種の方々が集まって、石井の職人集団「リフォーム石井」を立ち上げられて、増改築、水道、電気工事、造園等の住民相談を受けられて事業を展開されているという例も出てきております。また「小規模工事登録制度」につきましては、現在佐用町が行っております入札参加の指名願いによる登録制度、町が発注する工事として、金額の大小に関係なく責任を持って工事をして頂くためには、町といたしましては、最低限の担保が必用ではないかというふうに考えます。そういう意味で、小規模な個人企業の方であっても、手間ですけれども必要な手続をし、指名願いを出して頂ければ、随意契約も含めて契約できるシステムとなっておりますので、特別な制度を導入することは、現在のところは考えておりません。

次に、「自立支援法の改定で子供の療育にどう対応するのか」とのご質問ですが。10月から本格実施となる、障害者自立支援法につきましては、現在町でもその準備作業を進めております。その一つは、障害者の皆さんの障害程度区分の調査、認定作業であります。今回特に急がれましたのは在宅生活者のサービス利用に対応するために、現在ほぼその作業を完了することとなりました。ご質問の、障害を持つ子ども達、児童に対する療育の課題ではありますが、国における対応も中々決定されず、障害児童を持つ保護者の皆さんにご心配をおかけしておりました。特に懸念されておりましたのは、障害児童に対するデイサービス事業で、これまで保護者の皆さんが日中だけ用事がある場合、宿泊のない日中だけの一時預けの制度が無くなるのではないかということでありました。この件に際しまし

ては、6月の末に開催されました厚生労働省の全国課長会で初めて明確な方針が出され、「障害児タイムケア事業」を再編し、障害児、障害者を通じた一時預かり事業として「日中一時支援事業」を創設されることとなりました。またデイサービス事業におきましても、この10月に直ちに「地域生活支援センター」への移行が困難な事業所については、経過措置として「経過的デイサービス事業」も残されることとなっております。これにより、保護者の皆様方が一番心配されておりました、預けたくても預けられない事態は回避できることとなりました。利用料の負担につきましては、自立支援法の全てが、介護保険と同様に原則一割負担となっており、低所得者に対しましては減免の措置も講じられることとなっております。ご指摘の児童デイサービスに関わる費用につきましては、現行では支援費制度のなかで、事業者を支払われる日額単価は、施設規模にもよりますが10人以下の小規模施設では、5,375円となります。新しい支援法の単価では、同規模施設で7,540円となり、その差額は2,165円であります。ただこの報酬単価につきましても、現在でも最終決定が行われておらず、今後、若干変更される可能性もありますが、基本的には、この1割が利用者の負担となりますので、実質的には2,000円余りが保護者の負担が増えるという事になると考えます。これ200円ですか？ああ、これの2,165円の差額の1割ですね。ですから実質は200円余りの負担という事になります。利用者負担については、一元化された自立支援法の下での運用でありますので、応能負担等の制度は残されておられません。

この利用者負担の軽減等につきましては、今後も課題になると思われますが、現在どの市町村でも特別な施策は行われる予定は無いというふうに思われます。

2点目の、施設整備と事業者の確保でございますが、本年度からテクノにできました総合リハビリセンターで、毎週1回ではありますが、西播磨3市4町の共同事業として、療育相談事業を開始しております。最終的には平成20年度にリハビリセンター横に建設される民間の養護施設に併設して、西播磨3市4町の共同設置として「児童デイサービスセンター」が開設されることとなっております。これにより、現在は姫路市の「ルネス花北」や、林田にあります児童デイサービスセンターをご利用の皆さんの、ご負担も少しは軽減できるのではないかと考えております。これ以外の、現在の現行の日中ショートステイの受け入れ施設につきましては、現在事業実施をさせていただいております町内の障害者施設たとえば「いちよう園」「はりま園」などの施設と協議を行わせていただき、町の指定施設として、地域生活支援事業の中で事業の継続を図ってまいりたいと考えております。

次に、にしはりま環境事務組合に関するご質問で、1点目の施設の耐用年数の件であります。施設は建物と様々な機械類から構成されておまして、それぞれにつき耐用年数が違い異なっております。耐用年数が中々全て一律な耐用年数があるわけではありません。施設全体としても法的に定められた耐用年数というものはありません。ただ、一般的にはですね、15年ぐらいというふうに、一応計算上言われますけれども、計画的な改修を加えていけば倍ぐらいは、その施設の寿命が延びるというふうに考えたらいいのではないかと考えております。

2点目の費用負担につきましては、現段階で想定しておりますのは、建設費に係る事業費が約92億、施設運営費が年間約5億7,000万円ぐらいで算出をしております。これはあくまでも予測でありますので、当然、金額的には変更が出てまいるといふにご理解いただきたいと思います。関係市町の負担額につきましては、先の7月31日の議員連絡会で説明をいたしましたように、建設に係るものと運営に係るものとを区別して、規約改正により負担率も改正するよう準備を進めているところであります。

次の、処理量90トンにつきましては、ごみの量、人口の推移等から当初計画の見直しを行いまして、1日処理量を見直しの結果100トンと計算がされます。その中で姫路市と

の協議によるバックアップ効果1割を見て、10トンを見込みまして、90トンの処理量ということで決定をしているところであります。

最後の周辺整備事業の件につきましては、平成17年の8月19日に建設予定周辺6集落から要望を取りまとめた時点で既に新町まちづくり計画、過疎活性化計画及び旧三日月町で計画をしていた事業、例えば西播磨地域社会基盤整備の基本方針及びプログラム計画につきましては、佐用町対応としそれ以外の事業につきましては、3市2町で対応するという事になったわけでありまして、

以上で、金谷議員からのご質問に対する、この場での答弁とさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

6番（金谷英志君） まず、住宅リフォームですけれども、その税務課なりその商工観光課なりでね、町内の業者の方が、こんだけ景気が悪くて、そういう状況をどんだけつかんでいるかで、その事も分かると思うんですけれども、いろいろ小規模会社に対して、町もいろいろ助成もしています。商工会に対して助成なんかもしていますけれども、今町内業者のおかえている状況をどういうふうに把握されてますでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答えてください。町長。

町長（庵逄典章君） 町内業者といってもいろんな業種があります。ですから一概に中々です、こう把握する事は難しいんですけれども、建設業全般に亘りましては、若干まあ、今、景気の回復の中でね、仕事が増えている部分もあるというふうには、思いますけれども、昔と比べればですね、この住宅の着工件数は、かなりあるわけですが、やはり住宅そのものが、そういうメーカー、ハウスメーカーが非常に進出をしてくてですね、中々難しい。従来の工法での地元の建設業者の方が担当するという家が少なくなっているのが事実です。そういう中でですね、非常にまあ左官工事であるとかですね、また屋根工事、そういう従来の在来工法に伴う建設業の方々の仕事というのはですね、当然、まあ減ってきているという、厳しい状況にあるというふうにも認識はしております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

6番（金谷英志君） そういう町内業者の厳しい状況は町長も把握されているという事なんですけれども、それによって、その町長に資料は渡したと思うんですけれども、この助成制度、住宅リフォームの制度を設けることによって、その町内的なね、経済が循環して効果があるということで、1つは佐用町の同じような町ですけれども、それで住宅改修リフォーム制度を助成している、助成制度を実施している自治体の例として、表も町長の方に示しておりますけれども、茨城県の猿島町なんかでは400万、約440万の町としては助成額を、それをもってそれが全体の工事では8,600万。実に19倍のその町内の経済が潤ったと、こういう経済効果も町内全体としてねあるんですけれども、そういう点は、町内の経済を活性化させる意味で効果があると思うんですけれども、その点はいかがですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これは計算の仕方によって、いろいろとね、その分析評価が違ってくる、出てくるんだと思うんですね。それ確かに1割の補助をすとかですね、当然民間、個人の住宅に対して公費をですね、その全てできるわけではないんで、その、そういう事業を新たに掘り起こす、100パーセントそれを掘り起こした形になればですね、そういう新たな経済効果が出たという事になるんですけども、これは当然、そういう制度がなくても改修工事を必要な家庭も家も多いわけで、ただそれができたから丁度良かったという形でされてなれば、その分はですね、新たな実際には、事業ではないという事にもなるわけです。ただ、その制度を使った、作った、作ればですね、確かに今でもかなり町内でも下水道の、この普及によってですね、水洗化そういう工事を伴う形で今かなり、その面では、町内業者の方も忙しい所もあります。下水道が整備されましたので、その丁度期間はあれですけどね、その限られた中になりますけども、沢山の方がされてます。そういう方が、全部そういう方に使って、使われれば、大変町としても財政も非常に厳しい中で、対応できないという点もありますし、確かに厳しい中小企業のその町内業者の皆さん方の仕事を増やすという点では、私はそういうように、この下水道の事業とかですね、他の道路の改修事業だとか、いろんな面で公共事業として係わる中で、民間の波及効果というものも出てきているというふうにも思いますので、直接そういう制度によって、今対応していくという事は考えておりません。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷君。

6番（金谷英志君） これは、まだね、2004年に衆議院の予算委員会なんかでも、国の制度としてね、これを取り上げたらどうかという国会の答弁があって、その中で国土交通省の住宅局長は、この制度を取り入れる事によって一般的に経済的な効果という場合には、住宅同士の生産誘発効果というふうな事を、むしろ我々は言うておりました。省官長を含めまして、我々の試算によると木材あるいはガラスなどの生産資材に加え、関連の機器、エネルギー、輸送等を含めまして2倍近い生産誘発効果があると。全国的にはそういうその国土交通省の試算でも、そういうふうな国会答弁で出ているんですね。ですから全部を、その住宅を個人の住宅を町の負担でやるのは大変ですから、たった5パーセントなり、それから10パーセントまでの全工事の中の割合を、それだけで誘発効果があると。呼び水になるというふうにしてるんですね。ですから全部全部それ住宅個人の財産に対して補助するわけでないですから、誘発効果があると、そういう効果があると思うんですけども、それはいかがですか。

議長（西岡 正君） はい、町長答弁願います。

町長（庵逄典章君） 確かにですね、どれだけ誘発効果があったかというのを検証するのは非常に難しいんです。ですから無いという事は、私は思いません。やっぱりする事によって、補助制度があるから、助かるからやろうという方もいらっしゃると思います。ただ、やはり住宅、自分の住まいについてですね、先ほど言いましたように、どうしても、やはり下水道の工事によって水洗化すとか風呂を直すとか、これは生活、自分達の中でやっておられます。だからそういう方は、そういう制度があるとか無しに係わらず、やられて

おられます。やはり建設業というのは、非常に裾の尾も広いし経済に対する波及効果は、確かに多きわけですね。まあ、家をいらう事によって電気屋さんまた家具屋さんいろんな業種の方にも波及効果があるわけです。ですから、住宅産業というのは、非常にまあ、そういう意味ではですね、地域経済に対しては、大きな貢献がされている事は充分分かっておりますけども、ただ、それをやって、誘発してすごく増えるというふうには、あまり私は考えません。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

6番（金谷英志君） すごく増えないと町長言われるんですけどね。初めの質問で例を出しました京田辺市の工務店で調査をしているんですね。そういう場合でも10万円の補助でも決して僅かではない。年金生活者や高齢者から大変喜ばれている。何が一番のメリットかという、リフォームの決心がついたと。町が、それだけ10万円、上限10万円でする工事に対して、それで住宅を改修しようと、そう決心がついた大きな誘発効果がここへ出てくると思うんですけども、町長が言われるようにね、これは制度を作ったからといって、それが誘発に結びつかない、そういう現状ではね、他の制度取り入れてる自治体では、そうではないんですね。で、そういう自治体も、もうちょっと調査されたらどうでしょうかね。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） その自治体もですね、京田辺市、前にも聞きましたけども、全国的にも、それ程たくさんあるわけじゃない。その中でも2年間だけの、まあ限定でされたという事です。ですからこの制度をね、今の現状、私は全国的にも、そういうように非常に効果があって、新たな事業がかなり生まれてきたという事であればですね、検討の価値はあると思いますけども、まあ、そこまで実施するという形での具体的な検討する意思是、今のところ持ちません。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

6番（金谷英志君） そういうふうに、いろんな町長に資料をわたしているんで、全国的に多くの自治体が、こういう制度取り組んでその効果があったとしている。勿論検討されたっていいと思うんですけども、その個人資産への助成という事についてはね、介護保険のメニューの中でも、町長最初答弁されました。いろんな町としても助成しているという事がありますね。その介護保険については、介護保険の住宅については、42件で町が、510万円。それで介護保険で460万円持って個人負担が51万円。これまあ、こういう制度で、ですから、その人は、まあ介護保険ですから、そういう住宅改修、手すり付けたり、ドアノブを大きいしたりね、そういう必要に迫られていう事もあるんですけども、一般の人が、介護保険その住宅改修の、その体が弱った時じゃなくても、普通の最初、町長が言われたように、下水道の、そのつなぐトイレの改修なんかにしてもね、これがそのつなぐ率を高める、下水道を普及を高める意味でもね、これを町として助成があるならという

事でトイレの改修もして、下水道のその配管の率も高まると、そういうふうに思うんですけど、その点は、いかがですか。下水道の方も、それで踏ん切りがつくというふうに、そういうような効果はないでしょうかね。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、下水道はですね、やはり大きな投資をして整備をしてきております。法的にも3年、完成後3年以内に、これを供用開始、つなぐという事も、これ町民の皆さんの、やはり責任としてですね、取り組んでいただかなきゃいけないという事で、それによって、まあ加入率は良くなったとかというような話ではないというふうには思うわけです。ただまあ、そのやっぱり介護保険とかですね、今言う、そういう障害者の方の住宅リフォーム、これは、あるいは福祉政策にしているのですね、町の取り組みとして、取り組んでいるわけです。ただその福祉政策であっても、1つの事業、仕事には結びついているわけですね。ですから、こういう点では、行政がですね、やはり支援をしていかなきゃいけない形であろうと思いますけどもね、一般の住宅の方にまでですね、これを全部広げていった時に、当然家というものは改修、ある程度手当てをしていかなきゃいけないのが、現実です。そういう方に公平に全部にですね、やっていこうとすればですね、町としての財政としてもね、相当大きな費用負担を、財源を長期的に確保してやっていかないと、非常に不公平な形にもなります。ですから、今の段階ではそういう対象者というものをね、やはり限定され、必要な方という形の中で、やっぱり、これは住宅リフォーム等は取り組んでいくべき。町としてはね、形であろうというふうに思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

6番（金谷英志君） そういうふうに、きっかけができたという、きっかけをね、呼び水をする意味でも、住宅リフォーム制度は有効な施策だと思うんですけども。次、小規模工事についてはね、今指名願制度、指名願いでやっているという事がありますけど、それを公平性を持たせる意味でね、どんな、そのある程度、町は審査するわけです。誰でもかれでも登録すればいいというわけじゃない。その中でまた発注した場合に、発注するか、その場合にある程度審査があるわけですね。ですからどんな人でも業者が登録して、その業者が登録して、その工事を町から受けれるという事ではないんでね、公平性を求めるいう意味では、今の制度をその登録した以上は、誰でもその随意契約、見積入札に参加できる、そういう体制が今現在あるんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵逄典章君） 登録といったら建設業、土木業ですね。建設業に係わっての業者の、そういう事業者の登録制度です。物品の納入とか、そういうのは、今佐用町はやっておりません。建設業にあたっては、当然登録をされた方に、その事業の内容によってですね、指名をさせていただいているという事で、その指名については公平を保つように、できるだけ公平を保つような形で指名をさせていただくという形で取り組んでおります。



で、小規模な業者と言われますけれども、例えば建築なんかで大工さん、家で自分で仕事をして自分で経営されているいわゆる大工さんと言われる方、まあこういう方もですね、今会社経営として、個人の登録もしていますから、登録されていない人もあるし、町の登録をされている方もあります。登録されている方については、そういう内容で、指名をしているというのが現実です。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

6番（金谷英志君） 登録制度の住宅リフォームのところで業種は言うたんですけども、いろんな業種についてもね、電気工事にしても、それから冷暖房設備にしても、そういうようなのも全部、業者で登録して、その小規模な工事、工事というか先ほど言いましたように、貸借とか売買とかがありますね。商品の売り買いとかがあります。そういう面も全て登録して、業者が公平に町から受ける小規模な工事は、受けれると、そういうふうな体制にした方がより公平性があって明確ではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

町長（庵逄典章君） そういう物品なんかの納入なんかについても登録制にした方がいいという事ですか。

6番（金谷英志君） そうです。そういう業者も入れると。

町長（庵逄典章君） まあ、狭、ある意味ではね、地域ですから、物品なんかにつきましては、沢山の物を購入するという事はあまり無いんですけども、その都度ですね、必要な時には、団体として商工会があります。町が一方向的にですね、指名をして、どこかが買うというのではなくって、できるだけ沢山の方に、そういう機会を持っていただくという事で、それぞれの商工会を通じてですね、参加、見積参加業者を募るといような形を取らしておりますのでね、物品等については、非常に沢山ありますし分類とかですね、そのあれによって、町の中でこれをきって指名をしていくというのは、非常に難しい点があります。そういう事で、現在の状況では、私は物品まで登録制をとるといことは考えておりません。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

6番（金谷英志君） その介護士の例も町長の、その資料には付けとんですけど、介護士では、登録業者が856人。まあ膨大な数になっているのに、1つ1つ、それを市としては、広い上げてね、その登録したやつには、結局、登録した業者については、そういうふうな、その機会があると。その町からその仕事をもらう機会がある、そういう機会の均等というかね、機会を全部、入札する機会を増やしていくわけですね。そういう事では公平だと思うんですけども、その商工会の方でも、それは、一応ね、商工会に並んで、商工会の中で、ある業者を選定されて、そういう事でしょうけれども、町がそれをしたら、より明確に公平性が保たれると思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君） そういう機会がですね、沢山あれば、本当に、それぞれにね、言えば配分ができるという形になるんですけども、町のようなぐらいな規模になりますと、中々それ程、その入札をして、行う事業そのものが少ないですね。町にも建設業なんかですと600。今、新町になると何百社になってるかな。分からないですけども、何百社の建設業なんかの登録もあります。しかし、まあ言えば、ほとんどの業者は登録だけされて、指名の機会がないというのが現実なんですね。ただ、他に町内の業者の方については別途、それを分類してですね、できるだけ町内の業者さん業者の皆さんができる事は町内でやっていただけるような形での指名をしているというのが現状です。物品なんかについてもね、町内の業者で、今度、非常にまあ、同じ食料品にしてもですね、衣料にしても、沢山の方向があります。ただ、それを登録していただいてですね、それが、ほなら、そういう町が、何かを、それを買う機会というものがですね、それが有るかということ、中々沢山はないという事です。ですから、それは、その時が出た時にね、今、言いましたように、商工会等がやはり、これも商工行政の1つを担当している団体ですから、そこが公平に連絡をしていただいて、参加業者を募るという形が、やっぱり、それで公平性は、保てるというふうには考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

6番（金谷英志君） その住宅リフォーム制度にしても、小規模登録工事にしても、この、何でこういうふうな質問をするかというわけです。町内に経済を活性化させる。そういう政策の1つとして、こういう提案をしているわけですけど、町長全体として、そしたら、経済活性化、どういふうなね、1つは、これは私、大きなその活性化につながる制度だと思んですけども、あまり考えとっておられないという事なんで、経済の活性化全体の政策としては、町長は、そしたらどういふ事を考えておられるんでしょうね。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 町だけでできる事は非常に少ないんですけども、これは、行政の仕事というのは、民間業者の事業者が、その事業を展開し易いように、まず、そういう環境作りをしていくというのが、一番大切なところじゃないかと思えます。ただそれだけじゃなくって、やっぱり、こういう私達のような地方の都市になりますと、元々のそういう仕事がないと。ですから、このいわゆる公共事業、町の予算で使う、そのお金ですね、町が使う、その予算。町の予算。こういうのがですね、地域経済にとって大きなウエイトを占めているという点があると思えます。

ただ、いわゆる公共事業自体もですね、国の全体的な、やっぱり予算削減の中でですね、非常にまあ、減ってきているというのが現状なんですね。ですから、まあ、その後は、民間の事業者が、民間事業というものが、沢山工事なり、そういう事業が展開できればいいんですけども、この点は、中々民間の事というのは、町行政として、直接は、リードしていく事は中々できません。ですから、まあ、町ができる事というのは、そういういろん

な土木事業が展開し易いような中で、協力、規制とかですね、許可とか、そういう事に対しても、できるだけ配慮し、それが町内の事業につながるように、また町内の業者の方、事業者の方が仕事ができるように、町のできる範囲で配慮していくと。だから、今公共事業なんかについても、できるだけ町内の、できる仕事は、町内の業者の方に入れる、仕事していただけるような形での発注をしていくという事を考えているわけです。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

6番（金谷英志君） 次に、子どもの療育に移りますけれども、今現状からしてですね、先ほど、平成15年に先ほど町長が言いました、ルネス花北に今まで、佐用町、親御さんらが、子どもをそこに預けるというか、そういう所で療育されていたわけですが、平成15年には、その国の方針が変わりまして、ルネス花北の支援施設としての対象圏域は姫路市だけとなって障害のある人達を地域で支える為には、地域でやっていく、佐用町でやってほしいという事なんですね。その先ほど3年間、3年間にテクノにそういう施設ができる。3年後にね、できるという町長の答弁でしたけれども、それまで、今は相談業務だけなんですね。その子どもが、どうしたらいいか、施設自体がない。相談の機能だけなんですね。ですから、実際に療育、その機能訓練を受けようと思ったら、そういう施設は、現在は、どっかで受けれるんでしょうかね。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、あの、今ルネス花北の方がですね、そういう方針が出て、そこへ行っておられる方が非常に困った状態になったという事の中でね、これを町、佐用町だけで、中々そういう施設を設置することはできませんので、県にもいろいろと要請をして、現在そういうリハビリセンターの中でですね、受けれるようにできたと。だから相談をしていただいて、そこで指導を受けてですね、それぞれまた訓練等につきましては、保健所でやってるのかな。どこでやってる？

〔「保健センター」と呼ぶ者あり〕

町長（庵逄典章君） 保健センター、その指導に基づいて各保健センター等で実際の訓練等をしているという現状ですね。相談、まず親御さんの一番の要望は専門的な指導が受けれるようにして欲しいと。それができないのが非常に心配だという事でした。その点についてはですね、一応のそういう体制が、何とか早く整えられたという事です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

6番（金谷英志君） そういうふうに、国の方針として、方針としてというか、今、障害児の地域医療等支援事業というのがあるんですが、その3つ療育支援施設の事業としては、

1つは生活、地域生活支援事業として、これは相談を受けるということなんです。それから2つ目が、療育支援事業、これが一番、今町長が言われたように、施設が持っている診断、診断や検査、訓練など専門的機能をここでやろうという、実際こういう制度が障害児地域医療支援事業というのがあるんですけども、これが実際機能しているかどうか。先ほど、保健センターと言われましたけれども、やっていると言われるんですけども、それこそ専門的な知識があって、子どもの療育その機能訓練なんかできるんですけども、そういう体制が保健センターでできているんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） おっしゃるようになりますね、今までの経過で見ますと、全ての機能を取り揃えておたんですが、いわゆるルネス花北になると思います。これはまあ、医療機関、ドクターの方から入れられましたので、当然、診療、診察等の機能を持ちながら、いわゆる訓練機能も持っていたという事で、非常に実際に障害者を持たれておるお母さん方のあれが、希望がですね、ルネス花北へという要望がずっと続いておりました。で、それが、いろんな制度の中で、町からの紹介があれば、今でも、ルネス花北の方へ行っていただいておりますが、通常の場合は制限があるという事ですね、それに対応する為に、という事で先ほど町長が申されましたように、県へ要望していただいて、各、合併前も含めてなんですけど、それでテクノに、その代わりとなるものを何とか、西播磨の療育を整備したいという事ですね、それで、今、相談事業をという事は、ドクターの確保とですね、その場所の問題もありますので、少なくとも県の方のご協力によりましてですね、ドクターを確保して毎週1回、その相談事業は先行事業として始めると。そして20年の4月からはですね、これもまあ、テクノ管内の関係市町の共同出資という形で施設をきちっと建ててですね、ルネス花北に相当するような完全なデイサービスセンターを共同設置したいという事で、今準備を進めているという状況であります。やっぱり、それまで今の対応についてはですね、中々通常のデイサービスセンターでも、いわゆるドクターまで確保しているという施設は、ほとんど少のうございます。ですから、それは医療機関として、子どもセンター等の医療機関にかかっていたら、児童デイサービスの訓練だけ受けるというような場合になりますので、その場合は、今町内人数が少ないんですけど、姫路市の林田にあります鈴ヶ峰という児童デイサービスセンターがありますので、そこへ何人か入っていただいているような現状です。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

6番（金谷英志君） 今、ルネス花北が、その3点目の療養拠点施設と県から位置づけられて、それを利用するには、支援の依頼が必要になって町としても、そういう依頼に係わってくると。実際、そういうルネス花北は、その進んだその専門的な機能訓練もできる場所ですから、そのテクノにできる3年間までに、そういうルネス花北、実際今言われる課長言われたんは、相談業務は先行して、そういうふうに、今されよんですけどもね、機能訓練なんかは、3年間の間は、どういうふうに専門的な機能訓練なんかは、どういうふうにされるんでしょうか。ルネス花北に行ったら、それこそいいんでしょうけども、ルネス花北に行く支援施設と、その紹介されるような事も、やっぱり町としては、やられるんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい。

6番（金谷英志君） ルネス花北に行けるかどうか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 基本的にはですね、町からの紹介状を持ってルネス花北に現実的にはお世話になっているという事例もあります。ただ、その継続的な通常のいわゆる訓練等についてはですね、先ほども言いましたように、一部のお母さん方は、その林田の児童サービスセンターの方へ通われたりですね、それから町へ持って帰って、保健師と相談で、いわゆる町の保健事業というんですかね、保健所にあります療育事業の中で保健師と相談して、その対応もやっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

6番（金谷英志君） 現在、そのルネス花北へ前利用しよった方ですね、中々、姫路市が15年で手を引きたいという事に、直ぐそのまま、ちょっと制度が申し込みが、ややこしくなったんかね、あまり行かれてない。行かれるんでしたら、制度がそういうふうな、支援事業があるんでしたらね、そういうふうな周知も必要と思う。やっぱり、そのルネス花北も、こちらから紹介したら行けるとい事なんですか？そういう事なんですか。分かりました。それから、最後のゴミ処理場の事に移りますけれども、町長答弁で6月議会ですけれども、町長は、町長の答弁ちょっと朗読しますけれども、内容を見て、ただ、それは、脱退があるかどうか、私が確認した時ですね、に対する町長の答弁ですけれども、「内容みてね、ただ、それは、無条件に脱退をすとかせんという問題ではない。そういう負担の問題とかですね、今後の運営のなかでの負担についても、すべて、やはり、それぞれの市町に負担の増とか、減とかいうことは、お互いの合意がなければできないことですから、そういう意味では、施設を造った以上、脱退することによって大きな逆に脱退する方側に、当たっての経費負担というものがかかってくるわけです。そんなことまでして、脱退する意味はないというふうに思います。そういう意味では、私は脱退はないと思います。」こういうふうに答弁されているんですけど、そういう事で、今もそういう、にしはりま環境事務組合で、そういう事を聞いたんですけど、そういうふうには言われなかったように思います。今の答弁で、脱退は無いと思います。そういう答弁で確認してよろしいんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 先ほども、新田議員からのご質問の中でもですね、お答えをしましたが、姫路市の場合には私は、一応供用開始後ですね、7年間は搬入すると。その後

については、その時点で協議をすると。清算をするという覚書がありますね。そういうふうに私は、実際に今後なっていくだろうなという事は思います。ハッキリ言ってですね。ただ他の懸念されております新宮、まあたつの市でありですね、上郡と、これはやっぱし、全然姫路市との状況とは違うと思っているわけです。ですから、その清算については、当然、もしその話があった時にですね、これは無条件にお互いの合意無しに脱退ができるものではありませんし、もし残された組合の方に大きな負担がかかるのであれば、それは、その負担がかからないように、当然お互いに責任を持って、この加入をして組合として作っていくわけですから、一方的に、一方に負担がかかるような清算の方法は無いというふうに思います。それと同時にですね、もし脱退までして新たな物を作るという、その段階でね、なれば、その先ほど新田議員の時にもお話ししましたが、その処理区域というのが、一応認められて、その処理区域のゴミを処理するという形で国の補助金なり交付金という形をもらって実際に施設を造っていくわけですね。今後も、その施設も更新もしていかなきゃいけないわけですね。だから、そういう更新をする中でですね、その新たな物を造る時にですね、ここの組合として造ったものの、脱退した所が新たに他の、じゃあまた新たに補助金、交付金をもらってできるかといったら、そういう甘い物ではない。そういう制度はおかしい。二重の交付金になってしまいますよね。それは。だから、私は、そんな、もし負担が大きくかかるような事は、当然、行政として、どう考えたってできるわけではないと。だから、脱退は無いと思ってますと申し上げたんです。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

6番（金谷英志君） そういうふうに町長、交付金の関係で言われるんですけども、姫路市についてはね、その上郡とたつの市については、その新たな処理場を造る場合に交付金は二重に交付されんだろうと、そういう事なんですね。でしたら、今現在、安富町は、今にしはりま環境事務組合に構成して交付金を受け取れますわね。一方で、姫路市でも、そういうふうに網干に処理場を造るという、それ二重の交付金の交付ではないんでしょうかね。それは。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） ですから現在の処理区域は、旧安富町分は、このにしはりま環境事務組合の事業区域として認定を受けているわけです。

姫路市の今の網干沖にある物は、その区域は計算上は外れてます。ただ、微々たる量である事は間違いないんですけどね。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

6番（金谷英志君） それでしたら安富についてもね、安富については、ずっとにしはりま環境事務組合で交付金をもらっている以上、その分としてもらっている以上、町長の、

その弁でよりますとですよ、そういうふうなによりますと、そしたら、安富町も網干にできる分のやつについては、ずっと別のもんだという事じゃないんでしょうかね。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） ですから、この点は、何度も言っているつもりなんですけれども、姫路市ですね処理規模からしてですね、安富町の処理区域内のゴミというのは非常に量が少ないというわけです。割合がね、だからその分は、姫路市さんの方から見ればですね、国の交付金どうのこうの当てにしなくてもですね、その部分だけの処理から見れば、一体的に処理した方が経費も安くなるという事は、これはもう計算上出てくるわけです。ただ、他の新宮なり、例えば上郡がと言われますけれども、上郡なんかにしてもですね、2万近い、新宮町にしても1万8,000あるわけですよ。それだけの規模の処理区域のに当る施設の交付金というのは非常に大きな物があるわけです。それを無駄にして、もらえない、単独に自分とこの単費だけでやるというような事はね、これは、どう考えたって、町民が、許さない。市民がおかしいと。そんな事は、町民負担に、町民から見れば、逆に言ったら、大きな無駄遣いと言うんか、無駄な事業だという形になりますからね、だから、そういう事はあり得ないだろうというふうに、私は思っているという事です。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

6番（金谷英志君） 安富町の分にしては、姫路市の割合から全体の割合からしたら、処理量の割合からしたら、微々たる物だから、交付金には影響しないと。そういう事で、たつの市について、それから上郡については、そういうふうな事で町長言われたんですね。それから交付金を二重に受け取るという事では、最初の答弁、その町長の答えではね、交付金は二重に交付されるから、そういう事で、国の制度としてやれないんじゃないかという事でしたけれども、微々たるもんだから影響が無いと。そういう答弁でよろしいんですね。

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵途典章君） まあ、影響がないわけじゃないですけども、姫路市からのね、財政的に計算した時にね、それは交付金等については、もう考えなくても自分の所の自前の予算の中でね、充分それは対処した方が、確かに経費的には削減できるだろうというふうに、私らも、当然思うわけです。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

6番（金谷英志君） その処理量の90トンの根拠ですけども、初めが130。第1の補助金の関係の、その制度の時には132トン。それから100トンになっていう事ですけども、その変遷の具合が、その補助金から交付金に変わるから、改めて処理計画を作り直すという事で、計画をやり直したんですけども、人口についても1日の処理量とか、その

予想の範囲にしても、その 132 トンの時と 100 トンの時と全く変わってない、基礎的な数字が変わってないのに、132 トンから 100 トンに処理量が変わったというのは、それはどうという理由なんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 交付金、補助金制度から国の交付金制度に変わって行ったと。まあ、そういう中で、もう 1 度、基本計画を策定しなおす必要があったという事は事実なんです。ただ、当初組合を作って、概算のですね処理量を算定する中で 132 トンというものが出てきたわけです。ただ、私は、そういうその交付金制度が変わる変わらないに係わらずですね、当初からあの中でも言うてましたけども、実際に建設に具体的な実施設計に当たるに当たっては、入るに当たってはですね、実際の再度その処理量等については、見直しを図って、当然検討しなおすと。過大な物は、当然造る必要が無いわけですから。そういう事は中で、ずっと申し上げておりました。ただ、それが非常に大きな差が出たと。で、この点について、私は、この算定と言うんですか、基本計画については、コンサルの方に今お願いをしてやっているわけですが、その中での数値がですね、非常にゴミの量が、まだ増えていくと。当時ね。将来。供用開始する平成 22 年当時からでしたから、まあ当時から言えば 7 年 8 年先になったわけですが、そういう伸び率というのがあるわけです。それから事業所のゴミが増えるという事。それからリサイクルですね。そういう点についての、評価ですね。数値。そういう物が当初の見込は非常に言えば大きかったという事です。今回、当然最終的な規模を決める段階においてですね、そういうゴミの減量化とか、それから今の減量化に伴って伸び率もゴミの排出量の伸びも減ってきている部分が、そういう大きな伸びが無いと。それから事業所のゴミ等についてもですね、かなり企業のゴミの削減によって減ってきていると。そういう物を充分勘案してですね、できるだけ実態に合ったものにしていくという事での作業の中で 100 トンという数値が出てきたというふうに考えております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、後 5 分になりましたので、それはお含みの上、質問してください。

6 番（金谷英志君） まあ、100 トンにあった、その事業所のゴミの量を多めに見積もっていた。それから人口についても 16 年度にはね、前の前の予測ですけども、大体比較したら 6,000 人多く人口も見積もっていた。増えていくだろうと見積もっていた。それからゴミの事業系にしても、18 トン。大体それぐらいね。何で、その初めから、その補助金の時の制度と、それから交付金にとって変わった 1 年も 2 年も、たった 1 年か 2 年、それぐらいでね、事業の予測、事業所のゴミの予測、その量の予測が 30 トンもね、変わるような、そんだけのもんかなという、初めにもっときちっとした、今、町長言われましたけれども、その大雑把な事業所のゴミの予測がええかげんだったということですけども、初めに何で、そういう予測ができなかったんかなと。そういう点では、きちりね、できると言うんですよ。人口予測にしても、何で人口がね、6,000 人もその幅があるんかね。そんなええかげんな、そのデータだと。その見積の仕方だと言うんですけども、そういうええかげんな事じゃないと町長思われますか。ええかげんじゃないですか。これ。



議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、あの、補助金から交付金になったから、そういう制度あげたという事では、これ全然無いんですね。これは。名前は変わりましたが、実質、その補助金も交付金もほとんど内容は同じです。ただ国としても実際にいろいろ、この施設に対してゴミの減量とかですね、営業料金の回収とか新たなこの施設に対する要求というのが、こう社会的な要求が出てきてですね、そういう事が盛り込まれてきているわけです。まあ、ただ、そんな事は別にして、たった2年程の間にですね、なぜこんなに大きく下がったか。確かに私も言われるとおり、そういう数値が出て来た時にね、私もなぜこんなに差が出たんだという事は、実際言いました。ただ、私達はまあ、そういうことを含めて環境創造協会とかですね、そういうコンサルの専門家に一応依頼をして、いろいろとその基本計画をお願いをしているわけですね。そういう中で、その数値のとり方、予想の仕方というのがですね、確かに結果的に大きく甘かったという事が言わざるを得んと思います。はい。もうそれ以外に、もう答えようがないんですね。だけど最終的にはね、それだけの100トンというまでですね規模が、現実合った形で私はできてきたというふうに思っておりますので。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

6番（金谷英志君） その100トンはええとしても、ええとしてですね、100トンから90トンになった10トンを姫路市のバックアップ効果で10トン減らす。その1割いう数字もどっから出たのかなと。10トンいう数字はどこから出たのかなと。ゴミ量の排出量から積み上げてきた90トンという数字じゃない。ただ単に1割、姫路市のバックアップ効果を1割という事ですけども、10トンの根拠、1割の根拠は何でしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵逄典章君） この辺はですね、確かに細かく100トンというのは、いろんなケースですね、数字を積み上げてきて計算されて算出された数字です。ただ姫路市との、そういう、その約束の中ですね、その施設の規模を軽減して、当初の経費を削減する事によってですね、お互いに姫路市がもし脱退してもですね、最終的に経費が負担にならないように、また過大な物にならないよという事で、どれだけ削減できるか。この辺は、県の指導もいただいたり、平たく言えば、経験上ですね、その1割ぐらいの余裕というのがね、施設には、当然設計の中でも経験上あるという事だと思います。だから、そういう中で、ギリギリのところで、やっぱり施設を運転をしていくというのは、非常にまあ、危険なわけで、ある程度の余裕のある中で、施設というものは設計もされ運転もしているわけです。しかし、それがバックアップという事でね、非常の時に姫路市の施設にゴミを、ゴミを処理していただけないという事であれば、かなりギリギリのところまで、施設を小さくできるという事。これがまあ、バックアップ効果という事で、それが約1割というような、ある意味では、経験的に1割ぐらいはできるという、それに合わせて、いろいろと造って行こうという事で決めた数字だというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君の発言は終わりました。

はい、お諮りします。後 9 名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君）           ご異議なしと認めます。

これにて本日の日程を終了いたします。

次の本会議は、明 9 月 14 日午前 10 時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦労さんでございました。

午後 0 5 時 5 8 分 散会

---